

# 人間科学

第40巻 第2号  
2023年 3月

---

## 研究論文

戦後日本における「人間科学」の曖昧さ

— 文献と組織の検討 — ..... 長谷川 幸一 1

杜多瓜坊の東日本行脚 — 化政期の行脚俳僧 ..... 二村 博 112 (一)

コロナ禍で露呈した外国人材依存社会の脆弱性 ..... 北根 精美 23

地域学校協働活動を担う人材の職務の固有性

— 1990年代までの社会教育職員論の再検討をもとに — ..... 松橋 義樹 43

## 研究ノート

李鴻章の朝鮮に対する「開国」勧告 (一)

— 李裕元への書簡を中心に — ..... 崔 蘭英 88 (二十五)

茨城県地域におけるソーシャルワーカーの勤務実態

— 質問紙調査の結果から — ..... 平塚 謙一・若林 功 59

Popular Rebellions in History Plays ..... 眞部 多眞記 71

## 常磐大学人間科学部紀要『人間科学』編集規程

(目的)

第1条 この規程は、人間科学部紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が行う編集作業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠)

第2条 この規程は、人間科学部紀要編集委員会規程（1983年6月15日）第4条に基づく。

(公表)

第3条 常磐大学人間科学部（以下「本学部」という。）の研究発表誌『人間科学』（HUMAN SCIENCES）（以下「研究紀要」という。）は、毎年度に1巻とし、2号に分けて編集し、冊子体を発行するほか、その電子版を常磐大学のホームページに公表する。

(寄稿資格)

第4条 研究紀要へ寄稿する資格を有する者は、本学部の専任教員および委員会が認めた者とする。

(審査)

第5条 委員会は、次のことを寄稿者に確認しなくてはならない。

- 1 提出された論文等が学術論文等として相応しい内容と形式を備えたものであり、かつ未発表のものであること。
- 2 図版、写真等に著作権等の支障がないこと。

(論稿の種類)

第6条 研究紀要に掲載される論稿は、次の各号のいずれかに当てはまるものでなければならない。

- 1 論文 論文とは、学術論文に相応しい内容と形式を備えた理論的または実証的な未発表の研究成果をいう。
- 2 研究ノート 研究ノートとは、研究途上であり、研究の原案や方向性を示した未発表の研究成果をいう。
- 3 書評 書評とは、新たに発表された内外の著書または論文の紹介であって未発表のものをいう。
- 4 学界展望 学界展望とは、諸学界における研究動向の総合的概観であって未発表のものをいう。
- 5 その他 その他の論稿であって委員会が寄稿を認めたものをいう。

(編集)

第7条 研究紀要の編集は、前条までに規定された事項を除くほか、次の各号に従って行われなければならない。

- 1 必要に応じて、片方の号はテーマを決めて特集号とする。
- 2 論文の体裁（紙質、見出し、活字など）は、可能な限り統一する。
- 3 紀要のサイズはB5とし、論文、研究ノート、書評および学界展望は二段組、その他は一段組で、原則として横組で明朝体とする。

附 則

- 1 この規程の改正には、委員会の3分の2以上の委員の同意を必要とする。
- 2 この規定の改正条項は、2020年4月22日から施行する。

## 常磐大学人間科学部紀要『人間科学』寄稿規程

(目的)

第1条 この規程は、冊子体および電子媒体で公表される常磐大学人間科学部の研究発表誌『人間科学』（HUMAN SCIENCES）（以下「研究紀要」という。）に寄稿を希望する執筆者について必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠)

第2条 この規程は、人間科学部紀要編集委員会規程（1983年6月15日）第4条に基づく。

(寄稿資格)

第3条 研究紀要へ寄稿する資格を有する者は、常磐大学人間科学部紀要『人間科学』編集規程（1983年6月15日。以下「編集規程」という。）第4条に定める者とする。

(寄稿希望者の義務)

第4条 研究紀要への寄稿希望者は、寄稿に関してはこの規程を遵守するほか、この規程の解釈については人間科学部紀要編集委員会（以下「委員会」という。）の決定に従わなければならない。

(原稿提出要領)

第5条 寄稿希望者は、委員会が定める原稿募集要領に従って寄稿希望書ならびに原稿を委員会に提出しなければならない。

- ① 委員会に提出する原稿は、編集規程第6条に定める論稿の種類に当てはまるものでなければならない。
- ② 委員会に提出できる原稿は、原則として一号につき一人一編とする。
- ③ 原則として、原稿は電子媒体とそれを印刷した紙媒体とを合わせて提出する。本文は横書きの場合、1ページあたり30行・1行あたり40字に字組みする。本文・図・表・写真などのデータは、それぞれ標準的な形式のファイルとして収録する。なお本文中に、図・表・写真などの挿入箇所を指定する。
- ④ 原稿の長さは、図表等を含め、論文は2万4,000字以内（A4用紙20枚）、研究ノートは1万2,000字以内（A4用紙10枚）、書評は4,000字以内、学界展望は8,000字以内を基準とする。課題研究助成報告は、研究計画年次終了分に関しては、論文又は研究ノートとして寄稿する。そのほかのものについては、委員会が決定する。
- ⑤ 提出原稿は、執筆者がコピーをとり、オリジナルを委員会に提出し、コピーは執筆者が保管する。

(原稿執筆要領)

第6条 寄稿希望者は、原稿執筆に当たっては、次の各号に従わなければならない。

- 1 原稿の1枚目には、原稿の種類、題目、著者名および欧文の題目、ローマ字表記の著者名を書くこと。
- 2 論文には、200語程度の欧文アブストラクトを付すこと。
- 3 書評には、著者名、書名のほか出版社名、発行年、頁数を記載すること。
- 4 日本語以外で執筆された部分については、執筆者の責任においてネイティブチェックを行う。
- 5 数字は、原則として算用数字を使用する。
- 6 人名、数字、用語、注および（参考）文献の表記等は、執筆者の所属する学会などの慣行に従う。
- 7 図表の番号は、図1.、表1.、とする。そのタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に記載すること。
- 8 図表の補足説明、出典などは、それらの下に書くこと。

(掲載内容の選考)

第7条 委員会は、研究紀要の学問的水準を維持するために、寄稿論文等を検討し、必要な場合には、修正を求めることができる。

(著者校正)

第8条 初校の校正は、執筆者が行う。

(発行報告)

第9条 執筆者は、本人が寄稿した研究紀要の発行報告に代えて、論稿が掲載された当該研究紀要2冊と抜刷50部を学事センターにおいて受け取ることができる。

- ② 執筆者が前項に規定する数量を超える複製を希望する時は、本人がその実費を負担しなければならない。

附 則

- 1 この規程の改正は、委員会の3分の2以上の委員の同意を必要とする。
- 2 この改正規程は、2008年10月22日より施行する。
- 3 この規程の改正条項は、2013年12月18日から施行し、2013年9月5日に遡及して適用する。
- 4 この規程の改正条項は、2020年4月22日から施行する。

## 戦後日本における「人間科学」の曖昧さ — 文献と組織の検討 —

長谷川幸一 (常磐大学人間科学部)

The Ambiguity of Human Sciences in Post-war Japan  
— Inquiry on literatures and organizations —

Kouichi HASEGAWA (*Faculty of Human Sciences, Tokiwa University*)

### Abstract

The purpose of this paper is to examine the academic activities related to human sciences that have been conducted in post-war Japan, according to the method of the sociology of knowledge. The first literature on “human sciences” in post-war Japan was “*Dictionary for the Science of Man*” that published in 1951. An attempt to create an organization for human sciences was initiated by Science Council of Japan, with “National Institutes of Human Sciences,” but it did not realize. The Faculty of Human Sciences, Osaka University, established in 1972, was the first human sciences organization in Japan. However, the concept of human science remains ambiguous in Japan, even though half a century has passed since the organization of human sciences was established. This article aims to elucidate the cause of the ambiguity in human sciences by examining both the literature and organizations on human science published in Japan. In considering the ambiguity of the human sciences, it is important to understand the relationship to “humanities”, “science of man”, and “behavioral sciences”.

### 1. 課題と方法：知識（科学）社会学について

戦後日本の「人間科学」に関する学問的営為は、文献では、思想の科学研究会による『人間科学の事典』（1951）、組織に関しては、第4期日本学術会議（1957-60）長期計画調査委員会による「人間科学総合研究機構（行動科学研究所）」設立計画によって開始されたと考えられる。ただ後者の設立計画は実現せず、1972年に設立された大阪大学人間科学部がわが国初の人間

科学の組織となった。それゆえ戦後日本の人間科学に関する組織的営為は、2022年に半世紀を経たことになる。

本稿の課題は、戦後日本において行われてきた人間科学に関する学問的営為を「知識（科学）社会学の方法」にしたがって検討することにある。知識社会学とは、哲学的人間学の提唱者シェラー（M. Scheler, 1874-1928）が初めてその呼称を用い、社会学者マン

ハイム (K. Mannheim, 1893-1947) とマートン (R.K. Merton, 1910-2003) が批判的に継承した社会学の一分野である。マートンによって展開された「科学社会学」は、「知識」(scientia) を語源とする「科学」(science) を、認識のあり方とそれを支える組織 (制度) の両面にわたって検討する学問である。

研究者の認識様式とそれを支える制度は、時代と国によって大きく異なる。具体的に言えば、研究者の問題関心と研究の内容は、研究者が置かれた利害状況によって大きく左右される。諸外国においても「人間科学」に関する学問的営為が行われているが、本論は第2次世界大戦後の日本において「人間科学」という名を冠して行われた知的活動の特徴を、文献と組織の検討によって明らかにしようとする試みである。このような考察は、知識の一領域である社会学自体を知識社会学の対象とする「社会学の社会学」、あるいは科学の発展自体を究明する「科学思想史」としても展開されてきた (1)。このような表現に倣えば、本稿の試みは「人間科学の社会学」であると言える。

## 2. 人間科学の理念：徳永恂と沢田允茂の見解

第2次世界大戦後、わが国において人間科学の組織の設立に携わるかもしくはその現状を目の当たりにした人物たちの多くは、人間科学とそれを支える組織の理念について自らの考えを明らかにしている (この点については本論4と5を参照されたい)。そのなかからここでは徳永恂、沢田允茂の見解を見ておきたい (2)。筆者がこの2人を取りあげるのは、かれらが示した「人間科学の理念」から見たとき、今日に至るまでのわが国の人間科学に関する学問的営為が、いかに混乱したものであるかが明らかになると考えるからである。

### 2-1. シュトラッサー『人間科学の理念』の徳永恂「訳者あとがき」について

わが国では『人間科学の理念』として出版されたシュトラッサー (S. Strasser) の著作の原典タイトルは、*“Phänomenologie und Erfahrungswissenschaft vom Menschen. Grundgedanken zu einem neuen Ideal der Wissenschaftlichkeit”* である (この点については本論4-1. 表. 3を参照されたい)。同書「訳者まえが

き」では、邦訳タイトルが『現象学と経験的人間の科学』という直訳でないのは、編集部の希望にも配慮したことによると記されている。

シュトラッサーは「精神科学」(Geisteswissenschaft; sciences morales) と「人間の科学」(Wissenschaften vom Menschen; science humaines) を対比し、前者が身体の内かに存在する「心としての人間」を対象とするのに対し、後者は「人格」(Person) としての人間を対象とするとしている。シュトラッサーは、精神科学という古い表現から人間科学という新しい名称への交代は、思想史における知的発展のしるしであり、物質と精神との具体的統一としての人間が研究されるべきであることを示していると述べている (Strasser 1964: 45 = 1978b: 5)。

徳永は「訳者あとがき」においてまず、アメリカでは20世紀中葉から「人間の科学」(science of man) という名称が「人類学」、「社会学」、「心理学」などを含む新しい総合科学の理念として使われてきたが、その後の傾向としては「行動科学」という名称の陰に隠れていったとしている。徳永はそれに続き、フランスでは「人間科学」(sciences humaines) という言葉は、20世紀中葉以後、人文・社会系の諸学についての新しい分類概念として、学問上、制度上、広く一般に使われるようになり、すでに根強く定着しているように見えると述べている (3)。

ここで徳永が指摘しているように、フランスでは1957/8年の政令によってそれまでの「文学部」という名称に代えて「文学・人間科学部」(Facultés des Letters et Sciences Humaines) という名称を使用することが決定された (4)。もともと“sciences humaines”ないし“sciences de l'homme”という言葉は19世紀初頭以来の伝統をもっている。たしかに当時は「自然の学」に対する「人間の学」として、いわゆる「人文学」と区別されないかたちで使われていたが、20世紀中葉にあらためて「人間科学」として登場したときにはそこに新しい意味が込められたのである。徳永は次のように述べている。

人間科学ということばは、さしあたり、人文・社会系諸学の分類体系を再編成しようとするこの

すぐれて現代的な、歴史的運動から生み出された象徴的表現なのである。したがって人間科学というものを、従来の既成の分類体系の中に引き戻して無理に位置づけて理解しようとする努力は空しい。今までの所、人間科学は、従来の分類体系再編への歴史的運動の表現であって、未だその運動は未完であり、新しい分類にまで到達していないからである。こういう胎動は、心理学・精神分析学・精神医学・人類学・社会学・比較宗教学・神話学・言語学・教育学・等々の分野に多発的に発生し、しだいにいわゆる学際的な領域にまで問題化の地平を拡大しつつある。人間科学とは、さしあたり、このような一群の科学にたいする総称であるが、その活動領域は固定的・閉鎖的なものではなく、ピアジェが言うように、「人文・社会学と相敵い自然科学と連なる」広大な領域にまたがると言っていていであろう (5)。

徳永は後に発表した論文「人間科学とは何だろうか」(1989)において、あまりにも専門化しすぎたことによって人間の全体像を見失ってしまった学問の現状を反省しそれを回復することが人間科学の使命である、とする通念を肯定するとともに、その具体的な方法について言及している (徳永 1989: 9)。徳永によれば、科学の専門化は分業による能率化という観点からも必要かつ必然的な傾向であったが、アドルノの言う対象に対する方法の優位という思考法が無責任にそれに拍車をかけている。つまり、自前の「方法」でうまく処理できそうにない対象はあらかじめ切り捨てるか、他の科学もしくは哲学に押しつける思考法である。こうして引き取り手のない領域が塵捨場に山積することになる (徳永 1989: 10)。

徳永はこのような「方法の優位」によって拡大される空白状況を打破するために必要なのは、対象である人間への強烈な関心であると述べると同時に、マーティンの言う「中範囲の理論」を範とする研究形態であるとしている。マーティンは1940年代のアメリカ社会学における「瑣末な調査至上主義」と空虚な哲学的思弁や「一般理論」の同時克服を目指して中範囲の理論を提唱したが、ケース・スタディとグランドセオリーを

切り捨てるのではなく、両者を媒介することによって両者の特徴を生かそうとしたのであり、人間科学についても同じことが言えるとしている (徳永 1989: 10-1)。ある問題にたいして複数の個別科学が連携して取り組むという姿勢こそが人間科学とその組織にとって望ましいという考えは、次に見る沢田允茂やピアジェにも共通である。

## 2-2. 慶應義塾大学文学部人間科学専攻の設立 (1981年4月) と沢田允茂の見解

慶應義塾大学文学部は、1981年4月に「人間科学専攻」を発足させたが、沢田允茂は自身が文学部長を務めていた10年ほど前からその設立計画に関わるとともに、設立後もその意義について自らの考えを明らかにした。沢田は、人間科学の理念についてはすでに18世紀にヒューム (D. Hume 1711-76) が『人間本性論』(1739-40)の序論で述べている通りであるとしている。つまり、数学や物理学のように、いかにも人間性から遠いと思われるような学問でも、よく見るといろんな経路をたどって、人間の本性というものと何らかの関係があるから、人間の本性そのものについて科学としてアプローチしなければならないというのである (6)。

沢田はこれに続けて、「社会学」、「心理学」、「教育学」は共通に人間の現象を対象にしているのだから、教育は教育だけ、心理は心理だけ、社会は社会だけといった形の細分化が行われ、マスの中に閉じ込められた学問ではうまくいかない。やはりそれらを総合して「人間の本性」を探求すべきだと主張している (沢田 [1981]1985a: 186)。

さらに沢田は、人間科学とその組織の現状について次のような懸念を表明している (引用文は対談を文章化したものである)。

人間科学、少なくとも日本でそういう看板を掲げて、ほうほうで学部や学科や専攻の名前をつけるのが、最近のはやりみたいになっている。僕は、そのときにはもっぱら学部や学科や専攻の、新しいファッションの名前であって、それに対応する学問があるかということ、何もまだないという

のが特徴なので、その意味では悪くすると、人間科学部とかをつくるときには、ともかく学生をもう少しよけいにとる場所をつくろうというわけで(笑)、新しい名前をつけて、何となく新しいものをやっているんだという幻想になりかねない危険性をもっていると思う。(沢田 [1981]1985a: 187-8)

沢田はさらに徳永と同様、人間科学における「総合」のあり方に言及している。沢田が強調するのは、「総合」と「統合(統一化)」の違いである。沢田によれば、統合とはすべてのものを何かひとつの方法で括ってしまう還元主義を伴っているが、総合はそうではない。それぞれの学問としては別々にあってもかまわないが、ある特定の問題を解決するために何と何をどのように選び出せばよいのか、それを考えることが総合の意味であるとしている(沢田 [1981]1985a: 192)。

### 3. 学問分類と「科学」(sciences)の意味

「人間科学」に関する文献と組織の検討に入る前に、ここではまず日本における「人間科学の曖昧さ」の背景にあるいくつかの要因について考えてみたい。

よく知られているように、17世紀初頭、ベーコン(F. Bacon, 1561-1626)は『学問の進歩』(1605)において、人間がもつ記憶・想像力・理性の3つの能力に従った「学問分類」を提示した。18世紀にはディドロ(D. Diderot, 1713-84)が『百科全書』(1751-72)において、ベーコンの分類を継承しながらさらに詳細な分類を行っている。

現在日本では、いわゆる「文系」の学問の総称として「人文・社会科学」あるいは「人文・社会系」といった表記をすることが一般的であるが、前者の表記は、それを「人文学と社会科学」と理解する場合と、「人文科学と社会科学」と理解する場合の2つの解釈を許すものである。本稿の考察では「人文科学」と「人間科学」という2つの術語の関係をめぐる議論がひとつの焦点となるが、ここではまずわが国における「人文学」と「人文科学」という2つの術語の区別の曖昧さについて考えてみたい。またそのさい重要なのは日本語の「科学」の意味であるので、その点についても検討を加えよう。

#### 3-1. 文部科学省の学問分類:「系・分野・分科・細目表」について

文部科学省と日本学術振興会の事業である科学研究費補助金(科研費)は、わが国の研究者の大多数にとって重要な関心事であるが、文科省の「分科細目表」の項では次のように書かれている。

科学研究費補助金は、我が国の学術を振興するため、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野における優れた独創的・先駆的な研究を格段に発展させることを目的とし、大学等の研究者又は研究者グループが自発的に計画する基礎的研究のうち、ピア・レビューにより学術研究の動向に即して特に重要なものを取り上げ、研究費を助成するものである。(文部科学省研究振興局学術研究助成課 2001)

周知の通り、研究者はみずからが実施しようとする研究計画の内容に照らし、「分科細目表」のなかから適切な系・分野・分科・細目を選んで応募するが、「人文・社会系」に関する部分は表1の通りである。

この表と先に引用した文章から、文部科学省は「人文・社会科学」を「人文学」と「社会科学」として規定していることがわかる。またこの表にしたがえば、現在の日本において「人間科学」という「学問分野」は存在せず、多くの「人間科学部」において中心的な役割を担う学問である「社会学」、「心理学」、「教育学」は「社会科学」に分類されるものである。また2000年代以降、わが国の人間科学部には「健康栄養学科」や「スポーツ学科」が設置されているが、これらの学問は文部科学省の表では、「総合・新領域」(系)・「総合領域」(分野)・「健康・スポーツ科学」(分科)に分類されている。

研究を職業とすることを旨とする人間にとって「科研費」の獲得が重要な関心事であることは周知の通りであるが、それに応募する際の「系・分野・分科・細目表」に「人間科学」という分野が存在しないことは、研究のあり方に大きな影響を及ぼすものであると考えられる。日本の研究者は、みずからの研究が評価され将来を大きく左右す

表1. 文部科学省「系・分野・分科・細目表」  
(人文社会系部分の抜粋)

系	分野	分科	細目名
人文社会系	人文学	哲学	哲学・倫理学
			中国哲学
			印度哲学・仏教学
			宗教学
			思想史
		芸術学	美学・美術史
			芸術学・芸術史・芸術一般
		文学	日本文学
			英米・英語圏文学
		言語学	ヨーロッパ文学(英文学を除く)
	各国文学・文学論		
	言語学		
	日本語学		
	英語学		
	史学	日本語教育	
		外国語教育	
		史学一般	
		日本史	
	人文地理学	東洋史	
		西洋史	
考古学			
文化人類学	人文地理学		
社会科学	法学	文化人類学・民族学	
		基礎法学	
		公法学	
		国際法学	
		社会法学	
		刑事法学	
	政治学	民事法学	
		新領域法学	
	経済学	政治学	
		国際関係論	
理論経済学			
経済学説・経済思想			
経済統計学			
応用経済学			
経営学	経済政策		
	財政学・金融論		
社会学	経済史		
	経営学		
心理学	商学		
	社会学		
	社会福祉学		
教育学	社会心理学		
	教育心理学		
	臨床心理学		
	実験心理学		
	教育学		
	教育社会学		
	教科教育学		
	特別支援教育		

(出典) (文部科学省研究振興局学術研究助成課 2001)

る重要な場面において「人間科学」という言葉を考慮に入れる必要はなく、それを表題とする研究を行うことにメリットはない。

この点はさらに「人間科学部」における教育にも大きな影響を与えている。多くの人間科学部には、「人間科学入門(概論)」や「人間科学基礎演習」といった授業科目が開講されているが、さきに述べた理由から日本の人間科学部は人間科学の概要を講義できる教員を確保することができない。そのため、それらの科目の運営は複数教員による「オムニバス形式」、もしくは人間科学部に長く在籍している教員が、たとえば「社会学から見た人間科学」といったサブタイトルをつけて行われることにならざるを得ない。このような現状では、人間科学部で教育を受ける学生たちの多くは「人間科学」について興味をいだくことはなく、みずからが所属する学科に関心を集中させることにならざるを得ないだろう。

### 3-2. 「人文学」と「人文科学」の異同をめぐる問題

3-1. で見た通り、文部科学省の理解によれば、「人文・社会科学」という表記の内容は「人文学」と「社会科学」という2つの学問分野であり、「人文科学」と「社会科学」ではない。ただ日本では「人文科学」という語も多くの文献や組織において用いられているも事実である。

その例のひとつとしては「京都大学人文科学研究所」をあげることができる。京都大学人文科学研究所は1939年に設立された同名の研究so(旧人文)と東方文化研究所および西洋文化研究所が合体して、1949年1月に発足したわが国を代表する研究機関であり、桑原武夫や上山春平が所長を務めてきた。ここでの問題関心は「人文科学」と「人文学」の異同にあるが、京都大学人文科学研究soの英語表記を見ると“Institute for Research in Humanities”とされている(京都大学 2022)。それと同様の例としては、九州大学大学院人文科学府の英語表記“Graduate School of Humanities”がある(九州大学 2022)。

周知の通り、“Humanities”とはルネサンス期の人文主義者(humanista)たちが開始した「人間性」(humanity)に関する学問を指す言葉であり、「人文

学」という日本語が充てられる場合が多い。京都大学人文科学研究所の英語表記が選択された経緯についてはよくわからないが、この点について考えるにはさらに、日本語の「科学」という言葉の由来と意味について検討する必要があるだろう。なお、文献においてこれと同じ意味をもつ例としては、カーナン (A. Kernan) 編 *“What’s Happened to the Humanities?”* の邦訳タイトルが『人文科学に何が起こったか』とされていることをあげることができる (7)。

### 3-3. “science” と「科学」

すでに触れた通り、“science”の語源はラテン語の“scientia”である。この言葉は「知る」を意味する動詞“scio”が抽象名詞化されたものであり、「知」や「知識」を意味する。14世紀ごろにそれを移入してできた“science”も、もとは広く「知識」を意味する言葉であり、英語の“knowledge”とほとんど同義に用いられていた。そしてこの「知識」から「科学」への道程こそ、近代科学の成立過程にほかならない。“knowledge”が不可算名詞であるように、当初、知識の意味での“science”も複数形で用いられることは稀であったが、17世紀の「科学革命」と19世紀に生じた「科学の専門分化と職業化」(第2次科学革命)を経ることによって、複数形で用法が一般化することになった(野家 2008: 37)。

それに対して日本語の「科学」は、「哲学」や「個人」、「社会」などと同様、明治期に生まれた言葉である。19世紀中葉以降、幕末から明治にかけて西欧の諸学が移入されたとき日本の学者たちは、それまでの伝統的な中国系の学問とは異なり、西欧の学問が極めて細分化・専門化されていることに驚いたに違いない。そこでまず行われたことは西欧の学問を分類してその内容を理解することであり、明治期の初頭に学問分類を行った西周(1829-97)は「科学」という言葉を用

いた(8)。それゆえ科学とはまさに「分科の学」を意味する。現在わたしたちの多くは、科学という言葉に「自然科学」を範とする「法則定立科学」というイメージを重ねるが、よく考えてみると「科学」という言葉は「物理学」や「経済学」などとは違い、内容が判然としない言葉である。このように“science”と「科学」(sciences)とのあいだの意味のずれ、「科学」という日本語の歴史的出自にまつわる問題が、「人間科学」の曖昧さの根底にあると考えられる。

## 4. 文献の検討

### 4-1. 外国語の邦訳文献

ここでは戦後日本の邦訳文献における「人間科学」という術語の用いられ方をとりあげ、その意味を確定することの困難さについて考えてみたい。とりあげる文献の原著者はいずれも「人間科学の歴史」を語るうえで重要な人物たちであるが、かれらの文献が日本においてどう読まれたのかを探ることによって、戦後の日本で人間科学という術語の曖昧さが生じた理由の一端を明らかにすることができるはずである。なおすでに触れたように、日本語のなかで人間科学と類似の術語は「人文科学(人文学)」、「人間の科学」、「人間学」であるが、それに対応すると思われる英語、仏語、独語を列挙すると表2のようになる。

この表のなかで「人間科学」の語義について考えるうえでまず問題とすべきなのは、日本語の「人文学」および「人文科学」と“humanities”(英)および“human sciences”(英)・“sciences humaines”(仏)との関係であろう。また、日本語の「人間の科学」、「science of man」(英)・“sciences de l’homme”(仏)と、「人間科学」との異同に関する解釈も重要な意味もっている。以下ではこれらの点について、いくつかの文献をもとに考えてみたい。

表2. 「人間科学」と類似する術語と外国語

日本語	人文学, 人文科学, 人間の科学, 人間学(人類学), 人間科学
英語	humanities, science of man, anthropology, human sciences
仏語	science de l’homme, anthropologie, sciences humaines
独語	Wissenschaft von Menschen, Anthropologie, Menschenkunde



表3. 「人間科学」に関する著作の邦訳文献の例

邦訳刊行年	邦訳タイトル (上段) と原典タイトル (下段)
[1952]1975	リントン編『世界危機における人間科学 (上) (下)』池島重信監訳, [実業之日本社] 新泉社. R. Linton(ed.), 1945, <i>The Science of Man in the World Crisis</i> , New York: Columbia University Press.
1961	ギリン編『人間科学の展開』武田良三・米山桂三監修, 早稲田大学出版部. J. Gillin(ed.), 1954, <i>For a Science of Social Man</i> , Macmillan Company.
1974a	フーコー『言葉と物——人文科学の考古学』渡辺・佐々木訳, 新潮社. M. Foucault, 1966, <i>Les mots et les choses: Une archéologie des sciences humaines</i> , Paris: Editions Gallimard.
1974b	フロイント『人間科学の諸理論』竹内・垣田訳, 白水社. J. Freund, 1973, <i>Les théories des sciences humaines</i> , Paris: Presses Universitaires de France.
1976a	ギュスドルフ『人間の科学と人文科学』片山寿昭訳, 法律文化社. G. Gusdorf, 1967, <i>Les sciences de l'homme sont des sciences humaines</i> , Paris: Ophrys.
1976b	ピアジェ『人間科学序説——科学体系のなかで人間科学はどういう位置をしめるか』波多野完治訳, 岩波書店. J. Piaget, 1970, <i>The Place of the Sciences of Man in the System of Sciences: the Introduction to Main Trends of Research in the Social and Human Sciences, Part 1</i> , Unesco, New York: Harper & Row.
1978a	プリングル編『生物学と人間科学』小原秀雄訳, 三共出版. J.W.S. Pringle, 1972, <i>Biology and the Human Sciences</i> , Oxford University Press.
1978b	シュトラッサー『人間科学の理念』徳永・加藤訳, 新曜社. S. Strasser, 1964, <i>Phänomenologie und Erfahrungswissenschaft vom Menschen</i> , Berlin: Walter de Gruyter.
1979	ロワイヨール人間科学研究センター『基礎人間学 (上) (下)』荒川幾男他訳, 平凡社. Centre Royaumont pour une science de l'homme, 1974, <i>L'unité de l'homme, invariants biologiques et universaux culturels</i> , essais et discussions présentés et commentés par Edgar Morin et Massimo Piattelli-Palmarini.
1983	アタリ『情報とエネルギーの人間科学』平田・斉藤訳, 日本評論社. J. Attali, 1979, <i>La Parole et L'outil</i> , Paris: Presses Universitaires de France.
1987	サン・シモン『人間科学に関する覚書』(サン・シモン著作集 第2巻) 森博編・訳, 恒星社厚生閣. C. Saint-Simon, 1813, <i>Memorie sur la Science de l'homme</i> , Oeuvres choisies, t. II, 5-116.
1988	スキナー『グランドセオリーの復権——現代の人間科学』加藤尚武他訳, 産業図書. Q. Skinner, 1985, <i>The Return of Grand Theory in the Human Sciences</i> , Cambridge University Press.

(1) 「人文科学」、「人間科学」、「人間の科学」の関係が問われる文献

① フーコー (1974a) 『言葉と物——人文科学の考古学』

表3. で示した通り、フーコー (M. Foucault, 1926-84) の著作“*Les mots et les choses: Une archéologie des sciences humaines*” (1966) の邦題は、『言葉と物——人文科学の考古学』であり、邦訳者は本文において“*sciences humaines*”を「人文諸科学」と訳している。またフーコーは第10章において、“*sciences de l'homme*”という語を用いているが、邦訳者はそれを

「人間諸科学」と訳している (Foucault 1966: 355-98 = 1974a: 365-409)。ただそこでの議論を見る限りフーコーは、“*sciences humaines*”と“*sciences de l'homme*”とを明確に区別し定義しているわけではない。なお、フーコーが“*sciences humaines*”としているのは、「心理学」、「社会学」、「文化史」、「思想史」、「科学史」である (Foucault 1966: 366 = 1974a: 375)。

フーコーはこの著作において、ルネサンス・バロックから古典期、近代への「認識体系」(épistémè)、つまり「物事と言葉のあいだの規則」の転換に着目することで、“*sciences humaines*”の誕生と変容につい

で考察した。先に触れた通り、フーコーが“sciences humaines”を構成するものとしているのは、「心理学」、「社会学」、「文化史」、「思想史」、「科学史」であり、さらにこれに加えて、「精神分析」、「文化人類学」、「構造主義的人類学」が含まれると述べている。これらの科学は人間の有限性そのものを対象とするのではなく、人間の活動メカニズムがいかんして生まれ、展開されるかを明らかにしようとする科学であるとしていくことから、フーコーの言う“sciences humaines”は、現在わたしたちが用いている意味での「人間科学」と同じものであると理解できる。

## ② ギュスドルフ (1976a) 『人間の科学と人文科学』

ギュスドルフ (G. Gusdorf, 1912) は、ストラスブール大学教授を務めた哲学者であるが、日本ではあまり知られてはならず、略歴と思想の概略については邦訳者の片山寿昭が紹介を行っている (9)。

先に触れた通りフランスの大学では、1957/8年の政令によって、公式的にはそれまでの「文学部」という名称に代えて「文学・人間科学部」(Facultés des Letters et Sciences Humains) という名称を用いるという決定が行われたが、ギュスドルフはこの点に触れ、かれ自身はそれに反対したという点と、歴史家、地理学者、言語学者、哲学者たちは学部の名称が変わったあとも同じことを教え続けていると指摘している (Gusdorf 1967: 24-5 = 1976a: 24-5)。

ギュスドルフは、哲学と“sciences humaines” (邦訳では「人文諸科学」) との関係について次のように述べている。

哲学者たちは、人間に人間が何であるかを告知することを課題としているにもかかわらず、一般に、生物学、医学、精神分析学、民族学、歴史、言語学、社会学など、現実的人間の真理について教えることのできる学科に無関心である。これに対して、人文諸科学 (sciences humaines) の方は自分自身の意味を自覚せず、一種の認識論的真空状態のなかで展開されている。専門家たちは自らの研究に没頭し、盲目的にその技術的要請に服従することで満足している。彼らはもろもろの情報を生のままで集めはするが、ほとんどその意

味そのものを問おうとしないのである。(Gusdorf 1967: 11 = 1976a: 5, 訳文は邦訳に拠る)

ここでギュスドルフが“sciences humaines”としているのは、生物学、医学、精神分析学、民族学、歴史、言語学、社会学であり、それらはまさに現在わたしたちが考える意味での「人間科学」である。

本書の第2章においてギュスドルフは、みずからが“sciences humaines”と理解する科学の領域を列挙し、「学際的研究計画」の構想を示している。ギュスドルフが“sciences humaines”と理解する領域は広く、生物学や精神病学、心理学、社会学、法学、経済学、統計学や情報理論までもも含んでいる (Gusdorf 1967: 37 = 1976a: 39-40)。

なお本稿の議論との関連で興味深いのは、ギュスドルフが (2) ③で取りあげるギリン編 (1961) 『人間科学の展開』を批判していることである。ギュスドルフは、この本に関しては人間科学についての「学際的研究」の先駆として一定の意義を認めるが、そこで行われた議論が「心理学」、「社会学」、「文化人類学」のみに限られたものである点と、執筆者間に十分な討議が行われなかった点を批判している。そしてさらにギュスドルフは、この本が狭い意味でのアメリカの性格をもっており、民族に固有の精神的態度や偏見によって認識論的反省が限定されたものになっていると断定している (Gusdorf 1967: 41 = 1976a: 45-6)。

## (2) 「人間の科学」と「人間科学」の異同が問われる文献

「人間の科学」と「人間科学」という2つの術語の使用に関しては、両者を同じものとしてあつかう場合と、両者を歴史的に見て異なる意味をもつ別ものとして扱う立場の2つのケースが考えられる (10)。日常的な場面における言葉の使用という点においては、「人間科学」と「人間の科学」を同じ意味をもつものとしてあつかうことが自然であろうが、それを“human sciences”と“science of man”および“science de l'homme”との異同の問題と捉えれば、そこには考慮すべき点がある。ここでは4つの文献をとりあげ、その点を考えてみよう。

① サン・シモン (1987) 『人間科学に関する覚書』

サン・シモン (C. Saint-Simon, 1760-1825) の著作 “*Memorie sur la science de l'homme*” (1813) の邦題は『人間科学に関する覚書』(11) であるが、『人間の科学に関する覚書』とする選択肢もある。そこで考えてみたいのは、サン・シモンが構想した “*science de l'homme*” が、現在わたしたちが用いている意味での「人間科学」と同じものであるのか、についてである。

サン・シモンの思想は、18世紀のフランス啓蒙思想と3年のあいだ師弟関係にあったコント (A. Comte, 1798-1857) が確立した「実証主義」と「社会学」をつなぐ重要な位置にある。サン・シモンの父は、フランス啓蒙思想家たちの友人であり、自由主義的な思想をもつ貴族であったが、サン・シモン自身はダランベール (J. d'Alembert, 1717-83) を師としながら「実証主義」と「産業主義」に基づく科学論と社会体制論を構想した。デイドロとダランベールによる『百科全書』(1751-72) では、ベーコンの学問分類における「人間の哲学」(human philosophy) に対応するものとして「人間の科学」(*science de l'homme*) が置かれ、さらにそれは「精神または心の学」・「論理学」・「道徳学」の3つの領域に分かれるとされた。この時代スコットランドでは、ヒュームが『人間本性論』(1739-40) において「論理学」、「道徳学」、「政治学」、「批評学」からなる「人間の科学」(*science of man*) の構想を示している。

サン・シモンが構想した「人間の科学」(*science de l'homme*) は、「社会生理学」と「心理学」を2つの柱とするものであったが、『人間の科学覚え書き』に先立ち、かれはすでに1810年の『人間の歴史』において自分の研究プランを示し、自らの考察は宇宙系から始めて太陽系、地球、動物、人間へといたると述べている。それゆえサン・シモンにとって、『人間の科学に関する覚書』はその最終的な試みであった (Saint-Simon 1813 = 1987: 45-120)。

② リントン編 ([1952]1975) 『世界危機における人間科学』とカレル『人間——この未知なるもの』

アメリカの文化人類学者リントン (R. Linton, 1893-1953) が編集した “*The science of man in the World Crisis*” (1945) の邦題は『世界危機における人間科

学』であるが、この著作についてもリントンの言う “*science of man*” の意図と内容について考えてみる必要があるだろう。アメリカにおける「人間の科学」論の発端となったと考えられるのは、当時ベストセラーとなり、一般的にも大きな反響のあったカレル (A. Carrel, 1873-1944) の『人間——この未知なるもの』(1935) である (12)。カレルは、血管縫合ならびに臓器移植の新しい方法の開発によって1912年にノーベル生理・医学賞を受けたフランス出身の医学者であるが、当時の科学技術の飛躍的な発展がむしろ人間の身体と精神を衰弱させる結果となっていると主張し、専門分化しすぎた科学のありかたを反省することの必要性を力説した。カレルは、「分析から総合へ」という章を設けて「人間の科学」が担うべき役割を説いている (Carrel 1935: 24-45 = [1980]1986: 61-87)。

リントンの議論もそれを踏襲するものであり、人間をより総合的な視点から研究できるよう、多様な科学を再組織しなければならないという問題意識に基づいている。かれは『世界危機における人間科学』に収められた論文「人類学の範囲と目的」の冒頭でつぎのように述べている。

過去100年の間の傾向は、それぞれの科学が他の科学を適当に敬遠して、各自の選んだ牧場の草を食み、ますます少数のことがらについてますます多くを知ろうとすることであった。これは、一部はたしかにこの時期にみられた膨大な事実の知識の集積によるものではあるが、また愚かしい効果をもたらしたある一定の態度を代表するものでもある。なるほどいかなる科学者も、ひとりて今日存在する科学的知識の全領域に通暁することはできまい。けれども何人も自分の専門以外の数個の科学において到達された結論を知って、これらをかれ自身の問題に適用することは可能である。これらの結論の多くは比較的単純であり、いまや科学、ことに人間とその諸問題とを取り扱う諸科学の新しい総合の時機は熟しているようにみえる。(Linton 1945: 3 = [1952]1975: 10)

このように述べた後、リントンは、まさに「人類学」

がさまざまな科学の総合という役割を担うにふさわしい学問であると主張している (Linton 1945: 3-4 = [1952]1975: 10-1)。

### ③ ギリン編 (1961)『人間科学の展開——社会学・心理学・人類学の交流による』

リントンの後、アメリカでは1954年に人類学者のギリン (J. Gillin, 1907-73) 編による『人間科学の展開』(For a Science of Social Man) が刊行されている (13)。この本が出版されるきっかけとなったのは、それ以前にも多くの人類学的調査研究に財政的援助を行い、「ヴァイキング・ファウンド」とも呼ばれていた「ウェンナー・グレン財団」から、1949年に編者であるギリンに「人間に関する科学間の統合的研究の可能性を探求する」という目的のための研究資金が提供されたことである (Gillin 1954 = 1961: v)。

この本の原題である“*For a Science of Social Man*”が意味しているのは、そこで行われている複数の論者による議論が、「社会的人間についてのひとつの科学」(a science of social man) の確立に向けて行われたものであるということであろう。ただギリンが序において述べているところによれば、執筆者たちが話し合いをもったのは2回のみであり、第1回目の会合で本のプランについて話し合い、第2回目に各自が担当した部分について報告し話し合いをもただけであった。先に見た通り、ギュスドルフはこの点を批判している。

執筆者は編者のギリン、核家族論の人類学者マードック (G.P. Murdock, 1897-1985)、社会システム論の社会学者パーソンズ (T. Parsons, 1902-79)、社会心理学者のニューカム (Th.M. Newcomb, 1903-84) の他3名であるが、それぞれが「社会学と人類学」、「心理学と社会学」、「社会学と心理学」といったテーマを論じている。

### ④ ピアジェ (1976b)『人間科学序説——科学体系のなかで人間科学はどういう位置をしめるか』

『人間科学序説』という邦訳タイトルで刊行された著作の原典は、“*The Place of the Sciences of Man in the System of Sciences: the Introduction to Main Trends of Research in the Social and Human Sciences*”であり、ユネスコ編の『社会科学と人間科

学の主要動向』(1970)にピアジェ (J. Piaget, 1896-1980) が「序論」として寄稿した「科学体系における人間の科学の位置」を訳出したものである。

このような事情のため、ピアジェは論文の冒頭で「学問の分類」の問題に触れ、社会科学 (social sciences) と人間科学 (human sciences) とを区別することはできないと述べ、「法則定立科学」、「歴史学」、「法律学」、「哲学」の4つのタイプの学問について説明している (Piaget 1970: 2-11 = 1976b: 3-22)。これはあくまで筆者の解釈であるが、この論文のタイトルに含まれる「人間科学」が“*Sciences of Man*”であり、“*Human Sciences*”でないのは、ピアジェがこの論文で考察している事柄が社会科学と人間科学の2つを含む「人間の科学」(sciences of man) であるからなのではないかと思われる。「社会科学と人間科学を区別することはできない」と述べていることの意味も、そのように理解すれば合点がいくからである (14)。

ピアジェは第3章「人間の科学 (sciences of man) の認識論的特徴と基礎」のなかで、「心理学」、「社会学」、「経済学」、「民族学」、「言語学」が抱える方法の問題について触れている。かれによれば、これらの科学においては、観察者としての自我が本来であれば外部から研究しなければならない現象に関与してしまい、自己中心的主体と認識主体との境界がぼやけてしまうこと、さらには自分にとって関心のある事実に価値を与えてしまう、といったことが生じてしまうのである (Piaget 1970: 23-38 = 1976b: 46-82)。

## 4-2. 邦文文献

表4. は、第2次大戦後日本で出版(発表)された「人間科学」に関する邦文文献を年代順にならべたものである。この文献表はあくまで筆者が知る限りのものであり、けっしてすべてを網羅するものではないが、それらの内容はきわめて多様である。中島義明・井上俊・友田泰正編 (1992) や常磐大学人間科学部編 (1995c)、滝内大三・田畑稔編 (2005d) はそれぞれ大阪大学、常磐大学、大阪経済大学の人間科学部が編集したものであり、それぞれの大学の人間科学部の実情を反映したものである。本稿では紙幅の都合上、表4. の文献のごく一部のみを取り上げる。

表4. タイトル(サブタイトルを含む)および著者に「人間科学」という語が用いられている邦文文献の例

出版(発表)年	著者	タイトル	発行元
1951	思想の科学研究会(青山秀夫・阿部行蔵・岡本太郎・南博)編	『人間科学の事典』(Dictionary for the Science of Men)	河出書房
1965	日本政治学会人間科学委員会	『人間科学総合研究機構』設立計画をめぐる動向について	『年報政治学』16: 272-84.
1969	田中靖政	『行動科学——情報時代の人間科学』	筑摩書房
1974	筒井健雄	『人間科学形成の試み』	『科学基礎論研究』12(1): 37-43.
1975a	筒井健雄	『人間科学——発達・教育・臨床心理学の体系化の試み』	三一書房
1975b	立正女子大学人間科学研究委員会	『人間科学の体系』	立正女子大学
1976	水島恵一	『人間科学入門』	有斐閣
1979	樋口伸吾	『人間科学への道——心理学の立場から』	平河出版社
1981a	永井博	『序 人間科学と何か』	『科学基礎論研究』15(3): 93-4.
1981b	沢田允茂	『人間科学の方法について——そのプログラム』	『科学基礎論研究』15(3): 117-23.
1981c	田中穂積	『コンピュータによる人間科学の方法』	『科学基礎論研究』15(3): 111-5.
1981d	戸田正直	『人間科学の方法上の特殊性とその困難克服のための試案』	『科学基礎論研究』15(3): 103-9.
1981e	渡辺恒夫	『人間科学のメタサイエンスとしての世界観の発達心理学』	『科学基礎論研究』15(3): 65-71.
1984a	木間三郎・井口潔・渡辺格編	『人間を考える——人間科学からのアプローチ』	朝倉書店
1984b	竹内哲郎・田代勇司・林田和男	『人間科学』	ソルト出版
1985a	慶應義塾大学文学部人間科学フォーラム編	『人間生命を考える』	慶應通信
1985b	丸山高司	『人間科学の方法論争』	勁草書房
1985c	水島恵一	『人間性の探究——人間科学としての人間学』	大日本図書
1986	小原秀雄・岩城正夫	『自然「知」の探究——人間科学から人間学へ』	群羊社
1987	梅棹忠男編	『対論「人間探求」——人間科学の新展開』	講談社
1988	田中正敏・菊池安行編	『近未来の人間科学事典』	朝倉書店
1989	徳永佑	『人間科学とは何だろうか——ゆらぎの中での自己反省と自己組織化』	『大阪大学人間科学部紀要』15: 1-19.
1991a	井口潔	『心の行脚——人間科学への道』	九州大学出版会
1991b	芳賀繁	『うっかりミスはなぜ起きる——ヒューマンエラーの人間科学』	中央労働災害防止協会
1992	中島義明・井上俊・友田泰正編	『人間科学への招待』	有斐閣
1994	筒井健雄	『来るべき世紀の人間科学を求めて』	ぶっく東京
1995a	稲葉正太郎	『人間科学入門——パーソナリティの不思議を解く』	技術書院
1995b	森岡正芳	『こころの生態学——臨床人間科学のすすめ』	朱鷺書房
1995c	常盤大学人間科学部編	『人間科学のすすめ』	常盤大学
1997	奥谷浩一	『人間科学の系譜と方法の問題』	札幌学院大学『人文学会紀要』60: 71-91.
1998a	中島義明・太田裕彦編	『フロンティア人間科学』	放送大学教育振興会
1998b	高橋順一・渡辺文夫・大淵憲一	『人間科学研究法ハンドブック』	ナカニシヤ出版
1999	川野健治・圓岡偉男・余語琢磨編	『間主観性の人間科学』	言叢社
2001	安西祐一郎他	『人間科学がわかる』	朝日新聞社
2002	養老孟司	『人間科学』	筑摩書房
2003	中島義明・太田裕彦	『人間科学の可能性——情報・環境・時間からウオッチする』	放送大学教育振興会
2004	田畑稔	『人間科学の概念史のために』	『大阪経大論集』54(6): 99-129.
2005a	西條剛央	『構造構成主義とは何か——次世代人間科学の原理』	北大路書房
2005b	斎藤正夫	『制御と学習の人間科学』	コロナ社
2005c	坂田仁	『人間科学の発祥』	雄松堂出版
2005d	滝内大三・田畑稔編	『人間科学の新展開』	ミネルヴァ書房
2005e	山口裕之	『人間科学の哲学』	勁草書房
2006	長谷川幸一	『人間諸科学の形成と制度化』	東信堂
2007a	小泉潤二・志水宏吉編	『実践的研究のすすめ——人間科学のリアリティ』	有斐閣
2007b	三井宏隆・篠田潤子	『人間科学セミナー——キーワードで心理学の学問的センスを磨く』	ナカニシヤ出版
2007c	中島義明	『情報の人間科学——認知心理学から考える』	コロナ社
2007d	西條剛央他	『エマージェンシ人間科学』	北大路書房
2007e	酒本保編	『人間科学における個性と一般性』	ナカニシヤ出版
2008a	三井宏隆	『スタディーズ「人間科学」——後発学問のサバイバル戦略を考える』	ブレーン出版
2008b	中島義明・野嶋栄一郎	『「情報」人間科学』(現代人間科学講座第1巻)	朝倉書店
2008c	中島義明・根ヶ山光一	『「環境」人間科学』(現代人間科学講座第2巻)	朝倉書店
2008d	中島義明・木村一郎	『「健康福祉」人間科学』(現代人間科学講座第3巻)	朝倉書店
2009	矢守克也	『防災人間科学』	東京大学出版会
2010	矢守克也	『アクションリサーチ——実践する人間科学』	新曜社
2014	石井秀宗	『人間科学のための統計分析——こころに関心があるすべての人のために』	医歯薬出版株式会社
2015	小林隆児・西研	『人間科学におけるエヴィデンスとは何か』	新曜社
2018a	唐沢積・松村良之・奥田太郎編	『責任と法意識の人間科学』	勁草書房
2018b	八十島安伸・中道正之編	『食べる』(シリーズ人間科学1)	大阪大学出版会
2019a	瀧美公秀・稲場圭信編	『助ける』(シリーズ人間科学2)	大阪大学出版会
2019b	入戸野宏・綿村英一郎編	『感じる』(シリーズ人間科学3)	大阪大学出版会
2020a	中澤渉・野村晴夫編	『学ぶ・教える』(シリーズ人間科学4)	大阪大学出版会
2020b	山中浩司・石蔵文信編	『病む』(シリーズ人間科学5)	大阪大学出版会
2021	岡部美香編	『越える・超える』(シリーズ人間科学6)	大阪大学出版会
2022a	栗本英世・モハーチ ゲルゲイ・山田一憲編	『争う』(シリーズ人間科学7)	大阪大学出版会
2022b	長谷川幸一	『人間科学の歴史序説(1)——人文学・人間の科学・人間学(人類学)・人間科学: 人間に関する学問の変容』	『常盤大学人間科学部紀要』40(1): 11-29.

注) この表はあくまで筆者が知る限りのものであり、全集調査からはほど遠いものである。

### (1) 哲学者の人間科学論

2. で触れた沢田允茂のように、現在の「人間科学」の源流をヒュームの言う「人間の科学」(science of man)であるすると見方がある。このような理解は、人間科学の歴史を、18世紀に誕生した「人間の科学」が19世紀の「第2次科学革命」を経て、心理学や社会学の個別科学からなる「人間科学」(human sciences)へと変容したと捉える立場である(15)。その場合の「人間の科学」(ヒューム)・「人間学」(カント)は哲学と同義であるが、ここでは2人の哲学者の人間科学論をとりあげたい。

#### ① 丸山高司(1985)『人間科学の方法論争』

丸山は「人間科学」を人間や社会を対象とする経験科学の全体であると理解し、近代以降の人間科学には、「新たな自然学」と「伝統的な人文学」の2つの流れをくむものがあるとしている。前者は近代の数学的物理学を科学の模範と見なし、17・18世紀に主としてイギリスとフランスで形成されたものである。そのタイプの人間科学は、「生物学」と「心理学」によって人間本性の法則的關係を発見しようとする。それに対して後者は、18世紀末から19世紀にかけてドイツで新たなかたちで登場したものであり、文献学、ロマン主義、歴史的意識などを基盤にして形成された「歴史学派」である。歴史学派は、宗教や芸術、法律や習俗、神話や伝説を「民族的な共同精神」の創造力の所産としてとらえ、歴史的現実の真相に迫ろうとする(丸山 1985: 45)。

丸山によれば、この2つの思想潮流が19世紀のドイツで出会い「人間科学の方法論争」が展開された。生物学や心理学によって人間本性を解明しようとするコント(A. Comte, 1798-1857)やミル(J.S. Mill, 1806-73)の「実証主義」に対し、「歴史学派」のディルタイ(W. Dilthey, 1833-1911)は、「精神科学」の独自の道を切り拓こうとしたのである(丸山 1985: 5-6)。

丸山はこの後、一方ではミルを批判的に継承したポパー(K. Popper, 1902-94)の「批判的合理主義」、他方ではディルタイの歴史的理性の解釈学を受け継いだガダマー(H-G. Gadamer, 1900-2002)あるいはハーバーマス(J. Habermas, 1929-)の「批判的解釈学」

について考察しながら、両者の対立を人間科学における「説明」重視の立場と「理解」重視の立場の違いであると論じている。丸山の主張とは、人間科学が新たな総合を担うべきものであるとするならば、説明と理解との方法的な裂け目を解消しなければならないという点にある(丸山 1985: 29)。

#### ② 山口裕之(2005)『人間科学の哲学——自由と創造性はどこへいくのか』

本書において山口は、現代の「人間科学」におけるさまざまな論点一言語生得説、脳の機能局在説、ニューラルネット、脳は情報処理をしているのか否か、記号の恣意性、知覚と意味の区別、他者の意識、伝達行動の成立、チンパンジーの言語研究などを、「哲学」の観点、つまり「私」が経験する知覚的世界にたいする意味づけという枠組み、から捉えなおそうと試みている。

山口は人間科学のなかで主に「心理学」と「言語学」をとりあげ、その源流である「哲学」との関係を明らかにしながら、人間の自由と創造性に関する議論を進めている。まず心理学については、デカルトの『人間論』や『屈折光学』で論じられた「知覚論」が現代心理学の「知覚研究」にもつながる重要なトピックであることが指摘されている。それとともに山口は、19世紀の「連合心理学(観念連合説)」がロック(J. Locke, 1632-1704)やコンディヤック(É.B. Condillac, 1714-80)の経験論哲学の流れをくむ理論であるとしながら、20世紀初頭に形成された「ゲシュタルト心理学」と「行動主義心理学」による連合主義心理学への批判について説明している(山口 2005: 16-25)。

山口は哲学と言語学とのつながりについても、コンディヤックが『人間認識起源論』(1746)で展開した議論に注目しながら説明している。人間と動物の違いを言語に見る考え方は、アリストテレスやホッブズにも共通であるが、コンディヤックは言語の働きとして、観念を形成すること、観念を自由に呼び戻すこと、の2つをあげている。コンディヤックによれば、言葉は対象に張り付けられた名札ではない(山口 2005: 27-8)。

山口は、従来の人間科学におけるさまざまな混乱は「意味の共有」の理論が欠如しているからであると

主張し、哲学において議論が重ねられてきた「私」意識の成立と意味の共有という観点から、言語の獲得や脳の機能の研究を進めなければならないと述べている(山口 2005: 240)。

## (2) 医学者の人間科学論

### ① 本間三郎・井口潔・渡辺格編 (1984a) 『人間を考える——人間科学からのアプローチ』

1984年当時、本間三郎は千葉大学医学部教授、井口潔は九州大学医学部教授、渡辺格は北里大学衛生学部教授・慶應義塾大学名誉教授であった。この本は文部省科研費による特定研究「21世紀へ向けての医学と医療」の第10班「医学研究の動向」の主催による「人間科学シンポジウム」を集録したものである。執筆者は、当時、大阪大学医学部教授の近藤宗平、東京大学医学部教授の伊藤正男、京都大学医学部教授の佐々木和夫などであり、「生命科学」と「脳科学」の観点から、人間存在の根源に関する論考が寄せられている。

編者の一人である井口潔は、日本学術振興会に「井口記念人間科学振興基金」を設立しており、その基金により1986年度から2005年度までのあいだ主として医学・生物学的観点から人間科学を問うセミナーが開催された(日本学術振興会 2005)。それゆえ井口は、日本における「人間科学」の展開を制度的にも支援しようとした人物であると言える。井口は自身と同様、医学の観点から「人間の科学」の重要性を論じたカレルから大きな影響を受け、精神の発達こそが人間にとってもっとも重要であるとしている(井口 1991a: 4)。

### ② 養老孟司 (2002) 『人間科学』

養老は解剖学者であるが、これ以外にも『ヒトの見方』(1985)や『唯脳論』(1989)などきわめて多様な分野の著書がある。養老は「ここ数年間、私はいくつかの大学で『人間科学』という題の講義をしてきた」(養老 2002: 7)と述べているが、具体的な大学名については触れていない。

養老の言う「人間科学」とは、物質・エネルギー系に加えて「情報」という視点から人間を考えるものである(養老 2002: 17)。養老は、物質とエネルギーに対象を限定してきた19世紀以来の「科学」と「医学」

のあり方に疑問を呈し、現代の科学は「情報」の概念なしに語ることはできないと主張する(養老 2002: 7-9)。養老によれば、医学はたしかに人体の物理化学的側面を扱うが、同時に情報系としての人間を大きく扱わざるをえない。古典的な自然科学としての医学は、ヒトを情報系として扱う部分を実情としては認めながらも、それを「科学」としては認めてこなかった。また、自然科学の古典的の見解のもとでは、医師が検査値を読むという行為は科学の対象とはされていないが、医師が読まなければ検査の意味はないのであり、医師が読むことによってはじめて、検査値という記号は情報に転化するのである(養老 2002: 10-1)。

## (3) 行動科学と人間科学

本稿ではここまで「人文科学」および「人間の科学」と「人間科学」との関係を中心に検討を加えてきたが、戦後の日本における人間科学の曖昧さが生じた要因を考えるさいには「行動科学」との関係も見逃せない事柄である。以下では2つの文献を例としてこの点について考察しよう。

### ① 田中靖政 (1969) 『行動科学——情報時代の人間科学』

「情報時代の人間科学」という副題をもつ本書ではあるが、本文のなかで田中は「人間科学」それ自体についてまったく触れていない。第1部は行動科学の起源と発展と題され、行動主義から行動科学への展開が解説され、第2部では情報化社会生態学として、情報時代の国家が担うべき役割と行動科学のあり方が考察されている。

アメリカで生まれた学問である行動科学に対しては、アメリカでは社会学者のライト・ミルズ(C.W. Mills, 1916-62)、日本では佐藤毅などが批判している(16)。ライト・ミルズは『社会学的想像力』(1959)のなかの「社会科学」の危機を論じた部分の注で、「社会科学」という名称より「社会研究」の方が適切であるとすると同時に、「行動科学」について触れ次のように述べている。

「行動科学」というのはありえない。私が想像するところでは、それは、「社会科学」を「社会

主義」と混同しているような財団や政治家たちに社会調査にお金を出させるために考案されたプロパガンダのための仕掛けであるからである。(Mills [1959]2000: 18 = 2017: 377)

フォード財団やアメリカ政府から莫大な資金援助を受けて設立された「行動科学研究所」が、人間を操作するための技術を開発し、「軍事科学」として利用されるのではないかという漠然とした印象から、当時は多くの人々が「行動科学」に対する懸念を表明していた(犬田 2001: 65-9)。

日本における行動科学の展開を推進しようとした田中は、内外のさまざまな批判に応えようとしていたと思われるが、副題に「人間科学」という語が用いられている背景にはそのような事情があると推察される。ライト・ミルズは、先の引用文のあとで行動科学ではなく、“human disciplines”(人間研究)という語が適切だと述べている。

## ② 三井宏隆 (2008a) 『スタディーズ「人間科学」——後発学問のサバイバル戦略を考える』

本書の「まえがき」で三井は、執筆動機のひとつとして「行動科学など、人間科学に先行した総合・統合に向けての学問的営為をとりあげ、その種の試みが頓挫してしまった理由と照らし合わせて、人間科学の可能性を検討する」(三井 2008a: i - ii) という点をあげている。個別科学の境界を越え学際(interdisciplinary)的な学問であることを標榜しながら、さまざまな批判を受け世間的な認知を得ることなく、組織的な展開も見せなかった「行動科学」の歩みについて検討を加えたことは、戦後の日本において同じく学際科学であることを目指した人間科学について考えるうえでも重要な意味をもつと言えよう。サブタイトルが「後発学問のサバイバル戦略を考える」とされていることの意図も、その点にあると思われる。

三井は本書が刊行された2008年当時、慶應義塾大学文学部(人間科学専攻)教授であり、1983年から人間科学専攻のスタッフとなっている(三井 2008: 146)。2-2. で見たように、慶應義塾大学文学部人間科学専攻は1981年に沢田允茂らの主導によって、人間についての新しい科学を確立するという理念を掲

げて設立された。三井はある意味「人間科学専攻」という組織の在り様を、本書の執筆時点で25年間参与観察し続けていたとも言えるのであり、その論述には具体的な事実に基づいたものと思われる部分が多い。たとえば三井はまえがきにおいて、「人間科学」という看板を見てやってくる学生たちに「人間科学とは何か」を説くことの難しさは、専攻や学科という規模の小さなおとこにおいて倍化する、学部単位であれば、その必要もないであろうと述べている(17)。

## 5. 戦後日本における人間科学の組織の構想と展開

今から振り返ると、1960年代前半に繰り広げられた「人間科学総合研究機構」設立計画をめぐるさまざまな動きは、その後のわが国における「人間科学の組織」の動向を先取りするものであったと見ることができるように思う。ここではまず、その経緯を見ることにしよう。

### 5-1. 日本学術会議による「人間科学総合研究機構(行動科学研究所)」設立計画と「人間の科学に関するシンポジウム」

第4期日本学術会議(1957-60)は長期研究計画調査委員会の事業のひとつとして「人文・社会系基礎科学の実態と要望」(1959)を調査したが、この調査のなかで大阪大学と神戸大学から「人間科学研究所」、九州大学から「行動科学研究所」の設立の要望が出された(18)。

1960年10月に開催された第32回総会以降の動きのなかでつくられた「心理学研究連絡委員会」は人文・社会系の総合研究所案を「人間科学総合研究所案」として策定し、1962年7月の学術会議第1部会においてその案が審議・承認された(日本政治学会人間科学委員会 1965: 272)。

心理学研究連絡委員会による「人間科学総合研究所案」の趣旨とは、今日の社会で生じている人間行動の複雑な諸問題を解決するには、学問の壁を撤去した総合的な研究を行う場が必要であるという点にあった。4. で見たように、当時アメリカでは人間に関する知識の統合を目指して「学際的研究機構」(Interdisciplinary Research System)が普及し、その基礎のうえに「行動科学」(Behavioral Sciences)が



確立されつつあった(19)。心理学研究連絡委員会は、アメリカの文化的風土に生まれた「行動科学」を日本社会の諸問題の解決にそのまま適用することはできないという理由から、研究所の名称に「人間科学」を用いたとしている(日本政治学会人間科学委員会 1965: 273)。

また本稿のテーマとの関連で注目したいのは、「人間科学総合研究所」の設立計画が進められる過程において計3回、「人間の科学に関するシンポジウム」が開催されたことである。第1回は1962年12月に日本学術会議、第2回は1963年2月に東京教育大学、第3回は1963年5月に京都大学において開催された(犬田 2001: 115)。第1回のシンポジウムでは、佐久間鼎(心理学と言語学)、川島武宣(法学)、山内恭彦(物理学)、本川弘一(生理学)など、それぞれの分野で傑出した業績を残した人物が講演を行った(奥谷 1997: 80)。そのシンポジウムの名称が「人間科学」ではなく「人間の科学」とされたのは、「人間の科学」のほうが「人文・社会科学」と「自然科学」を包含する言葉として適切であると判断したからなのではないかと推測できる。

犬田は3回のシンポジウムにおける発言のすべてを精査し、その内容にしたがって(1)人間科学研究所立案の趣旨とその必要性、(2)異なる学問研究の統合、(3)組織の問題、(4)研究所の有用性、(5)人間科学の概念と研究の方法、(6)イデオロギーと歴史の問題、(7)総合技術を身につけた研究者の必要性、の7つの項目に分類している(犬田 2001: 115-6)。

「人間の科学シンポジウム」における議論などを踏まえ、1963年7月に「人間科学総合研究所案」は、既存の研究所を取り込むことを意図した「人間科学総合研究機構案」に改められた。また1964年2月にはこの案を推進するための「人間科学小委員会」が設置された。目標予算を50億円とする人間科学総合研究機構案の計画では、新たに「行動科学研究所」を設立するとともに、国立国語研究所、教育研究所、統計数理研究所、さらには国立大学に布置されている既存の研究所との連携が構想された。

人間科学小委員会は1966年2月までに計7回の会議を開いたが、その過程では「日本哲学会」、「日本政

治学会」、「日本社会学会」、「日本心理学会」、「日本動物心理学会」、「日本精神神経学会」からそれぞれの研究プロジェクト案が提出された(20)。人間科学総合研究機構案に関しては各学会からの積極的な提案がある一方で、批判的意見もあった。「日本政治学会」は学会内に京極純一を中心とする「人間科学小委員会」を設け検討を行い、それを受け日本政治学会理事長信夫清三郎は、1964年11月17日、日本学術会議長期計画調査委員会人間科学小委員会委員長福島要一に宛て「人間科学総合研究機構案にたいする意見」を提出している(日本政治学会人間科学委員会 1965: 277)。

その意見書の要点は次の3点である。①人間科学総合研究機構案の実質は「行動科学研究所」であり、しかもそれは「応用心理学」のための研究施設であるため、長期委員会発足当初の構想である「人文・社会科学系の総合、共同研究の施設のための施設」とは言えないものとなっている。②人間科学総合研究機構の実質が応用心理研究のための施設であるならば、日本政治学会はその設立計画を検討するのに十分な資格をもっていない。③日本政治学会は長期委員会の当初の構想である「人文・社会系の共同利用」を実現する研究施設の設立を希望する(日本政治学会人間科学委員会 1965: 277-8)。

日本政治学会のこのような意見の背景には、4-2.(3)で見たような当時多くの研究者が抱いていた「行動科学」に対する不信感があったと思われる。つまり日本政治学会人間科学委員会が指摘しているように、当時「行動科学」に対して向けられていた批判の矛先をかかず目的で「人間科学」という名称を冠することについて、多くの学会ならびに研究者が疑念を抱いていたと考えられる。

犬田によれば、日本学術会議人間科学小委員会はこの意見書への対応に苦慮し、議論の決着を見ぬまま研究所構想自体が消滅した。犬田は、このような事態が生じたのは、わが国の研究者が横並びの集団主義、悪く言えば右顧左眄の弊害から逃れることができなかったからであり、新しい知の共和国を目指していたはずが、些末事をめぐっての激しい論争に明け暮れてしまったのは、わが国の学術の世界が俗世間のありかたと変わらなかったからであると断じている(犬田 2001:

118)。

以上のような経緯を経てわが国初の「人間科学の組織」となるはずであった「人間科学総合研究機構案」は消滅し、1967年11月の日本学術会議第49回総会において「人間行動研究所」と名称を変えた政府への設立勧告が決定され、当時の日本学術会議会長朝永振一郎によって内閣総理大臣佐藤栄作に提出された（犬田 2001: 145-8）。

## 5-2. 人間科学部の創設と変容

「人間科学総合研究機構（行動科学研究所）」設立計画の頓挫から5年経った1972年、わが国初の人間科学の組織である大阪大学人間科学部が創設された。この5年のあいだに何があり、大阪大学でどのような動きがあったのか、現時点において筆者にはわからないが、わが国における「人間科学の歴史」を論ずるとすれば、当時の文部省と大阪大学、あるいは日本学術会議とのあいだでどのようなやり取りがあったかについて

表5. 人間科学部の主な設立動向と2022年9月現在の学科構成（注1）

設立年	大学名	学科・科目・コース構成 (2022年9月現在)				
1972	大阪大学	行動学	社会学	教育学	共生学	
1976	文教大学	人間科学	臨床心理学	心理学		
1983	常磐大学	心理学	現代社会学	教育学	コミュニケーション学	健康栄養学
1987	早稲田大学	人間環境科学	健康福祉科学	人間情報学		
1992	大阪国際大学	心理コミュニケーション学	人間健康科学	スポーツ行動学		
1993	愛知みずほ大学	心身健康科学科 (養護・保健コース, 健康スポーツコース, 心理・カウンセリングコース, 人間科学コース)				
	神戸女学院大学	心理・行動科学	環境・バイオサイエンス学			
1995	東洋英和女学院大学	人間科学	保育子ども科			
2000	人間総合科学大学	心身健康学 (通信制)	ヘルスフードサイエンス学 (通学制)	健康栄養学 (通学制)		
	広島文教女子大学 (注2)	人間福祉学	心理学	人間栄養学	グローバルコミュニケーション学	
	大阪人間科学大学	社会福祉学	医療福祉学	子ども教育学		
2001	甲南女子大学	心理学	文化社会学	総合子ども学	生活環境学	
	大阪樟蔭女子大学 (注3)					
2002	大阪経済大学	現代心理学コース	メディア・デザインコース	スポーツ健康コース		
	金城学院大学	現代子ども教育/子ども学	多元心理学	コミュニティ福祉学		
2003	北海道文教大学	健康栄養学	理学療法学	作業療法学	看護学	こども発達学
2004	神戸松陰女子学院大学	心理学	都市生活学	食物栄養学	ファッション・ハウジングデザイン学	
	西南学院大学	児童教育学	社会福祉学	心理学		
2005	九州女子大学	人間発達学 (人間発達学専攻・人間基礎学専攻)				
2006	神奈川大学	心理発達コース	スポーツ健康コース	人間社会コース		
	高千穂大学	人間科学科 (人間科学専攻・児童教育専攻)				
2007	金沢星稜大学	スポーツ学	子ども学			
	東亜大学	心理臨床・子ども学	国際交流学	スポーツ健康学		
	関西国際大学 (注4)					
	東京都市大学	児童学				
2009	帝塚山学院大学	心理学	食物栄養学			
	専修大学	心理学	社会学			
2010	東北文教大学	子ども教育学	人間関係学			
2011	筑紫学園大学	心理・社会福祉専攻	初等教育・保育専攻			
2012	武蔵野大学	人間科学	社会福祉学			
2013	東洋学園大学	人間科学科 (心理・カウンセリングコース, スポーツ・健康コース, 人間社会コース)				
2017	島根大学	心理学コース	福祉社会コース	身体活動・健康科学コース		
2018	九州産業大学	臨床心理学	子ども教育学	スポーツ健康科学		
2019	田園調布学園大学	心理学				

(出典) 各大学人間科学部のホームページ (2022年9月取得, 個々の取得日とURLは紙幅の都合上省略した)。

(注1) 大学によって, 学科・専攻・コースの設定は多様である。たとえば, 大阪大学は設立以来, 学科制をとらず科目群を置くかたちをとっている。島根大学のホームページを見る限り, 学科は置かず3つのコースのみが存在する。

(注2) 2019年に男女共学に移行して, 広島文教大学に名称変更。

(注3) 2009年, 人間科学部を心理学部と児童学部に変更。

(注4) 2022年, 人間科学部心理学を心理学部心理学に改組。

て明らかにする必要があるだろう。

表5. で見る通り、大阪大学人間科学部が設立されて以降、現在まで30を超える人間科学部が設立された。ただすでに2つの大学は、人間科学部を廃止・改組して新たな学部を設置している。表5. はわが国のすべての人間科学部を網羅したものではないが、その学科構成は多様である。1972年から1980年代と1990年代にかけての人間科学部は、「心理学科」、「社会学科」、「教育学科」を中心に構成されていたが、2000年代に入ると「スポーツ学科(コース)」や「健康栄養学科(コース)」、あるいは「スポーツ健康コース」などの学科(コース)が設置されるようになった。1987年に開設されたわが国4番目の人間科学部である早稲田大学人間科学部は当初「スポーツ学科」を含んでいたが、その後独立して「スポーツ学部」となった。

わが国の人間科学部は、大阪大学と2017年設立の島根大学以外は私立大学であるが、この点はわが国の人間科学部が抱える問題点を考えるうえで重要な意味をもっている。1990年代以降わが国の私立大学経営は、バブル経済の崩壊による格差社会の到来と18歳人口の減少によって大きな転換を迫られ、とくに東京以外の私立大学にとって「入学定員の確保」が最大の課題となったが、このような状況下で選択された学部名称のひとつが「人間科学部」であったという解釈が可能であるように思われる(21)。

また1991年のいわゆる「大学設置基準の大綱化」も、人間科学部の設置動向に影響を与えたと考えられる。大綱化によって示された指針にしたがって、多くの大学では「教養部」の改組転換が進められ、「総合人間学部」などが設立されたが、いわゆる「学際学部」の増加と人間科学部の増加には一定の関連があると思われる(22)。

表5. で示した各大学の学科構成は2022年9月現在のものであるが、多くの人間科学部は開設以降、複数回の組織変更(改組)を行っている。たとえば常磐大学人間科学部は1983年、「人間関係学科(社会学専攻・心理学専攻・教育学専攻)」と「コミュニケーション学科」の2学科で開学したが、1988年に「組織管理学科」を増設、2004年には「心理教育学科」、「現

代社会学科」、「コミュニケーション学科」の3学科構成となり、2008年になると「心理学科」、「教育学科」、「現代社会学科」、「コミュニケーション学科」、「健康栄養学科」の5学科となった(常磐大学2022)。

このような組織変更および多様な学科構成が可能である理由のひとつは、まさにわが国における「人間科学の曖昧さ」にある。また表5. には含まれないが、「総合人間科学部」や「教育人間科学部」、さらには「コミュニティ人間科学部」などの学部も存在している現在の状況は、わが国の「人間科学」をますます捉えどころのないものにしており、かつて沢田允茂が40年前に危惧した「人間科学のファッション化」が進んでいると言える。わが国の人間科学部が学術組織としての品格を保つには、みずからの組織の存在意義を再確認し「人間科学の理念」の明確化を図ること、さらには理念に基づく学科構成とカリキュラムの編成が必要であるはずである。

## 6. 結語

本稿におけるこれまでの考察で中心的な論点としたのは、「人文科学」、「人間の科学」、「行動科学」と「人間科学」との関係である。この3つの術語との関係について検討を加えることが、戦後の日本において「人間科学の曖昧さ」が生じた理由を説明するうえで鍵となると考えたからである。

「人文科学」について言えるのは、「人文科学」が“sciences humaines”(仏)の訳語であるとするれば、言葉の対応関係(人文=humain)が不自然であり、それに対応する語を“humanities”(英)とするとしても、“humanities”の訳語としては「人文学」のほうが適切であろう。わたしたちは日本語の「科学」が「分科の学」であることの意味についてあらためて考えてみるべきである。フーコーやギュスドルフの議論の内容から見ても、かれらが考える“sciences humaines”は現在わたしたちが用いている意味での「人間科学」と同義である。

次に「人間の科学」と「人間科学」の関係についてであるが、一般には「人間の科学」と「人間科学」は同じ意味をもち、文脈に応じて使い分けられている。ただ本論で見た通り、“science of man”と“human

sciences”は歴史的な出自を異にする言葉である。ヒュームは『人間本性論』において、「論理学（知性論）」、「道徳学（情念論）」、「政治学（正義論）」、「批評学」からなる「人間の科学」（science of man）の構想を示した。20世紀になるとカレルヤリントンが、あまりにも専門分化しすぎた科学の現状を批判し、「人間に関するさまざまな科学」の新しい総合という意味で「人間の科学」という言葉を用いた。本論で見たギュスドルフは、「人間の科学」と「人間科学」を明確に区別しようとした。筆者は「人間科学の歴史」を、18世紀に誕生した「人間の科学」が19世紀に生じた学問の専門分化と職業化、学会の制度化によって複数の個別科学から成る「人間科学」へと変容したプロセスと捉えることを提案したい（23）。

最後に「行動科学」と「人間科学」との関係についてであるが、本論で見たように、戦後の日本の人間科学に関する組織的展開を考えるうえで、「行動科学」は重要な意味をもっている。本稿では「人間科学総合研究機構（行動科学研究所）」設立計画とその頓挫についてのみ検討したが、その後わが国の人間科学が行動科学とどのような関係にあるのか、についても検証が必要であると思われる。

本論2. で見たように、文部科学省による学問分類には「人間科学」という学問分野は存在しない。その一方で、現在わが国には30を超える「人間科学部」が存在する。これに大学院や人間科学科・専攻・コースを加えれば、その数は100を超えていると考えられる（24）。表5. で示した通り、わが国の人間科学部の学科構成は多様であり、そこから「人間科学」についての共通理解を導くことは不可能であろう。

第4期日本学術会議に設置された心理学委員会は、人間科学総合研究機構案に関連して、今後は「日本独自の人間科学」を確立していかなければならないとしたが、半世紀以上経った現在においてもそれは実現していない。わたしたちはここで改めて、人間科学総合研究機構案が頓挫した経緯を検証するとともに、人間科学の組織の存在意義を問うべきであろう。

これまでの考察では、わが国における人間科学に関する学問的営為の問題点を中心に検討を加えたが、その一方では筆者の知る限りにおいても、徳永恂や沢田

允茂が示した「人間科学の理念」に沿うと思われるいくつかの試みが行われていることも事実である。その例としてここでは、文献と組織（制度）のそれぞれについての事例をあげておきたい。

ひとつは、大澤真幸・大平健・佐々木正人・野家啓一・廣瀬通孝・山際壽一が編集員として2007年から刊行された『シリーズ ヒトの科学 The Science of Man 1～6』である（25）。この一連の文献は「人間とは何か」という根本的な問いにたいして、現代の自然科学の先端的な成果と哲学を含む人文科学の知見を総合することによって答えに近づくことを試みたものであった。周知の通り、山極壽一は霊長類学研究の第一人者であると同時に第24期（2017-20）日本学術会議会長であり、廣瀬通孝はロボット研究で知られるシステム工学の第一人者である。このシリーズでは、現代の人間科学が問うべき「動物と人間」、「機械と人間」というテーマについて、学際的な観点から考察が行われている。

玉川大学21世紀COEプログラム「全人的人間科学プログラム」（2002～）は研究所のような組織形態をとってはいないが、「脳」に関する研究にたいして専門を異にする3つの研究グループ（生物の基礎情報処理研究・脳の高次情報処理研究・心の仕組み研究）がそれぞれの分野の知見を基に研究を進めながら、それと同時に、3つの研究グループ間の総合を行おうと試みた点において、沢田允茂や徳永恂が示した人間科学における総合の在り方の一例を示していると考えられる。わが国の「人間科学」の将来展望を考えるとすれば、現在と将来にわたってわたしたちが解決を迫られると予測される重要な課題にたいして、人間科学のなかに含まれる個別科学のあいだの適切な連携を図ることが肝要であろう。

#### 【注】

(1) 「知識社会学」と「科学社会学」および「社会学の社会学」については、Merton (1977 = 1983)、徳永恂 (1976) 秋元律郎 (1999)、秋元律郎・澤井敦 (1992)、Bourdieu ([1980]1982; 1984) を参照した。本論で述べた通り、“science”は“scientia”を語源とする。したがって17世紀以降に確立された「科学」を

対象とする「科学社会学」は、「知識」一般を対象とする「知識社会学」の一部であると考えられる。「科学」の意味については本文3-3. を参照されたい。

(2) 徳永恂は、アドルノとホルクハイマーのきわめて難解な哲学書『否定弁証法』および『啓蒙の弁証法』の邦訳者であり、筆者の認識では戦後の日本における最もすぐれたドイツ思想の継承者・理解者のひとりである。徳永は大阪大学人間科学部教授・学部長を務めたが、設立当初のメンバーであったかについては確認できていない。沢田允茂は『哲学の風景——ポスト・ヒューマニズムを目指して』などの著作で知られ、日本哲学会や日本科学哲学会の会長を歴任している。

(3) 邦訳『人間科学の理念』「訳者あとがき」381頁。

(4) この点については、沢田徹 (1970: 252) を参照した。ただそこで沢田は学部名を「文学・人間科学部」ではなく、「文学・人文科学部」と表記している。その理由を、沢田はその時点において「文学・人文科学部」という名称はあまり使われていないため、政令前の「文学部」という名称を用いたとしている。この点については、本論4-1. ②のギュスドルフの見解を参照されたい。

(5) 徳永「訳者あとがき」382頁。

(6) ここで参照したのは、沢田允茂と1981年当時の慶應義塾大学文学部長であった横田仁、文学部教授の井関利明による「人間科学を考える——新専攻の発足にあたって」と題された座談会であり、初出は、慶應義塾大学通信教育部編『三色旗』(昭和56年7月号)である。この座談会は、本文に掲載した表4の(1985a)慶應義塾大学文学部人間科学フォーラム編『人間生命を考える』(183-197)に再掲されている。なお、ヒューム自身は次のように述べている。「あきらかにすべての科学 (all the sciences) は多かれ少なかれ人間本性 (human nature) に関係があり、たとえそれらのうちには人間本性から、はるかに遠く離れ去っているようにみえるものがあるとしても、すべての科学はやはりいずれかの道筋をたどって人間本性にたちもどる。数学や自然哲学、自然宗教ですら、ある程度まで人間の科学 (science of man) に依存する。なぜなら、それらの科学は人間の認識力に依存し、人間の能力と機能によって真偽を判定されるからであ

る」(Hume [1739-40]2000: 4 = [1995]2011 (1) : 6-7)。

(7) カーナン『人文科学に何が起こったか』がある。

(8) この点については中山茂 ([1974]2013)、野家啓一 (2008)、斎藤毅 ([1977]2005)、飛田良文 ([2002]2019)、柳父章 (1982) を参照した。

(9) 『続・現代フランス哲学』雄渾社。

(10) 筆者は、「17世紀科学革命」の影響を受け自らもその担い手のひとりであったホップズが、「人間性」(humanity) を対象とする「人文学」(the humanities) から、「人間本性」(human nature) を対象とする「科学」への転換を導き、それを受け継いだヒュームが「人間の科学」(science of man) を誕生させたと理解する。そして19世紀に生じた個別科学への専門分化とともに、「人間の科学」から「人間科学」(human sciences) への変容が起こったのである。この点については、本文表4. の長谷川 (2022) を参照されたい。

(11) この文献については邦訳のみ参照した。森博編『サン・シモン著作集』は全5巻からなるが、それぞれの巻に森博の解説論文「サン・シモンの生涯と著作」が付されており、本文の記述はそれを参照している。

(12) 2-1. で触れた徳永が指摘している通り、カレルが提唱した「人間の科学」(science of man) という考え方は第2次世界大戦後のアメリカ学界に大きな影響を与え、リントンやギリンの著作もその理念に沿った構成と内容となっていた。ただ1960年代に入ると、アメリカの「人間の科学」は「行動科学」となって代わられていったのである。

(13) この文献については邦訳のみ参照した。

(14) ピアジェは、社会科学と人間科学を区別することができないのは、すべての社会現象が心理生理的過程を含む人間性に依存していると同時に、人間科学はなんらかの側面においてすべて社会的な性質もっているからであるとしている (Piaget 1970: 2 = 1976: 3)。

(15) この点については、本文表4. の長谷川 (2022) を参照されたい。

(16) 佐藤毅はライト・ミルズらの行動科学批判を参照しながら、政策科学としての行動科学が「心理学主義」を方法的根拠とすると共に、「軍事科学」の性格

すら帯びていると述べている（佐藤 1968: 77）。

(17) 個人的なことであるが、筆者は1982年から86年まで慶應義塾大学大学院社会学研究科に在籍した後、1988年から現在まで常磐大学人間科学部に所属している。したがって筆者自身も三井と同様、人間科学の組織を参与観察していると言える。確かにここで三井が述べているように、人間科学専攻という看板を掲げれば、人間科学部以上に学問のもつ意味を学生にたいして明確に説明することが求められるだろう。三井は、人間科学専攻設立時のスタッフ宣言を引用しているが、そこでは近い将来、人間科学専攻は人間科学科、人間科学部へと発展し、社会学・心理学・教育学からなる「社会学研究科」は将来「人間科学研究科」に脱皮することを期待すると書かれている（三井 2008a: 7）。2022年9月時点で、これらのことは実現していない（慶應義塾大学文学部人間科学専攻 2022）。本文で見たように、沢田は人間科学の内実を明確にした後、組織的な展開を図るべきとしていたのであり、人間科学専攻が当時のままの形であることの意味を再考してみるべきであろう。

(18) 人間科学総合研究機構については、表4. 中の日本政治学会人間科学委員会（1965）、奥谷浩一（1997）、犬田充（2001）を参照した。

(19) 三井によれば「行動科学」には2つの立場がある。ひとつは、心理学・社会学・人類学を中心に、ときには経済学・政治学・地理学・生理学などを含めた学問的調和を総合科学として扱う立場（behavioral sciences）であり、もうひとつは、上記の学問分野を含めて、さらに広い学問分野や方法論の中から、行動に関する一般理論を見いだす、つまり論理積を求める立場（behavioral science）である（三井 2008a: 28）。

(20) 「哲学」から「動物心理」、「精神神経学」までも含む多様な学会から提出されたプロジェクト案は、それぞれの学問分野の観点から「人間行動」にアプローチしようとする意欲的なものであった。それゆえ当時、それらの学会の間で対話を重ねると同時に、何らかの具体的な課題について複数の学問の間でどのような連携が可能であるのかに関する協議を継続することができていれば、すでに日本独自の「人間科学」が確立できていたかもしれない。この点については（犬田

2001: 137-9）を参照されたい。

(21) 日本私立学校振興・共済事業団は、1999年度以来「学校法人基礎調査」に基づく「私立大学・短期大学入学志願動向」に関する報告書を作成しているが、人口動態や社会と学生のニーズの変化に応じて学部・学科の見直しが必要であり、それが経営改善・教育改革につながると書かれている（日本私立学校振興・共済事業団 私学経営情報センター 私学情報室, 2022）。この点についてはさらに、濱中義隆・島一則（2002）を参照した。

(22) この点については、大川一毅（1998）を参照した。大川によれば、人間科学部も「総合政策学部」や「不動産学部」といった学際的学部のなかのひとつとして数えられる。

(23) この点については、長谷川（2022b）を参照されたい。19世紀における「人間の科学」から「社会科学」と「人間科学」への専門分化のプロセスについては、「人間科学の歴史序説（2）」として考察する予定である。

(24) 2002年10-11月に日本と諸外国の「人間科学部」を調査した田畑稔は、近年学部学科名称としてそれをを用いる場合が急増しており、高校にも「人間科学科」が見られる（和歌山県貴志川高校）と述べている（田畑 2004: 108）。和歌山県立貴志川高校ホームページによれば、「人間科学科」が新設されたのは1999年であり、現在も存続している（和歌山県立貴志川高校 2022）。なお貴志川高校の他にも、京都府立京都八幡高校に人間科学科が設置されている（京都府立京都八幡高校 2022）。

(25) このシリーズは当初全6巻・別巻1で出版されるはずであったが、実際に出版されたのは、文献表であげた1・2・4・6のみであり、シリーズ3『人と話すヒト』とシリーズ5『＜社会性＞の起源』、別巻『今なぜヒトの科学か』は出版されなかった。その理由については出版社に問い合わせを行ったが、明確な理由は判明しなかった。

#### 【文献】

※本文中の表であげた文献は省略した。

秋元律郎, 1992, 『知識社会学と現代——K. マンハ

- イム研究』早稲田大学出版部。  
秋元律郎・澤井敦, 1992, 『マンハイム研究——危機の理論と知識社会学』早稲田大学出版部。
- Bourdieu, P., [1980]1982, *Questions de sociologie*, Paris: Éditions de minuit. (田原音和監訳, 1991, 『社会学の社会学』藤原書店.)
- , 1984, *Homo Academicus*, Paris: Éditions de minuit. (石崎晴己・東松秀雄訳, 1997, 『ホモ・アカデミクス』藤原書店.)
- Carrel, A., [1935]2019, *Man The Unknown*, New Delhi: R. Sons Books. (渡辺昇一訳, 1980, 『人間—この未知なるもの』三笠書房.)
- 濱中義隆・島一則, 2002, 「私立大学・短期大学の収支構造に関する実証的研究——18歳人口減少期における私学経営の転換」『高等教育研究』5: 155-80, (2022年9月10日取得, [https://www.jstage.jst.go.jp/article/jaher/5/0/5\\_155/\\_article-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jaher/5/0/5_155/_article-char/ja)).
- 廣瀬通孝編, 2007, 『シリーズ ヒトの科学2 The Science of Man ヒトと機械のあいだ——ヒト化する機械と機械化するヒト』岩波書店。
- Hume, D., [1739-40]2000, *A Treatise of Human Nature*, ed. by D.F.Norton/M.J.Norton, Oxford University Press. (木曾好能他訳, 2011-2, 『人間本性論』[第1巻～第3巻]法政大学出版局.)
- 犬田充, 2001, 『行動科学——源流・展開・論理・受容・終焉』中央経済社。
- 片山寿明, 1975, 「ジヨルジュ・ギユスドルフ」澤湯久敬編『続・現代フランス哲学』(327-49)雄渾社。
- 慶應義塾大学文学部人間科学専攻, 2022, 慶應義塾大学文学部人間科学専攻ホームページ (2022年9月12日取得, <https://www.flet.keio.ac.jp/academics/human-sciences/index.html>).
- Kernan, A., ed., 1997, *What's Happened to the Humanities ?*, Princeton University Press. (木村武訳, 2001, 『人文科学に何が起きたか: アメリカの経験』玉川大学出版部.)
- 京都大学人文科学研究所, 2022, 京都大学人文科学研究所ホームページ, (2022年9月12日取得, <https://www.zinbun.kyoto-u.ac.jp/>).
- 京都府立京都八幡高校人間科学科, 2022, 京都八幡高校ホームページ, (2022年9月9日取得, <http://www.kyoto-be.ne.jp/kyotoyawata-hs/mt/learning/2019/04/post-24.html>).
- 九州大学大学院人文科学府, 2022, 九州大学大学院人文科学府ホームページ, (2022年9月21日取得, <https://www2.lit.kyushu-u.ac.jp/en/>).
- Merton, R.K., [1949]1968, *Social Theory and Social Structure, enlarged ed.*, New York: The Free Press. (森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳, 1961, 『社会理論と社会構造』みすず書房.)
- , 1977, *The Sociology of Science: An Episodic Memoir*, Southern Illinois University Press. (成定薫訳, 1983, 『科学者社会学の歩み——エピソードで綴る回想録』サイエンス社.)
- Mills, C.W., [1959]2000, *The Sociological Imagination*, ed. by T. Gitlin, New York: Oxford University Press. (伊奈正人・中村好孝, 2017, 『社会学的想像力』筑摩書房.)
- 文部科学省研究振興局学術研究助成課, 2001, 「科学研究費補助金『分科細目表』の改正について(科学研究費補助金審査部会報告)」, 文部科学省ホームページ, (2022年9月8日取得, [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1247118.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1247118.htm)).
- 中山茂, [1974]2013, 『パラダイムと科学革命の構造』講談社。
- 日本学術振興会, 2005, 「井口記念人間科学振興事業」, 日本学術振興会ホームページ, (2022年8月11日取得, <https://www.jsps.go.jp/j-donation/inokuchi.html>).
- 日本私立学校振興・共済事業団 私学経営情報センター 私学情報室, 2022, 「令和4(2022)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」, 日本私立学校振興・共済事業団ホームページ, (2022年9月23日取得, <https://www.shigaku.go.jp/files/shigandoukouR4.pdf>).
- 野家啓一, 2008, 『パラダイム革命——クーンの科学

- 史革命』講談社.
- 編, 2007, 『シリーズ ヒトの科学 6 The Science of Man ヒトと人のあいだ』岩波書店.
- 大川一毅, 1998, 「日本の大学における『学際的学部』のカリキュラムと教育」『大学史研究』13: 3-18.
- 齋藤毅, [1977]2005, 『明治のことば——文明開化と日本語』講談社.
- 佐々木正人編, 2007, 『シリーズ ヒトの科学 4 The Science of Man 包まれるヒト——<環境>の存在論』岩波書店.
- 佐藤毅, 1986, 「行動科学の批判」『社会労働研究』法政大学社会学部学会 15 (2) : 61-82.
- 沢田允茂, 1997, 『哲学の風景——ポスト・ヒューマニズムを目指して』講談社.
- 沢田允茂・横田仁・井関利明, 1981, 「<座談会>人間科学を考える——新専攻の発足にあたって」慶應義塾大学通信教育部編『三色旗』〔昭和 56 年 7 月号〕(慶應義塾大学文学部人間科学フォーラム編 1985a: 183-197) .
- 清水一彦, 1999, 『平成の大学改革を斬る』協同出版.
- 飛田良文, [2002]2019, 『明治生まれの日本語』角川書店.
- 常磐大学十年史編集委員会, 1994, 『常磐大学十年史』常磐大学.
- 徳永恂, 1976, 「知識社会学の成立と展開」福武直監・徳永恂編『社会学講座 11 知識社会学』東京大学出版会.
- 和歌山県立貴志川高校人間科学科, 2022, 「貴志川高校沿革」, 貴志川高校ホームページ (2022 年 10 月 9 日 取得, <https://www.kishigawa-h.wakayama-c.ed.jp/enkaku.html>).
- 柳父章, 1982, 『翻訳語成立事情』岩波書店.
- 山際壽一編, 2007, 『シリーズ ヒトの科学 1 The Science of Man ヒトはどのようにしてつくられたか』岩波書店.
- 山口裕之, 2002, 『コンディヤックの思想——哲学と科学のはざままで』勁草書房.



## コロナ禍で露呈した外国人材依存社会の脆弱性

北根 精美 (常磐大学人間科学部)

Vulnerabilities of a Society Dependent on Foreign Worker due to the Labor Shortage  
Exposed by the Covid-19

Akemi KITANE (*Faculty of Human Sciences, Tokiwa University*)

### Abstract

This paper discusses the process by which the pathways for securing foreign worker under foreign technical training system were blocked and restored by Covid-2019, the problems associated with this process, and the future of the pathways for securing foreign worker. Pathways for securing foreign worker were anchored inside global supply chains and supported labor-scarce industry sectors, but the entry restrictions completely blocked these pathways. In the agricultural sector, for example, planned plantings and harvests had to be abandoned. These problems were common to all developed countries that faced a shortage of human resources in the unskilled labor sector. With no time frame in sight for the lifting of the restrictions, the pathway to securing foreign human resources was restored through the change of status and expiration date for foreign residents, including those who planned to return to their home countries, although not sufficiently so. The Specified Skill System, which will be mainstreamed in the future, will allow for more flexible dispatch of workers over a five-year period; the Covid-2019 experience also calls for discussion of how the reliance on foreign human resources to fill labor shortages has created a vulnerabilities social infrastructure.

### はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）はサプライチェーンにおける生産体制、物流、人の移動に混乱を引き起こした（経済産業省 2020a）。新型コロナに対する社会不安が高まり、2年以上にわたり断続的な入国制限が行われ、グローバルなひとの移動が抑制されてきた。この間、外国人材に依存してきた産業分野では、生産計画の見直し、国内在留外国人確保のための施策、新型コロナによる休業を余儀なくされた企業からの人材派遣など、経営維持のための流動的

な人材確保を迫られた。

外国人材の継続的な需要が高い産業分野は、食料、工業製品、建設、自動車整備、清掃、介護など、いずれも社会基盤を維持するために必須であるが、20年以上にわたり安定的な労働力の確保や維持において問題を抱えてきた。こうした業界の要望を受けて、平成30年の出入国管理及び難民認定法の改正により、在留資格「特定技能1号・2号」が新設され、14産業分野における就業者の不足人数に応じた受入れが開始され、技能実習2号の修了者や業界が実施する試験の合

格者を、上限5年間として雇用することが可能となった。

慢性的な労働力不足を外国人材によって補うための経路が確立され始めた矢先、令和2年2月から新型コロナの水際対策が本格化し、国境を越えた人材確保に依存する社会の脆弱性が露呈した。

本論では、外国人材確保のための経路が、新型コロナにより遮断され、修復されてきた過程とそれに伴う問題を中心に論じるとともに、脆弱性が露呈した人材確保のための経路の今後について考察する。

1点目は、入国制限によって、外国人材に依存した雇用確保という経路がどのように遮断されたのか、公的統計データをもとに明らかにする。また、国内における新型コロナの人流抑制政策により、人材確保のための技能実習・特定技能制度に依存した産業分野では、雇用にどのような影響が及んだのか。流動的な外国人材確保の経路が、在留資格や在留期限に係る問題に直面し、どのような対応を迫られたのか。

2点目は、新型コロナにより遮断された外国人材確保のための経路修復過程について、公的統計データをもとに考察する。新規技能実習生が入国できず、また、就労期間が終了しても帰国できない中で、在留外国人の在留期限の延長や在留資格の変更がどのように行われたのか。また、新型コロナによる対策が強化された時期における、不法残留・就労、収容施設の対応策はどのように進められたのか。

最後に、新型コロナにより露呈した外国人材確保のための経路の脆弱性は、労働力不足が生じている産業分野に共通した問題であることを、オーストラリア（以下、豪州）の季節労働者の事例から指摘する。加えて、新型コロナが収束し、自由な人の行き来が可能になると、外国人材確保のための経路が再稼働することが推測できるが、こうした経路を維持し続けることに伴う地域社会の課題について論じる。

## 1. 新型コロナに起因する外国人材確保のための経路遮断

### 1.1. 水際対策による国外からの人流停止

令和元年末の主要港の入国外国人総数は、出入国在留管理庁によると約3千110万人を超え、同年末の在

留外国人数は3百万人に迫り、過去最高を記録した。東アジアを中心とする訪日外国人数は月次2～3百万に達していたが、新型コロナの水際対策により、令和2年3月の入国外国人数は前月比57%減となり、4月には前月比98%減の約5千人まで減少した。日本政府観光局によると、令和2年3月の訪日外客数は対前年同月比93%減の19万4千人まで落ち込んだ。

海外からの人流がほぼ停止するまでの一連の経緯を振り返ると、令和2年2月に武漢からの水際対策として中国湖北省、浙江省に渡航歴のある外国人を上陸拒否の対象としたことに端を発する（出入国在留管理庁2020）。1月末の政府チャーター機による武漢からの帰国者（外務省2020）や、2月の横浜港に到着したダイヤモンド・プリンセス号内での新型コロナ感染拡大（厚生労働省2020）、3月のマスクやアルコール消毒製品の不足による高額転売（経済産業省2021）といった新型コロナに関連する事象が国内で報道される中、4月7日に緊急事態の発生が宣言された。4月16日には、緊急事態の範囲は全都道府県に拡大し、国内における外出の自粛等の協力要請が発せられ（内閣官房2020）、水際対策が本格化した。

ここで、令和元年から3年までの外国人新規入国者数、再入国者数を含む外国人入国者数、船舶・航空機の乗員・乗客に対する特例上陸許可者数を合わせた総数の対前年比の推移をみると、平成24年から令和元年までの増加傾向から一転し、令和2年は著しい減少を示しており、減少幅は東日本大震災時の約4倍とな

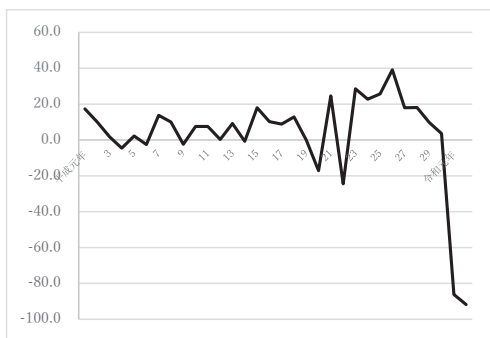


図1 外国人入国者数対前年増減率の推移 (%)

出典：出入国在留管理庁(2022a)をもとに作成

った(図1)。入国制限による海外からの人流抑制は、国内経済、特に、訪日外国人観光客への依存が高い産業に加え、卸売業・小売業、生活関連サービス業、宿泊業・飲食サービス業を中心に売上激減や企業倒産を引き起こした(厚生労働省 2021)。

### 1.2. 在留資格「技能実習」を有する新規外国人入国者の減少

入国制限の影響により、外国人新規入国者が激減する中で、在留資格「技能実習」の新規入国者も急速に減少した(図2)。「技能実習1号」は、人手不足問題を抱える85職種156作業に従事する外国人のための在留資格であり、企業が単独で採用する場合は「1号イ」、監理団体による採用の場合は「1号ロ」となる。技能実習生の採用の多くは団体監理型により行われており、令和元年の技能実習1号の人数を比較すると、団体監理型の採用が企業単独型の約27倍である。就労期間は、1号が1年、2号が2年であり、同じ実習先において3年間の在留を前提としたケースが最も多い。さらに、在留資格「技能実習3号」による就労が認められると、2年間の滞在が可能となる。

新規入国者の中でも技能実習1号の割合が高いが、令和2年は対前年比56%減、翌年は87%減となった。技能実習生の受入れ先では、雇用できる実習生数が決まっているため、実習3年目の帰国の年を迎えると、

新規実習生が補充される仕組みがある。常に一定数を確保するために、元技能実習生が地縁血縁関係から新たな人材をリクルートする場合もある(北根 2021)。

今回の新型コロナによる入国制限は、実習生の帰国と新規の人員補充の流れを止めることになり、帰国者が帰国できない、入国予定者が入国できない、在留期限が切れるといった問題が浮上した。さらには、監理団体が自己破産し、他の監理団体が行き場を失った技能実習生を引き受ける事態も生じている(『NHK NewsWeb』2020/9/14)。

### 1.3. 新型コロナによる雇用環境への影響

新型コロナは、労働力不足問題を抱える産業分野にどのような影響を与えたのであろうか。令和2年第2四半期から令和4年7月までの、新型コロナの移動制限政策が経済活動に及ぼした影響について、雇用調整助成金の支給申請件数、新型コロナに起因する解雇・雇止め見込み労働者数、正規・非正規の職員・従業員(以降、正規、非正規)の増減率をもとに考察する。

厚生労働省が公表している雇用調整助成金の支給申請件数推移をみると、令和2年8月をピークに下降した後、増減を繰り返しつつ減少傾向に向かっている(図3:実線)<sup>2</sup>。また、都道府県労働局の聞き取りやハローワークに寄せられた、雇用調整の可能性のある事業所からの相談、報告をもとに、厚生労働省が新型

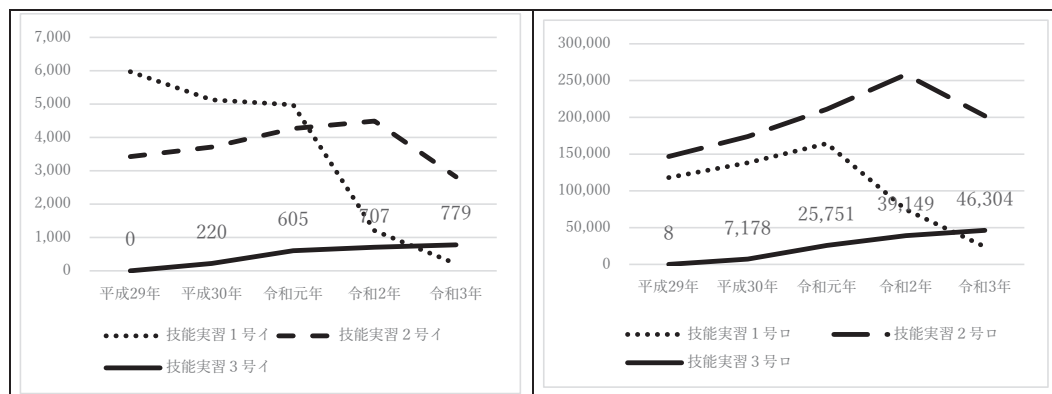


図2 在留資格「技能実習」による外国人新規入国者の推移(人)

出典：出入国在留管理庁(2022b)をもとに作成

コロナに起因する解雇・雇止め見込み労働者数を把握した結果によると、令和2年6月をピークとして下降し、同年9月に上昇し再び下降に転じるものの、2021年3月に再上昇を示し、その後、緩和の方向へ向かったことがわかる（図3：点線右第2軸）。

解雇・雇止め見込数が減少に転じた背景には、新型コロナウイルスによる事業活動の縮小、売上高・売上量の減少、休業手当の支払いが生じている事業主に対して、雇用調整助成金ならびに緊急雇用安定助成金が支払われたことがある。令和2年度の支払総額は3兆1千5百55億円、令和3年度は2兆3千4百88億円、令和

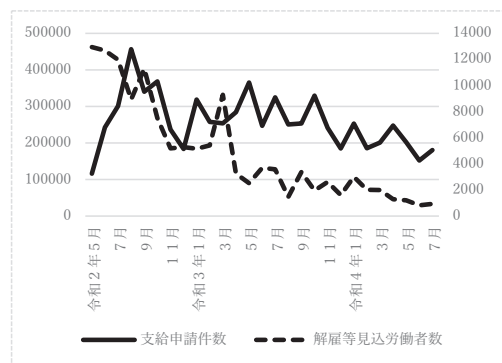


図3 実線：雇用調整助成金の支給申請件数推移（件）  
点線右第2軸：解雇等見込労働者数（人）  
出典：厚生労働省（2022a,2022b）をもとに作成

4年度9月30日までの累計は5千8百37億円となり、特例措置は令和4年11月30日まで延長された。

一方、個別の産業分野においては、新型コロナウイルスの影響が異なる。令和4年8月12日集計分の新型コロナウイルスに起因する雇用への影響に関する情報において、「累積数の大きな業種（上位10業種）」が示されている。令和2年5月29日からの累積結果をみると、見込数であるため、すでに就職した人数が除外されていないものの、雇用調整の可能性がある事業所累積数13万7千763件の56%を占めている業種は、件数の多い順に、製造業、飲食業、小売業、サービス業、建設業であった。解雇等見込み労働者累積数については、13万5千633人中60%を占めている業種は、件数の多い順に、製造業、小売業、飲食業、宿泊業であった。いずれも技能実習や特定技能制度を利用し、外国人材を確保している業種が影響を受けている。

さらに、労働力調査に基づき、雇用調整の可能性がある製造業、建設業、宿泊業・飲食サービス業の正規・非正規の増減率についてみると、製造業では令和2年3月から5月において、非正規が大幅減少となった反面、正規が増加している。その後、正規、非正規の増減率が逆相関しながら推移し、令和3年11月は両者ともに減少に転じる。令和3年12月以降は、令和4年3月までは両者が増加していたが、4月は両者が減少、5月は非正規が増加、正規が減少となり、新型コロナウイルスの初期段階の状況と逆転している（図4）。

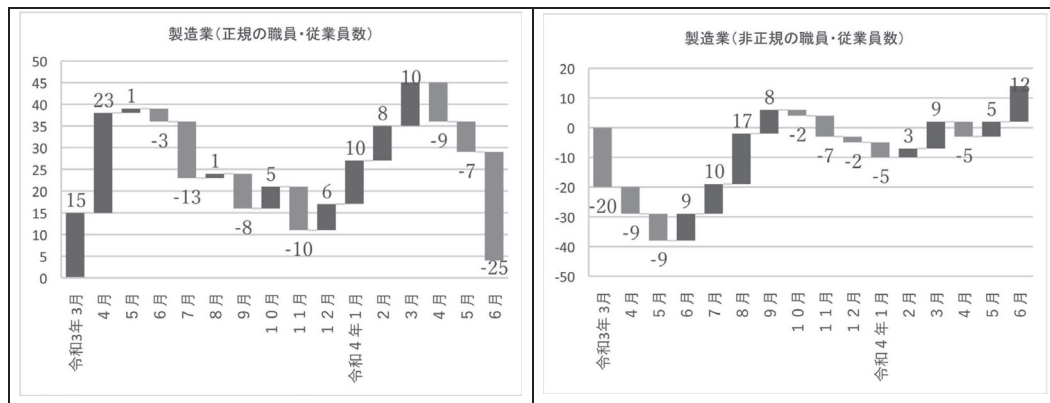


図4 製造業における正規・非正規の増減率（%）

出典：総務省統計局（2022）をもとに作成

建設業では、正規は令和3年9月に増加に転じるまで、5～10%の減少が続き、第四四半期は再び減少し、令和4年2・3月に増加に転じるが、その後、5月の17%減少を最大として減少している。一方、非正規は、正規が増加に転じた翌月の令和3年10月に増加に転じるまで、継続して減少してきた。また、正規は令和4年2・3月に増加に転じるが、非正規では5月以降が増加となっている(図5)。

宿泊業、飲食サービス業では、正規・非正規の減少が続いており、特に非正規の減少幅が大きい。正規は令和3年12月から令和4年2月にかけて増加に転じ

るが、3月から再び減少し、5月以降は増減がゼロである。非正規は、令和4年2月から増加し続けるが、5月以降は減少に転じている(図6)。

その他、特定産業分野に含まれる農業分野の状況について触れる。農林水産省は、令和2年4月30日「農業労働力確保緊急支援事業実施要綱」を制定し、「外国人材の入国制限等による人手不足という新たな事態に直面」する農業経営体に対し、外国人材に代わって農業以外の産業の従事者や学生を確保したり<sup>3</sup>、雇用したりする際に係る経費の補助を行った。

農業分野における常雇い<sup>4</sup>数を見ると、新型コロナ

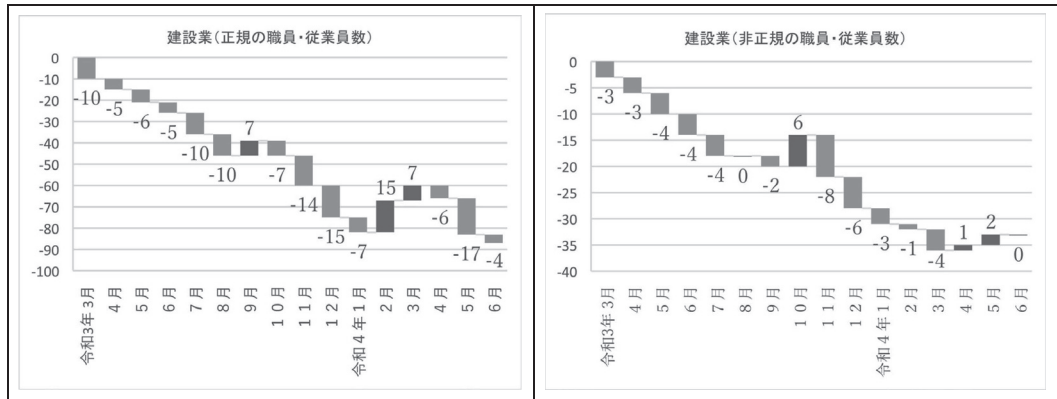


図5 建設業における正規・非正規の増減率 (%)

出典：総務省統計局(2022)をもとに作成

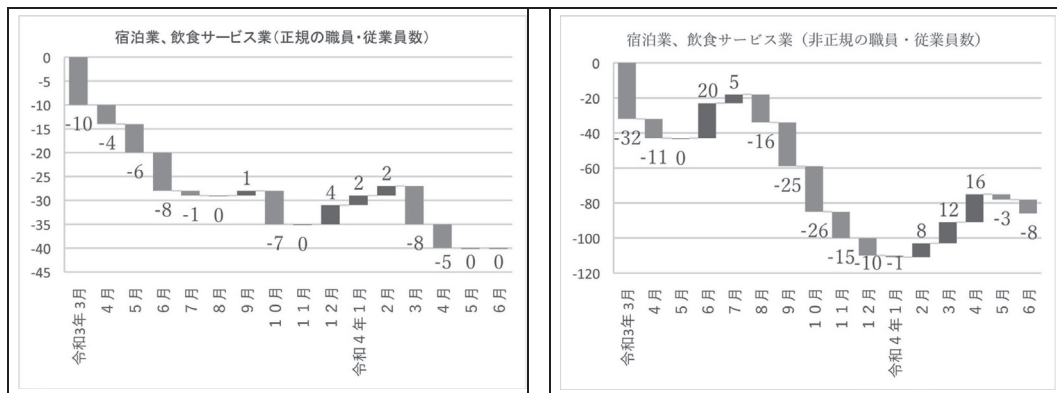


図6 宿泊業、飲食サービス業における正規・非正規の増減率 (%)

出典：総務省統計局(2022)をもとに作成

の水際対策時期に減少率が高くなっていることがわかる（図7）。常雇い数には技能実習生も含まれ、また、農業労働力確保の緊急支援事業では、入国できない外国人技能実習生を人手不足数として定義していることから、農業労働力の外国人材依存は固定化されていることがわかる。

以上から、技能実習や特定外国人材の受入れによる人材確保を積極的に行ってきた、12分野のうち製造業、建設業、宿泊業・飲食サービス業において、新型コロナウイルスによる雇用調整が行われたことがわかる。

## 2. 外国人材確保のための経路修復過程

### 2.1. 新型コロナウイルスによる在留期間問題

新型コロナウイルスによる入国制限や国内移動制限による経済活動の縮小が、実習先・就労先の経営難、倒産を招き、結果として外国人就労者の人員整理、雇止め、採用内定の取り消しにつながることを最小限に抑えるため、出入国在留管理庁は、ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」の中で、「新型コロナウイルス感染症の影響により実習が困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援」を示した。加えて、空港封鎖あるいはミャンマーの情勢不安による帰国困難者、在留資格「技術・人文知識・国際業務」や「技能」による就労者で雇止めになった者、教育機関の所定の課程を修了した留学生も支援対象者となった（出入国在留管理庁 2022c）<sup>5</sup>。

雇用維持のための具体策としては、特定技能制度の12分野における再就職支援、受け入れ機関との新た

な雇用契約が成立した場合、1年間の在留資格「特定活動」への在留資格変更を可能とするなど、「雇用契約に関するマッチング支援」が導入された。在留資格「特定活動」による在留期間の延長は、就労資格をもつ外国人や教育機関を卒業した留学生へも適応された結果、「特定活動」による在留者数は、令和2年は対前年比59%増、令和3年は対令和元年比90%増となった（図8）。

マッチング支援のための求人情報は、令和2年11月・12月が27件、令和3年は91件、令和4年は3月7日までで10件掲載されている。求人の方別にみると、建設31件、農業26件、介護19件が60%を占めている。県別では、大阪15件、長野13件、愛知9件、北海道・東京がそれぞれ7件であり、求人全体の約42%であった（出入国在留管理庁 2022c）。

在留資格「特定活動」による在留外国人数の増加に比べ、マッチング支援の求人数が極端に少ないことから、支援対象者のほとんどは前職の継続や支援策に頼らずに就職したと考えられる。令和3年2月に堀口が実施した事業協同組合員への調査によれば、畑作・酪農分野の技能実習や特定技能による入国を期待していたが、入国制限が解除とならないため、在留外国人を多く集めたことが報告されている。しかし、農業以外の分野から来た技能実習生も多く、作業効率が低くなったり、特定技能の就労者が期待以上に集まらなかったり、さらには、派遣会社が送り込んだ就労者がすべ

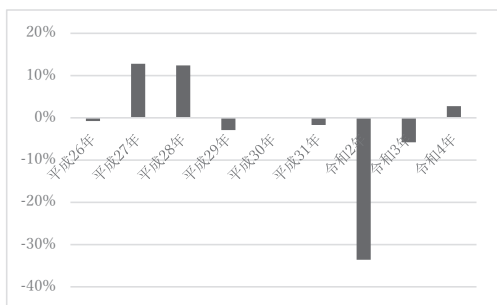


図7 農業常雇い数の増減率推移 (%)

出典：農林水産省（2022a）をもとに作成。

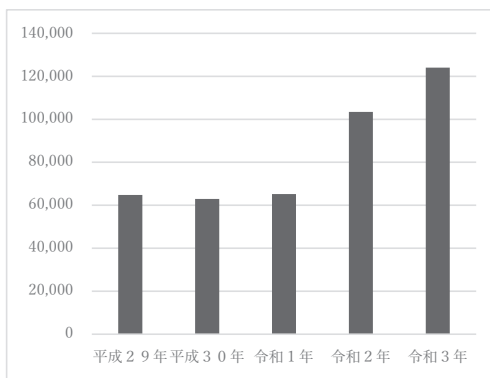


図8 在留資格「特定活動」による在留外国人人数 (人)

出典：出入国在留管理庁（2022b）をもとに作成

て違法滞在者であったが、受け入れ側がまったく気づかなかつたりした例も報告された(堀口 2022b)。

## 2.2. 技能実習3号の増加

新規に技能実習生が入国できない状況下において、企業単独型・監理団体型のいずれにおいても、技能実習3号の在留資格者が増加した。新型コロナウイルスによる入国制限が行われた令和2年には技能実習1号が激減し、翌年の令和3年に技能実習1号を終了して2号へ移行する実習生数が減少した。一方、3号については、平成30年から増加傾向にあり、2号の在留資格者の減少数を埋める人数ではないものの、令和2年は対前年比52%増、令和3年は新型コロナウイルス以前の対令和元年比で約80%増となった(図2)。

技能実習3号は、技能実習制度の適正化と合わせて平成27年に新設され、平成28年11月から施行された。技能実習3号の在留資格を得るためには、技能実習1・2号修了後に、実技試験に合格することと、1か月以上の一時帰国が求められる。また、技能実習3号の資格者を受け入れることができるのは、優良認定された実習実施者と監理団体に限定される。技能実習3号の資格者を受け入れるための制約があるものの、技能実習2号移行対象職種と同一の職種に最大2年間雇用することができる。言い換えれば、技能実習制度を利用すれば、5年間にわたり、確実に1人の人材を雇用し続け、労働力不足を補うことができるのである。

技能実習3号では実習開始より1年以内に一時帰国が定められているが、令和4年8月31日までの特例として、帰国を妨げる理由が解消した際には、一時帰国をすることを条件に在留期間の更新が認められた。

技能実習3号の在留者が急増した背景には、新型コロナウイルスによる雇用や帰国への不安がある中で、技能実習3号の在留資格が取れる条件下にあった実習生は、継続して同じ職場を選択したと考えられる。例えば農業技能実習生の場合、実習実施者である農家の敷地にある宿泊施設に居住し、同郷人数名が同じ職場で働くことが多い(北根 2021)。こうした環境で3年間過ごすことになるため、雇用者側にすると、新規技能実習生の入国時期が不透明なことから、3年間の信頼関係

ができていない技能実習2号修了者に、3号による滞在を勧めることが優先されたのではないかと推察される。

また、介護分野においては、奨学金をもらった施設への就職がすでに決まっている介護留学生は、コロナ禍での経済的困窮を回避することができ、調理のアルバイトをしていた留学生が、特定技能の資格により介護の仕事に就いた例もあった(佐々木 2020)。

さらに、農業分野においては、技能実習制度により経験を積んだ外国人が、特定技能へ移行するルートが「人材のプール」として維持されていく可能性が示唆されている(宮入 2022:29)。

## 2.3. 特定技能制度の特徴

特定技能制度は、技能実習制度の延長線上にある制度であるといえる。特定技能1号を取得した経緯をみると、令和4年3月末現在のルート別「特定技能1号」就労者数では、79%は技能実習ルートであり、試験ルート20%の約4倍である。特定技能による就労が可能な14分野別では、試験ルート比率が高い介護、航空、宿泊、外食業と、技能実習ルート比率が高いその他10分野に区分できる(表1)。

表1 特定技能14分野のルート別「特定技能1号」就労者率(%)

分野	試験ルート	技能実習ルート
—試験ルート比率が高い分野—		
介護 (N=7,019) *介護福祉士養成施設修了ルートは0.01% *EPA介護福祉士候補者ルートは3%	90	7
航空 (N=49)	100	0
宿泊 (N=124)	100	0
外食業 (N=2,312)	100	0
—技能実習ルート比率が高い分野—		
ビルクリーニング (N=839)	22	78
素形材産業 (N=3,928)	0.3	99.7
産業機械製造業 (N=6,019)	0.5	99.5
電気・電子情報関連産業 (N=2,319)	0.9	99.1
建設 (N=6,360) *検定ルートは1.8%	0.8	97.3
造船・船用工業 (N=1,971)	0.4	99.6
自動車整備 (N=986) *検定ルートは1.2%	9.8	88.9
農業 (N=8,153)	15	85
漁業 (N=718)	2	98
飲食物品製造業 (N=22,992)	12	88

出典：出入国在留管理庁(2022d)をもとに作成

コロナ禍で露呈した外国人材依存社会の脆弱性

国内・国外試験ルートとは、どのような採用手段であるのか、外食業を例に見ておきたい。外食業では100%試験ルートにより、特定技能2千312人を雇用している。受験生の募集、試験の実施をとりまとめているのは、一般社団法人外国人食品産業技能評価機構のOTAFF（The Organization for Technical Skill Assessment of Foreign Workers in Food Industry）である。特定技能制度が令和元年に導入されたと同時に、食品団体<sup>6</sup>が会員となりOTAFFが設立されている。

令和4年度飲食料品製造業ならびに外食業特定技能1号技能測定試験第1回国内試験が6月20日から7月10日にわたり、全国10都道府県で実施されている。飲食料品製造業では、受験生1万638人、うち8千385人が合格、外食業では5千954人が受験、4千175人が合格している。また、国外では6月に飲食料品製造試験がフィリピンとインドネシアで、外食業試験がフィリピンとインドネシアに加え、スリランカ、カンボジア、タイで実施されている。それぞれの受験者数と合格者は、食料品製造試験は受験生822人、うち463人が合格、外食業試験では515人が受験し、391人が合格している。

特定技能1号は、5年間にわたり外国人材の直接雇用が可能となる制度あり、農業分野では労働者派遣も可能となる（農林水産省2022b）。令和元年入国管理法改正以来、外国人材受入れのための協力覚書が日本国法務省、外務省、厚生労働省、警察庁と15カ国の間で締結されており、特定技能制度による労働力確保のための間口を広げている（表2）。協力覚書の主な目的は、悪質な仲介業者の排除であり、相手国の担当省が、人材送り出し機関の認定ならびに取り消しを行い、その結果を日本へ通報する仕組みとなっている。

「技能実習」の例でみると、出入国在留管理庁が送り出し機関の認定取り消しの情報を公表し、外国人材技能実習機構のOTIT（Organization for Technical Intern Training）では、技能実習計画において、取り消された機関を利用した申請ができないことを公示している。令和元年以降、OTITのホームページにおいて公表された取り消し機関は、令和元年ベトナム2件、令和2年スリランカの一部の機関、ベトナム1件であった。また、令和3年、出入国在留管理庁が失踪者の多いベトナムの送り出し5機関に対し、技能実習生の新規受入れを停止する措置を講じている（OTIT2022a）。

表2 「特定技能」新設に伴う各国との覚書

締結年月日	締結場所	相手国	相手国側省庁
令和4年	7月29日	ビエンチャン	労働社会福祉省
	5月26日	東京	人的資源省
令和3年	1月18日	デリー	外務省、技能開発・起業促進省
令和2年	2月4日	東京	労働省
令和元年	12月23日	イスラマバード	在外パキスタン・人材育成省
	12月17日	東京	雇用・労働関係省
	8月27日	東京	バングラデシュ人民共和国
	6月25日	ジャカルタ	インドネシア共和国
	6月19日	東京	スリランカ民主社会主義共和国
	5月16・20日	ハノイ 東京(5/16)	ベトナム労働・傷病兵・社会問題省
	4月17日	東京	労働・社会保障省
平成31年	3月26・28日	ネピドー 東京(3/26)	労働・入国管理・人口省
	3月25日	東京	カンボジア王国
	3月20・25日	カトマンズ 東京(3/20)	ネパール連邦民主共和国
	3月19日	東京	フィリピン共和国

出典：出入国在留管理庁のプレスリリースをもとに作成。



## 2.4. 特定技能制度による12分野の受入数の変更

新型コロナの入国制限により、技能実習3号の在留資格者が増加したことは先述したが、同様に、令和元年に新設された特定技能の在留資格を有する外国人数も急増した。約10万の技能実習生数が減少した令和2から3年にかけて、それを埋めるような形で特定技能1号資格による在留者が、対前年比217%増となる4万9千人あまり増加している(図9)。

新型コロナの影響により、例えば宿泊業や外食産業が打撃を受ける中で、当初の受入見込み総数34万5

千150人は維持したまま、12分野への新たな受入れ見込み数の配分が、令和4年8月30日に閣議決定した「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」の中で示された。

図10によると、飲食料品製造が156%と増加率が際立っており、次いで素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野が58%増加、農業は変更なしとなっている。その他の分野では、すべて受入見込み数を削減している。特に削減幅が大きいのは、宿泊業49%減、ビル清掃46%減、外食42%減であり、新型コロナにより打撃を受けた分野では、人手不足による外国人材の受入れを下方修正したことがわかる。

増減数に変更がなかった農業分野では、技能実習生に加えて、特定技能制度への期待も大きい。派遣会社に雇用された特定技能制度で働く外国人材は、季節によって必要とする労働力が異なる日本の農業にとって、「産地間移動農業労働者」として期待が大きい。しかし、受け入れ側が希望する通りに人材が派遣されるわけではないため、できれば、技能実習で採用してきた国の出身者を軸として、特定技能も採用したいという要望がある(堀口 2022b:51-52)。

令和4年7月の法務大臣会見では技能実習制度について、人づくりによる国際貢献という目的が、実際には人手不足を埋める労働力確保という乖離状態が30年にわたり継続しており、年度内に特定技能制度への一本化を含めた有識者会議を開催すると述べている。

技能実習制度から特定技能制度への移行は、人手不足の産業分野に受入れ上限数を決めて、非熟練就労者が必要とされる職場でより柔軟に、より長期に就労することを意味する。今回の新型コロナでは、産業分野間で特定技能受入上限数が調整されたが、国内の非正規職員・従業員も、景気低迷時の調整に使われる。今後、特定技能により入国した外国人材もその対象として加わることが考えられる。

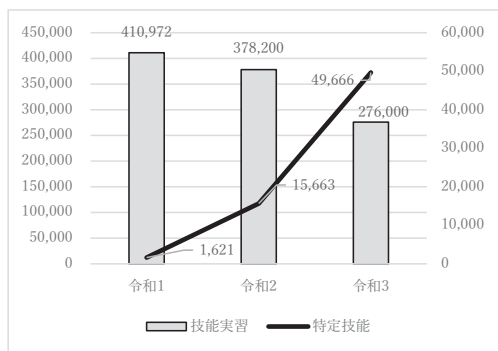


図9 在留資格「技能実習」・「特定技能」数の推移(人)

出典：出入国在留管理庁(2022b)をもとに作成

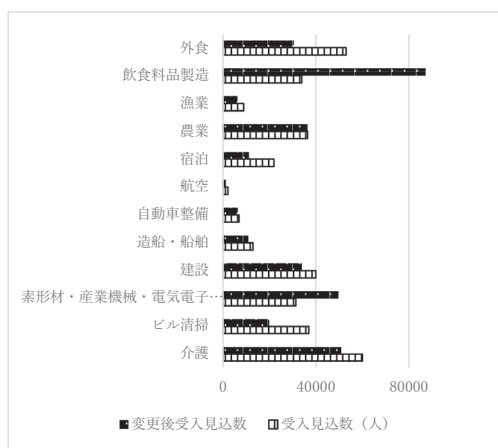


図10 特定技能制度の12分野における受入見込み数と変更後の受入見込数(人)

出典：法務省(2022)をもとに作成。

## 2.5. コロナ禍における不法残留者

入国制限による外国人入国者数の減少に伴い、令和3年1月1日現在の不法残留者の数も対前年同月比19.4%減の6万6千759人に減少した(図11)。平成30年から令和4年までの不法残留者の在留資格をみ

ると、短期滞在がいずれの年においても60～67%と最も多く、次いで技能実習が10～16%を占めてきた(図12)。

不法残留者の滞在資格の上位を占める短期滞在と技能実習に限ってみると、短期滞在による入国者総数のうち不法残留率は、令和2年までは約0.2%で推移していたが、入国制限中の令和3年に1.49%に上昇し、令和4年には60%にいたった(図13)。

一方、技能実習をみると、短期滞在の不法残留率の急上昇と対照的に、技能実習による入国者総数の

うち不法残留比率は、令和3年まで上昇するが、令和4年は平成31年水準まで低下している。不法残留率の低下の背景としては、2点が考えられる。1つには、OTITによる技能実習制度の運用が行われていることから<sup>7</sup>、技能実習生を預かる実習実施先、監理団体の新型コロナ下の状況を把握しやすかったことがある。加えて、技能実習生は職住近接の環境で生活していることから、実習実施先からの直接支援が受けやすかったと考えられる。2点目としては、新型コロナの先行きが不透明な中で、技能実習生の在留資格・期間の変更等の対応策への着手が、入国制限直後の令和2年から開始されたことにある。

しかし、団体監理型による技能実習生の受入れにおいては、複数の中小・零細規模の実習実施者が団体を構成しているため、新型コロナによる経済的打撃を受けた個々の企業が、倒産や経営不振に陥り、実習を継続できなくなる例も報告されている。OTIT業務統計「技能実習実施困難時届出件数」をみると、令和2年は監理団体の都合によるものが496件(前年は4千44件)、実習実施者の都合によるものは7千378件(前年は5千753件)となっており、技能実習の実施継続が困難となった企業が30%増加したことがわかる。

一方、同期間において、実習生都合による実施困難件数は、2万2千950件であり、前年より1万7千364件減少している。2万2千950件の内訳をみると、令

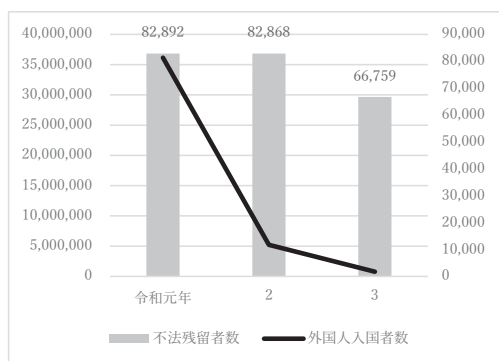


図11 外国人入国者数と不法残留者数の推移 (人)

出典：出入国在留管理庁(2022e)をもとに作成。外国人入国者数は12月末の数、不法残留者数は1月1日現在の数。

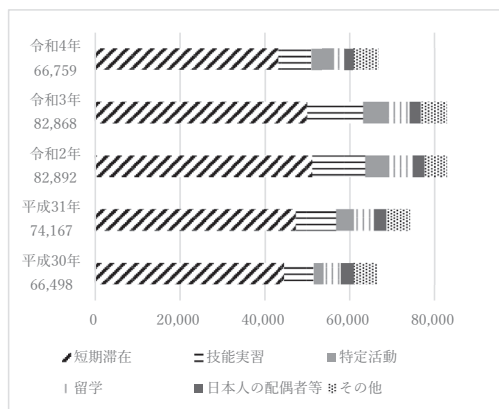


図12 在留資格別不法残留者数の推移 (人)

出典：出入国在留管理庁(2022a,2022e)をもとに作成。統計年の下の数字は不法残留者総数。外国人入国者数は12月末の数、不法残留者数は1月1日現在の数。

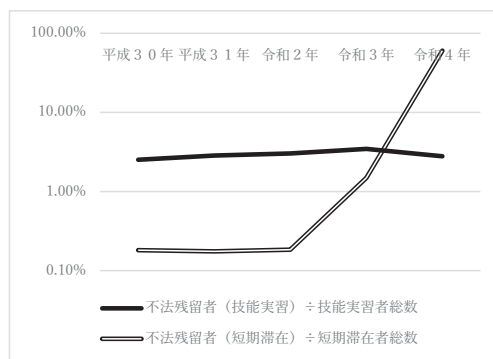


図13 不法残留者率の推移 (%)

出典：出入国在留管理庁(2022b,2022e)。外国人入国者数は12月末の数、不法残留者数は1月1日現在の数。

表3 技能実習生都合による実習実施困難時届出件数 (件)

事由	令和元年	令和2年
病気・怪我	3,491	2,136
実習意欲喪失・ホームシック	4,301	3,467
本国の家族都合	5,619	4,215
行方不明	(項目なし)	4,542
その他	20,903	8,590
計	34,314	22,950

出典：OTIT 業務統計 (2020b, 2022c) をもとに作成。

和2年は行方不明という項目が追加され、全体の20%を占めている (表3)。

新型コロナによる行動制限、渡航制限はまた、不法残留者の水面下の実態を浮き彫りにした。失業や帰国困難な状況に陥ると、不十分な日本語能力等を理由に、自力での問題解決が不可能である場合、同郷人ネットワークが支えになる。新型コロナ以前の令和元年までは、外国人の新規入国数が増加の一途を辿っており、エスニック・コミュニティの種類と数が可視化されてきていた。

例えば、姫路市のベトナム人集住地域がある。兵庫県姫路市の外国人住民は、令和4年7月末の統計では1万2千44人である。昨年の統計では、韓国、ベトナム、中国国籍の住民が全体の約80%を占めており、特にベトナム人技能実習生の増加とベトナム人総数が目立っている。

令和3年5月中旬、姫路市の一軒家に警察捜査が入った。ここにはベトナム人17人が暮らしており、留学生ら正規在留者のほか、10人の不法残留者が含まれていた。10人は東京、神奈川、広島、山口県などから集まっており、姫路市のベトナム人グループがSNSで同胞を集め、集団で住ませ、人手が不足している解体作業現場へ人材を派遣し、手数料をとっていた (『神戸新聞NEXT』2022/3/10)。

## 2.6. コロナ禍における入管法違反事件

新規入国者が激減する中、入管法違反事件に関わる摘発箇所数は、対令和元年比で2年は76%減、3年は89%減となった。しかし、摘発箇所の激減に比べて、

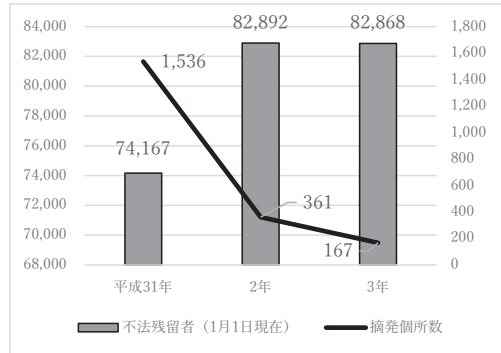


図14 入管法違反事件数と摘発箇所数 (件)

出典：出入国在留管理庁 (2022f) をもとに作成

入管法違反事件数は、同じく対令和元年比で2年は18%減、3年は7%減であり、入管法違反事件数は大きく減少していないことがわかる (図14)。

新型コロナによる影響は摘発箇所数の減少に加えて、出国命令件数の減少や被退令仮放免者数増加にもつながった。各国による入国制限が続く状況下において、入管法違反事件の事由が不法残留である者のうち、令和3年の出国命令件数は対前年比36%減となった<sup>8)</sup>。また、「収容施設の収容余力を確保する観点」が加わり、収容されずに被退令仮放免となった者は対前年比36%増加している。

ここで、被退令仮放免者とは、「収容令書又は退去強制令書により収容されている者」であるが、「病気その他やむを得ない事情」により、身柄の拘束を解かれた者である。在留資格がない状態であるため、就労は禁止されており、被退令仮放免期間は「原則として1か月以内」とされている。しかし、実態としては、仮放免期間の長期化が問題となっており、令和元年6月末の退令仮放免を許可された者の仮放免期間が最も長い者は10年以上であり、150人がそれに該当する。また、被退令仮放免中に所在不明になるケースが増加傾向にある (出入国在留管理庁 2019)。

## 3. 諸外国におけるコロナ禍の外国人材確保

新型コロナによるひとの移動制限による混乱は、我国のみならず、欧州のイギリス、ドイツ、オランダ、

イタリアや豪州などの先進諸国でも見られた現象である。例えば、農作物の収穫期に必要な季節労働者の確保が危ぶまれ、ロックダウンの真ただ中においても、ドイツでは2か月で8万人の東欧出身の労働者を簡単な検温検査だけで受け入れていた。また、オーストリアでは、介護施設や在宅でのケアの人材として、10万人以上のルーマニアなど、東欧諸国出身者が働いているが、新型コロナによる入院患者が増加している時期に、ルーマニアやブルガリアからケアワーカーが多数採用されている。採用された彼らは、チャーター便で国境を越えていたが、その後、社会的距離を考慮し、週1回の夜行列車で移動することになった。欧州における外国人材獲得競争は、コロナ禍においてむしろ過熱し、労働者の労働環境の問題も可視化された(Andriescu 2020)。

本章では、豪州の外国人材確保のための制度を取り上げ、人材確保における課題について、我国の状況と比較考察する。

### 3.1. 豪州における労働者確保制度

豪州では新型コロナの鎖国政策により、深刻な労働者不足の問題が浮上した。西豪州最大のバナナ生産者は、4万人の外国人バックパッカーや季節労働者が帰国してしまったため、収穫ができない状況に陥り、腐敗による虫の発生を防ぐために、一部を切り倒して廃棄する選択を迫られた(Smyth 2021)。

豪州の季節労働者プログラム(Australia's Seasonal Worker Programme; SWP)により太平洋諸島から就労にきていた8千人あまりの労働者は、令和2年3月、新型コロナによる国境閉鎖で身動きが取れなくなった。閉鎖のタイミングは、農業分野での季節労働が終わる時期にあたったため、豪州のエッセンシャルワーカーである彼らの滞在期間が1年間延長され、一時的活動が可能な滞在資格へ自動的に更新された。変更された在留資格は雇用主を特定しないことから、季節労働者が代替雇用を見つけたり、失踪したりする混乱につながった。季節労働の滞在期間は約3~6か月であるが、長期の滞在を希望する労働者にとっては、新型コロナによる在留資格の変更は当初、肯定的に受け入れられたが、ロックダウンが長期化する中で、帰

国の目途が立たないことへの不安が広がっていった(Bailey 2022)。

ここで、豪州の食卓を支えると言われる、SWPを含む外国人就労者の受入れ制度について説明を加える。外国人材の受入枠組みとしては、平成24年に開始されたSWP<sup>9</sup>と、平成30年に開始された、SWPを補完する位置づけのThe Pacific Labour Scheme(PLS)<sup>10</sup>があり、令和4年4月にPacific Australia Labour Mobility(PALM)Scheme(以下、PALM)として統合された。PALMは農政部や地方における非熟練、低熟練、準熟練労働者の不足を補うため、太平洋諸島のフィジー、キリバス、ナウル、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、東ティモール、トンガ、ツバル、バヌアツからの労働者を雇用するプログラムである。農業分野に関連する企業は、短期では9か月、長期では4年間の採用が可能であり、また、長期就労の場合は、令和5年より家族の帯同が許可される(DFAT 2022)。

農業労働者の雇用ニーズが高い豪州では、令和3年6月に農業ビザプログラム(Agriculture Visa Program; Ag visa)が新設されている。先述の通り、新型コロナによる外国人バックパッカーの帰国が、農業生産現場の混乱につながったが、豪英自由貿易協定により、英国からのバックパッカー労働者が、滞在延長の条件としていた農業分野での就労が免除されることが決まっていることから、今後は、代替となる労働力を東南アジアから確保する必要が生じるため、Ag visaが準備された(Love 2022)。

Ag visaに関しては、2か国間覚書を締結した、主として東南アジア諸国からの労働者をリクルートする予定であるが、2022年3月にベトナムと覚書を締結済みであり、インドネシアとも協議を進めている。外国人材の雇用者は、外務貿易省と証書を交わすとともに、内務省の承認により一時的活動ビザの保証人となることで、採用、労働者支援、保護を含む雇用主義務を負う。Ag visaを取得するためには、21歳以上で、職種に関連する経験・資格をもち、英語はIELTSレベル4以上が条件とされている。業種は園芸、酪農、羊毛、穀物、漁業(養殖を含む)、林業(サポートサービスや一次加工を含む)に及ぶ(Australian

government 2022a, 2022b)。

豪州の太平洋諸島を中心とする人材確保の動向は、特定技能受入れに関する覚書を東南アジア、中央アジアの15カ国(表2)と矢継ぎ早に締結した我国と同様の動きであり、背景には新型コロナによる入国制限が、農業分野を中心とする外国人材確保の問題を悪化させたことがある。

令和4年7月におけるPALMによる外国人材の受入規模は、2万6千500人、雇用者数は387人である。PALM人材の96%は農業、精肉、宿泊、介護に関連する分野で就労しており、その中でも農業・園芸・漁業が全体の73%を占めている。次いで、精肉・精肉加工業が全体の24%、宿泊・観光・小売業が2%、介護・関連産業が1%であり、いずれの分野においても、受入規模は拡大している<sup>11</sup>。PALM人材に対しては、就労環境における安全、住居の確保が定められており、就労者からの連絡があればオンブズマンによる調査が行われることから、認定を受けられる雇用者が限定される(PALM 2022)。

豪州のPALMへの期待は、労働力不足を解消したい産業分野だけでなく、PALMスキームを利用する太平洋諸島の労働者側にもある。東ティモールの事例では、豪州での収入は、生活水準の安定につながるだけでなく、子どもの教育、住宅資金のための蓄えとなり、地域経済にとって不可欠となっている(Rose 2022)。

豪州への移民は、都市居住を志向する傾向があり、何らかの技能を有した移民であるほど定住化を望み、東アジア・東南アジア出身者の例外を除くと、すでに存在する同郷者ネットワークへの依存が低い傾向がある。一方、人道的理由による移民は、失業率が高い地域やその近隣に居住し、同郷人同士が同じ地域に住む傾向は、欧州の移民とは異なるものの、外国出身者比率の高い地域に住む傾向がある。これは、政府の都市への人口集中を避けるための地方分散政策の影響もある(Laukova et al. 2022)。豪州では、ある程度の経済力を持ち、入国後、居住地を自主的に選択する熟練労働者が、高齢化社会における労働力不足を補う存在として重視されている。

### 3.2. 外国人材確保に伴う不法行為

人材がものの流通と同列に位置づけられている、グローバル生産体制が最優先される社会では、外国人材を確保する活動がビジネスとなる。政府間覚書、受入企業の審査や労働者の相談窓口など、外国人材を保護する仕組みはあるものの、送出国でのブローカーへの不当な支払いや、賃金未払い問題を根絶することはできない<sup>12</sup>。

豪州においても、人手不足が常態化している産業分野では、雇用主に対して、不法就労を促進する役割を果たす求人情報・広告サイトや、国内外の代理店・人材派遣業者が、合法・非合法のサービスを提供している構造が存在する(Policy Innovation and Research and Evaluation Unit 2013)。必要な人材を確保したい側と、母国よりも高賃金で働きたい側とのマッチングが目的である以上、非合法のサービスによる被害が生じるリスクは常に存在するといえる。また、翻訳ソフトが利用可能な時代とはいえ、応募側の語学力や渡航先の生活文化に関する情報が、募集側と非対称であることも、外国人材確保の問題である<sup>13</sup>。

移民制度が拡大すれば、不法移民の問題は避けて通ることはできない。豪州国境警備局の令和4年5月の統計によると、不法移民収容施設の収容者は1,402人であり、うち90.6%は犯罪歴を有している<sup>14</sup>。豪州の収容施設は不法移民収容施設のほか、代替施設、移民送還施設があり、問題が解決するまで、一時的に滞在が可能となるブリッジング・ビザE(BVE)が発行され、合法的に地域社会での生活が可能となる。こうした待機をしている移民の多くは、海洋から不法に到着した人々であり、平成23年3月から令和3年12月までに、3万7千485人に対してBVEが発行された(Australian Border Force 2022a)。令和3年12月末現在、地域社会に残留している数は、1万1千279人であり、そのうち80%はビクトリア州とニューサウスウェルズ州での居住を選択しており、州内の在任分布は郵便番号ごとに公開されている。それ以外の2万6千206人については、他の残留資格を得たり、豪州を出国したり、不法移民収容施設に戻ったりしている(Australian Border Force 2022b)。令和2～3年の新型コロナの時期にあっても、収容施設では「コロナゼ

口」を維持し、1,034人の不法在留者を本国へ送還した（Department of Home Affairs 2021）。

我国でも不法残留者の収容施設における収容期間の長期化、送還忌避者の存在、被退令仮放免中の失踪問題がある。技能実習生の失踪者においても、失踪後、劣悪な就労環境での不法就労状態となったり、健康を害したり、違法行為に加担したりする事例が発生している<sup>15</sup>。

## 結語

新型コロナの国内外の人流規制は、サプライチェーンの分断とそれによる供給不足の混乱を招いた（経済産業省 2020b）。令和2年のマスクやアルコール消毒剤が店頭から消える現象では、いつでも必要なときに必要なものが買える供給体制が、安定的な生活基盤を支えていることを誰もが実感した。グローバルな生産体制の要素は、ひと、もの、金、情報であるが、本論で論じた技能実習や特定技能制度による外国人材確保の動向が、我々の生活基盤の安定的な維持に直結しており、サプライチェーンにおけるひとつの経路として固定化されている実態をコロナ禍が浮き彫りにした。同時に、人材がものの流通と同列に位置づけられるグローバル生産体制を再評価する機会を得たともいえる。

外国人材確保のための経路が、コロナ禍によって混乱し、外国人材依存が固定化していた産業分野では、様々な問題が浮上した。我国では技能実習生が、多くの場合3年間を区切りとして、労働力不足の職場を循環していたが、入国制限により人材確保の経路が停止状態となった。また、新型コロナによる国内移動制限の圧力は、人手不足を理由として外国人材確保を進めていた、製造業、建設業、宿泊業・飲食サービス業における経済活動を低迷させ、結果として雇用調整を生じさせた。農業分野においても、「常雇い」としての技能実習生が新規に入国できないことから、種まきや収穫などの生産工程のための人材を、急遽、新型コロナの雇用調整を受けた産業分野や国内在留外国人に求めた。さらに、新規入国者が見込めないことから、在留資格が失効となる外国人材に対して、特定活動、技能実習3号、特定技能1号への在留資格変更を行い、

在留外国人が合法的に就労できる環境を整えていった。この変更はまた、経済状況に応じて、人材が不足する分野により柔軟に、より長期的に外国人材を確保する新たな経路として修復されていった。

非熟練労働を伴う職種において、労働力が不足しているのは、先進国に共通の問題である。この穴を埋めるために、雇用主は自国内で確保できない人材を国外に求め、経営を維持し、我々の生活基盤を支える。被雇用者は、将来の生活水準を維持、向上するために、家族との離別を犠牲に、自身の労働力を供給する（Parrenas 2015）。これは、双方にとっての利益関係であると言われるが、果たして、もの、ひと、かね、情報のグローバルなネットワークを機能させる一部として、「ひと」を位置づける仕組みが盤石であると言い切れるだろうか。

言語、慣習、儀礼としてあらわれる、何を大事にして、どう暮らすのか、という価値観を軸として形成される文化を、ひとは内在してグローバルな移動をするのであり、単なる労働力としてのひとは存在しない。

特に、言語力の不十分さによる、ホスト社会における情報の非対称性は、不幸な事例が生じる要因となる。例えば、非熟練労働に携わる外国人材が、不法在留・就労に陥り、選択肢を失い、悪質な母国語を話すブローカーに騙されたり、劣悪な就労環境に置かれたりする。

入管法違反事件による施設収容においても、収容期間の長期化<sup>16</sup>にともなう問題が生じている。長期収容者の約80%が、難民手続き中か、訴訟係争中であり、難民申請<sup>17</sup>については、約52%が複数回申請者である（出入国在留管理庁 2022g）。また、法的に退去強制処分以外の選択肢がない状況においても帰国を拒む送還忌避者が、令和元年末統計では649人おり、そのうち、42%が入管法違反を除く有罪判決を、10%が仮放免中の犯罪により有罪判決を受けている（出入国在留管理庁 2020a）。収容の長期化はまた、被収容者の食事拒否による健康被害や不幸な死亡事故<sup>18</sup>を生じさせる一因となっている<sup>19</sup>。文化や規範意識の違いは可視化されにくいことから、蓄積されていた問題に気づきにくい。

新型コロナによる入国制限が緩和されることで、今

後、社会基盤を支える産業分野における外国人材確保のための経路が再稼働の方向へ向かうであろう。技能実習制度が特定技能制度へ一本化されることで、長期就労が可能となり、また、家族帯同が可能な特定技能2号への移行種数が増える可能性もある。しかし、いったん景気後退局面や自然災害が発生すると、本人の帰国や転職あるいは解雇を理由に、特定の産業分野では労働力を失い、周辺地域では住宅の需要が停滞し、町全体が活気を失う。流動的で不規則な雇用環境は、地域社会だけでなく同郷人の紐帯も弱体化する(池田 2014)。

グローバルネットワークの一部としてのひとを、国内の人材不足分野の穴を埋めることだけに利用すれば、景気の動向に左右されながら、「日本は貧しい労働者たちの出稼ぎ先」(井出 2021)として定着する可能性がある。また、可視化されにくい文化や規範意識の違いから生じる問題が蓄積されていく、不安定な地域社会をうむのではないだろうか。

[注]

<sup>1</sup> 図左は、企業受入れ型の技能実習1号イ・2号イ・3号イの推移である。図右は、監理団体受入れ型の技能実習1号ロ・2号ロ・3号ロの推移である。

<sup>2</sup> 週次では令和2年9月第4週の131,395件が最大値であった。

<sup>3</sup> 農業と観光を組み合わせたボランティアや日本人の季節労働者、農業求人サイトなど、人材確保のための取り組みがある(堀口 2022a:5)。

<sup>4</sup> 7か月以上の契約で農業経営のために雇い入れた人であり、技能実習生も数に含まれる。

<sup>5</sup> 新型コロナによる在留期間の延長は、10月末までとなるが、在留期限が令和4年11月1日までに満了する対象者であって、新たに帰国困難を理由に在留を希望する場合、「特定活動(雇用維持支援)」により、1年間の在留が認められる。

<sup>6</sup> 設立時会員は、次の11団体。一般社団法人日本総菜協会、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人日本冷凍食品協会、全国飲食業生活衛生同業組合連合会、公益社団法人日本給食サービス協会、公

益社団法人日本べんとう振興協会、一般財団法人食品産業センター、全日本菓子協会、一般社団法人日本パン工業会、一般社団法人日本即席食品工業協会、一般社団法人大阪外食産業協会。

<sup>7</sup> 技能実習生の受け入れに関しては、OTITが「監理団体及び実習実施者に対する実地検査、技能実習計画の認定並びに技能実習生からの相談対応等の業務」を行っており、違反団体に対しては実名をホームページで公表している(OTIT 2022b)。

<sup>8</sup> 令和3年の被送還者は、対前年比24%減であった(出入国在留管理庁 2022f)。

<sup>9</sup> SWPは教育技能雇用省(Department of Education, Skills and Employment)の管轄である。

<sup>10</sup> PLSは外務貿易省(Department of Foreign Affairs and Trade)の管轄である。

<sup>11</sup> 農業・園芸・漁業が対前年同月比64%増、精肉・精肉加工業が対前年同月比166%増、宿泊・観光・小売業が対前年同月比124%増、介護・関連産業が対前年同月比351%増である。

<sup>12</sup> 著者が平成30年から平成元年に実施したインタビュー調査では、技能実習生を採用する際、母国との賃金格差が大きい地域へと移行してきた実態を確認した。また、技能実習生の中には、ブローカーに数百万円を支払って来日していた若者もいた。農業分野の技能実習生は、来日時はほとんど日本語を理解できない状態であった(北根 2021)。

<sup>13</sup> 豪州の農業ビザを紹介するサイトでは、東南アジア、中央アジア在住者と称する人たちから、質問やコメントが寄せられているが、数行の簡単な英語フレーズである。豪州の膨大な手続き書類を作成するためには、書類作成代行者を使うことになるだろう。

<sup>14</sup> 不法移民施設の収容者のうち、セクション501におけるビザの失効を原因とするものが多く、次いで、不許可海洋入国者の順となっている。セクション501では、重大な犯罪がある者、国家にとっての危険人物、過去、現在の犯罪行為や一般行為について、大臣が善良でないと判断した人物に対して、ビザをキャンセルするものである(administrative appeals tribunal 2022)。

<sup>15</sup> 著者が平成30年から平成元年に実施したインタビ

ュー調査では、技能実習生が同郷人の悪徳ブローカーに誘われ、実習先から失踪したが、劣悪な就労環境に耐えきれず、元の技能実習先へ戻った事例を聞いた(北根 2021)。

<sup>16</sup> 令和3年6月末の統計では、被收容者の54%が、退去強制令書に基づく收容期間が6か月以上である(出入国在留管理庁 2020b)。

<sup>17</sup> 難民申請総数は、令和2年までは減少傾向にあつものの、令和3年は200%増となっている(出入国在留管理庁 2022h)。

<sup>18</sup> 令和3年3月に收容施設で死亡した30代スリランカ女性の事故がある。平成30年9月に在留期間が切れた後、就労ができない特定活動に変更し、2か月の滞在延長となった。期間終了後は、難民申請をしたが、平成31年1月に該当せずという結果となり、所在不明となった。同国人男性と同棲し、不法就労していたが、令和2年8月に警察に出頭し、逮捕され、翌日收容された。1年8か月間の不法就労後、收容されすぐに帰国予定であったが、支援者との度重なる面会により、在留を希望するようになった。收容から半年後に体調不良を訴えるようになり、2か月後に收容施設で病死した痛ましい事件である(出入国在留管理庁 2021)。

<sup>19</sup> 一方、被收容者数は、新型コロナによる新規入国者の激減ならびに被退令仮放免者数の増加に伴い、令和2年末は対前年同月比で67%減、令和3年9月末は59%減となっている(出入国在留管理庁 2022g)。

#### [文献]

池田真利子・金延景・落合李愉・堀江瑤子・山下清海・森誠, 2014, 「常総市における日系ブラジル人の就業・生活形態の地域的特性－リーマンショックおよび震災後の変容に着目して－」『地域研究年報』(36):55-90.

一般社団法人外国人食品産業技能評価機構, 2022, 「2022年度外食業及び飲食品製造業の特定技能1号技能測定試験国外試験実施状況」(2022/10/5, <https://otaff1.jp/upload/news/171/file.pdf>).

井出康博, 2021, 「コロナ禍で加速するベトナム人の日本脱出」, Wedge ONLINE, (2022/9/20, <https://>

[wedge.ismedia.jp/articles/-/23021?page=2](https://wedge.ismedia.jp/articles/-/23021?page=2)).

外国人技能実習機構(OTIT), 2022a, 「認可・認定の取消し」, OTIT ホームページ, (2022/8/9 取得, [https://www.otit.go.jp/gyouseishobun\\_torikeshi/](https://www.otit.go.jp/gyouseishobun_torikeshi/)).

———, 2022b, 「令和元年度外国人技能実習機構業務統計 概要」, OTIT ホームページ, (2022/8/9 取得, <https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200930-2.pdf>).

———, 2022c, 「令和2年度外国人技能実習機構業務統計 概要」, OTIT ホームページ, (2022/8/9 取得, [https://www.otit.go.jp/files/user/◎概要\(確定版\).pdf](https://www.otit.go.jp/files/user/◎概要(確定版).pdf)).

外務省, 2020, 「湖北省に在留する方々の帰国のためのチャーター便の出発」, (2022/4/13 取得, [https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/jnos/page1\\_000998.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/jnos/page1_000998.html)).

北根精美, 2021, 「外国人技能実習制度の定着化における監理団体と外国人材の役割 - 「よくやってくれる」彼らへの依存は固定化していくのか -」常磐大学人間科学部紀要 38(2).

厚生労働省, 2020, 「横浜港に寄港したクルーズ船内で確認された新型コロナウイルス感染症について」(2022/4/13 取得, [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09276.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09276.html))

———, 2021, 「令和3年版 労働経済の分析 - 新型コロナウイルス感染症が雇用・労働に及ぼした影響」, (2022/4/20 取得, <https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/roudou/20/backdata/1-1-11.html>).

———, 2022a, 「オープンデータ 雇用調整助成金」(2022/8/22 取得, <https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/open-data.html>).

———, 2022b, 「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」(2022/10/5 取得, [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/koyouseisaku1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouseisaku1.html)).

経済産業省, 2021, 「マスク・消毒液・ワクチン等の状況 ～不足を解消するために官民連携して対応」, (2022/4/13 取得, <https://www.meti.go.jp/>



- covid-19/mask.html).
- , 2020a, 「新型コロナウイルスの影響を最も受けた生活関連サービス業とは」, (2022/4/13 取得, [https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/minikaisetsu/hitokoto\\_kako/20200728hitokoto.html](https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/minikaisetsu/hitokoto_kako/20200728hitokoto.html)).
- , 2020b, 「通商白書 2020」, (2022/4/13 取得, <https://www.meti.go.jp/report/tshaku2020/2020honbun/i2110000.html>).
- 佐々木綾子, 2020, 「コロナ禍が日本の介護領域における移民に与えた影響」『IDE スクエア』日本貿易振興機構アジア経済研究所, (2022/8/22 取得, <http://hdl.handle.net/2344/00051868>).
- 出入国在留管理庁, 2019, 「被退令仮放免者に関する統計」, (2022/8/1 取得, <https://www.moj.go.jp/isa/content/930004580.pdf>).
- , 2020a, 「送還忌避者の実態について」, (2022/8/1 取得, <https://www.moj.go.jp/isa/content/930005082.pdf>).
- , 2020b, 「6月以上の被收容者に関する統計」, (2022/4/13 取得, <https://www.moj.go.jp/isa/content/930004748.pdf>).
- , 2020c, 「新型コロナウイルス感染症に関する取組について」, (2022/4/13 取得, [https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri01\\_00119.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri01_00119.html)).
- , 2021, 「名古屋出入国在留管理局被收容者死亡事案に関する調査報告について」, (2022/9/25 取得, <https://www.moj.go.jp/isa/content/001354107.pdf>).
- , 2022a, 「令和3年における外国人入国者数及び日本人出国者数等について」, (2022/10/5 取得, [https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri13\\_00001.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri13_00001.html)).
- , 2022b, 「令和3年末現在における在留外国人人数について」, (2022/4/13 取得, <https://www.moj.go.jp/isa/content/001370057.pdf>).
- , 2022c, 「新型コロナウイルス感染症の影響により実習が困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援」, (2022/4/20 取得, [https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14\\_00008.html](https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html)).
- , 2022d, 「各四半期末の特定技能在留外国人数」, (2022/10/5 取得, [https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07\\_00215.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00215.html)).
- , 2022e, 「本邦における不法残留者数について(令和4年1月1日現在)」, (2022/8/1 取得, [https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13\\_00003.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00003.html)).
- , 2022f, 「令和3年における入管法違反事件について」, (2022/8/9 取得, <https://www.moj.go.jp/isa/content/001370218.pdf>).
- , 2022g, 「被收容者数の推移」, (2022/8/9 取得, <https://www.moj.go.jp/isa/content/001358039.pdf>).
- , 2022h, 「令和3年における難民認定者数等について」, (2022/8/9 取得, <https://www.moj.go.jp/isa/content/001372236.pdf>).
- 総務省統計局, 2022, 「労働力調査(基本集計)2022年(令和4年)6月分結果」(2022/8/22 取得, <https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.html>).
- 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室, 2020, 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」(2022/4/13 取得, [https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitai\\_sengen\\_0407.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitai_sengen_0407.pdf)).
- 日本政府観光局, 2020, 「訪日外客数(2020年3月推計)」(2022/4/13 取得, [https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/data\\_info\\_listing/pdf/200415\\_monthly.pdf](https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/data_info_listing/pdf/200415_monthly.pdf)).
- 農林水産省, 2022a, 「令和4年農業構造動態調査結果(令和4年2月1日現在) - 全国の法人経営体数は3万2千経営体 - 」(2022/8/31 取得, <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukou/attach/pdf/index-2.pdf>).
- , 2022b, 「農業分野における新たな外国人材の受入について」(2022/10/5 取得, <https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/new-54.pdf>).
- 姫路市, 2022, 「姫路市国際化推進プラン(素案)」, (2022/8/1 取得, <https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/cmsfiles/contents/0000019/19120/01plan1214>).

- pdf).
- 姫路市デジタル情報室統計解析室, 2022, 「姫路市の人口推計(令和4年8月1日現在)」(2022/8/1取得 <https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/cmsfiles/contents/0000004/4686/R40801.pdf>).
- 法務省出入国在留管理庁・厚生労働省人材開発統括官, 2022, 「外国人技能実習制度について」, (2022/4/13取得, <https://www.mhlw.go.jp/content/000914168.pdf>).
- 法務省, 2022, 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(2022/10/5取得, <https://www.moj.go.jp/isa/content/930004960.pdf>).
- 堀口健治, 2022a, 「不足する労働力を必死に集める産地の実情と工夫」『農村と都市をむすぶ』(842):4-5, (2022/10/3取得, <http://www.zennorin.jp/doc/ntosi202202.pdf>).
- , 2022b, 「長野県高冷地野菜地帯における技能実習生と派遣の産地間移動特定技能外国人との混在」『農村と都市をむすぶ』(842):48-55, (2022/10/3取得, <http://www.zennorin.jp/doc/ntosi202202.pdf>).
- 宮入隆, 2022, 「寄稿論文 北海道における外国人労働者への依存深化と地域社会の課題—農業分野を中心に—」『現代社会学研究』(35):21-38, (2022/10/3取得, <https://doi.org/10.7129/hokkaidoshakai.35.21>).
- Administrative Appeals Tribunal, 2022, *The character test explained* (Retrieved 2022/9/10, <https://www.aat.gov.au/about-the-aat/learn-more/the-character-test-explained>).
- Andriescu M., 2020, *Under Lockdown Amid COVID-19 Pandemic, Europe Feels the Pinch from Slowed Intra-EU Labor Mobility*, (Retrieved 2022/8/31, <https://www.migrationpolicy.org/article/covid19-europe-feels-pinch-slowed-intra-eu-labor-mobility>).
- Australian Border Force, 2021a, *Illegal Maritime Arrivals on Bridging E visa*, (Retrieved 2022/9/10, <https://www.homeaffairs.gov.au/research-and-stats/files/illegal-maritime-arrivals-bve-31-dec-2021.pdf>).
- , 2021b, *Immigration Detention and Community Statistics*, (Retrieved 2022/9/10, <https://www.homeaffairs.gov.au/research-and-stats/files/immigration-detention-statistics-31-may-2022.pdf>).
- Australian Government, 2022a, *Australian Agriculture Visa(AAV) Program Frequently asked question*, (Retrieved 2022/9/1, <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/australian-agriculture-visa-faqs.pdf>).
- , 2022b, *Factsheet: Australian Agriculture Visa Program*, (Retrieved 2022/9/1, <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/australian-agriculture-visa-fact-sheet.pdf>).
- Bailey, R., 2022, *COVID-19, Border Closures, and Australian's Seasonal Worker Programme*, In Australian Outlook, Australian Institute of International Affairs, (Retrieved 2022/8/30, <https://www.internationalaffairs.org.au/australianoutlook/covid-19-border-closures-australias-seasonal-worker-programme/>).
- Department of Home Affairs, 2021, *2020-2021 Annual Report*, (Retrieved 2022/9/1, <https://www.homeaffairs.gov.au/reports-and-pubs/Annualreports/home-affairs-annual-report-2020-21.pdf>).
- Department of Foreign Affairs and Trade (DFAT), 2022, *Pacific Labour Mobility*, (Retrieved 2022/10/5, <https://www.dfat.gov.au/geo/pacific/engagement/pacific-labour-mobility>).
- Laukova D., Bernard A., Nguyen T. and Sigler T., 2022, *The role of visa class in the location choices of immigrants in Australia at the regional and neighbourhood scales*, Journal of Population Research (39):201-231, (Retrieved 2022/10/1, <https://doi.org/10.1007/s12546-022-09280-w>).
- Love S., 2022, *The Pacific Australia Labour Mobility*

- scheme and Australian Agriculture visa program – how will they work?*, Parliament of Australian (Retrieved 2022/9/10, [https://www.aph.gov.au/About\\_Parliament/Parliamentary\\_Departments/Parliamentary\\_Library/FlagPost/2022/March/Labour\\_mobility\\_and\\_Ag\\_visa](https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/FlagPost/2022/March/Labour_mobility_and_Ag_visa)).
- PALM, 2022, *Expanding and Improving Labour Mobility*, (Retrieved 2022/9/10, <https://www.palmscheme.gov.au/sites/default/files/2022-09/Expanding%20and%20improving%20the%20PALM%20scheme%20July%202022.pdf>).
- Parrenas R. S., 2015, *Servants of Globalization – Migration and Domestic Work*, Stanford University Press: CA.
- Policy Innovation, Research and Evaluation Unit, 2013, *Sociological Investigation of Illegal Work in Australia, Department of Immigration and Citizenship*, (Retrieved 2022/8/8, <https://www.homeaffairs.gov.au/research-and-stats/files/sociological-investigation-illegal-work.pdf>).
- Rose M., 2022, *Global labour, local frameworks: Timor-Leste and Australia's Seasonal Worker Programme*, Asia & Pacific Policy Studies (9):165-177, (Retrieved 2022/10/5, <https://doi.org/10.1002/app5.354>).
- Smyth, J., 2021, Business counts cost of worker shortage in Australia and New Zealand, FT.com; London.



## 地域学校協働活動を担う人材の職務の固有性 — 1990年代までの社会教育職員論の再検討をもとに —

松橋 義樹 (常磐大学人間科学部)

The Characteristic Properties on Duties of Human Resources in the Collaboration  
between Community and School  
— Based on the Review of Studies on Staffs in Adult and Community Education until  
the 1990s —

Yoshiki MATSUHASHI (*Faculty of Human Sciences, Tokiwa University*)

### Abstract

In terms of evaluating the characteristic properties on duties of human resources in the collaboration between community and school, it is necessary to review studies on staffs in adult and community education until the 1990s. The ways to make clear the characteristic properties on duties of human resources in the collaboration between community and school are following: firstly, it is necessary to assume that it is very difficult to set a clear framework of staffs in adult and community education and identify and extract human resources in the collaboration between community and school. Secondly, it is necessary not to limit and not to have to limit the “professionalism” as a concept supporting the original duties of human resources in the collaboration between community and school to whether they have specific knowledges and skills. Thirdly, it is necessary to study carefully the immutability of the characteristic properties on duties of human resources in the collaboration between community and school.

### I はじめに

現在、文部科学省は全国すべての公立中学校区における地域学校協働活動の展開を目指し、特にその担い手となる人材の養成を重視している。例えば、2017(平成29)年の社会教育法改正に伴い、第9条の7として新たに「地域学校協働活動推進員」が法制度化され、「教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効

果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる」こと、および「地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。」ことが規定された。

一方、文部科学省は2020（令和2）年度から施行される新たな社会教育主事養成制度に向けた見直しにあたり、社会教育主事講習を修了した者または大学において修得すべき社会教育主事の養成に係る社会教育に関する科目の単位をすべて修得した者は「社会教育士と称することができる」ことを制度化した。社会教育主事講習修了者等の社会的活用を企図した制度化であるが、その活用の方策として地域学校協働活動の担い手となる人材を確保するという点も視野に含まれていると考えられる。

こうした動きは、社会教育分野における人材養成を新たに方向付けるものとして理解することが可能である。しかし、それは社会教育分野における従来の人材養成を必ずしも否定するものではなく、むしろその連続性を前提としてより充実した人材養成を実現するための試みとしての意義が大きいのではないだろうか。特に、地域学校協働活動を担う人材が単に地域学校協働活動に関与しているか否かという点のみで評価されるのではなく、その職務の固有性をもって評価されるべき存在であるという点に注目するならば、社会教育分野における人材養成のみならずその職務の固有性をめぐる先行研究について再検討を行うことが必要であると考えられる。

そこで、本論文は、1990年代までの社会教育職員論の再検討をもとに地域学校協働活動を担う人材の職務の固有性を明らかにする道筋を見出すことを目的とする。「1990年代まで」という時期の制約を設けるのは、現在の地域学校協働活動の直接のルーツにあたる国レベルでの動きが現れたのが1990年代後半、具体的には1996（平成8）年の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」や生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」、および1998（平成10）年の生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」における提言およびその実現のための各種施策であると考えられるからである。すなわち、そこに至るまでの時期の社会教育職員論が現在の地域学校協働活動を担う人材のあり方をめぐる議論とどのように接合されるのか検討するにあたり、1990年代が一つの節目となると言え

るのである。

## II 「社会教育職員固有の職務」という概念の設定

社会教育職員固有の職務と言うときの「固有の」という表現が、社会教育職員として包括される概念についてのものなのか、それとも社会教育職員に含まれる（含まれ得る）・分類される（分類され得る）ような、いわば各種職員それぞれについてのものなのか、という問題について考えるとき、まずは社会教育職員という概念の基盤を求める作業が必要となる。もっとも、社会教育職員という概念を価値的なものとして捉えるのか、捉えるとすればそれはどのような価値に基づくものであるのか、という問題を考慮するならば、その作業は単なる分類にはなり得ないものとなるが、他方、価値的なものとして捉える場合には、当然ながらその価値の妥当性が問われなければならない。もっとも、厳密には、そのような作業においては何らかの価値が前提として存在することになる、と理解することが妥当である。

### II - A 戦後社会教育職員論の始点

制度としては、1950（昭和25）年の「図書館法」制定、翌1951（昭和26）年の「博物館法」制定及び「社会教育法」の一部改正により、それぞれ「司書」「学芸員」及び「社会教育主事」が制度化される。これらの職員は、少なくとも社会教育の領域においては一般的に社会教育職員と位置付けられるものである。ただし、戦後における社会教育職員論の誕生をどこに求めるのか、という点においては、単に「制度化」の段階にとどまらない、価値的な解釈が必要とされることになる。

上田幸夫は、1950年代から1970（昭和45）年にかけての「社会教育に関する主な文献」（「社会教育の概説書」）<sup>1)</sup>においては、「社会教育職員に言及しているものがきわめて少ない」「『社会教育職員』論として独自に展開されていない」と指摘して、その原因として「社会教育職員制度のたち遅れ」「社会教育職員論と社会教育指導者論との混同、ないしは混乱」「社会教育の主体は何かという『原則』に対する認識が不十分で

あったこととその結果社会教育職員の職務が消極的にしかとあげられなかったこと」の3点を挙げている。このうち、第2点目の「社会教育職員論と社会教育指導者論との混同、ないしは混乱」に関しては、『社会教育の指導者』論の中から社会教育職員固有の問題や論理が引き出されなかったことが、第1点目との関わりにおいて「社会教育職員集団の形成が弱かったことの反映として受け取ることもできる」と述べられている<sup>2)</sup>。

一方、第3点目の「社会教育の主体は何かという『原則』に対する認識が不十分であったことと、その結果社会教育職員の職務が消極的にしかとあげられなかったこと」(傍点ママ)に関しては、いわゆる「枚方テーゼ」の中で、「社会教育の主体は市民である」という原則が「法条文の不備と社会教育関係者の認識の不明確さ」によってかけ離れたものになってしまうことが指摘されていることを援用して、「こうした『条文の不備』も手伝って社会教育職員論において国民の学習の自由に干渉しないといった消極的職務論をもたらし、国民の学習権を保障する社会教育実践の担い手としての専門的な力量を創造することを導きにくいものにした」として、「こうした社会教育の主体をめぐる認識の不明確さ」が、第2点目の『指導者』論と『職員』論の混在をも招いた」と指摘されている<sup>3)</sup>。以上の上田の議論においては、社会教育職員が、「国民の学習権を保障する社会教育実践の担い手」として明確に価値的に捉えられている。

そのような捉え方に基づく、上田が社会教育職員論を具体的に上げている議論については後述するが、ここでは、先の社会教育職員論と「社会教育指導者論」との関係について、「社会教育職員を含んだ社会教育指導者論では、仮に社会教育職員を一つの型としてまとめようとしても、どういう点で『社会教育指導者』が社会教育の実践にかかわりあえるのか明確になしえない。この問題を掘り下げられないならば、学習形態が異なるにつれて、多様にその指導者をピックアップせざるをえなくなり、何をもちて社会教育指導者とするのかもあいまいなままにならざるをえない」という指摘が目される<sup>4)</sup>。そこでは、「社会教育職員を含んだ社会教育指導者論」が「社会教育職員論を

ゆたかに」する上ではその意義が見出されないものと位置付けられている、と理解できる。

## II - B 「社会教育指導者」における社会教育職員の位置

上記の上田の社会教育職員論の解釈においては、社会教育職員を価値的に捉えていることが明確であったが、ここでは、上田が取り上げていない、1970年代以降の、「社会教育指導者」における社会教育職員の位置についての議論(分類)をいくつか取り上げる。それらにおいては、社会教育職員を捉える価値について、その価値の示される「明確さ」において差異が見られる。

1971(昭和46)年に刊行された『社会教育事典』においては、社会教育関係職員という項が設けられ、その冒頭において、「社会教育関係職員という用語は、必ずしも一般的ではない。社会教育関係者といういい方もあるが、これは最も広い概念であって、民間と行政職員のいずれにもわたり、何らかの意味で社会教育に関係している者を広くこのように呼ぶ場合が多い。これに対して、社会教育関係職員といえば、民間のものは除かれ、行政機関の職員、すなわち広義の公務員(常勤、非常勤、一般職、特別職を問わずすべてを含んで)のうち、社会教育の行政事務に関与している者をこのように呼ぶことが妥当であろう」と述べられている<sup>5)</sup>。

これに続いて、その項においては、「社会教育における人の問題に関連して、社会教育指導者の問題が重要である。社会教育における人の問題は、つまるところ、社会教育を指導する者、社会教育を行なう者を指導する者、あるいは社会人に対して社会教育を行なうよう指導する者の問題が、最も重要であるからである」と述べられている。その上で、「社会教育関係者の中にも、社会教育関係職員の中にも、この社会教育指導者が存在するが、これらの人の問題を問題とする場合、その議論の実質的な部分は社会教育関係職員(指導系職員)の問題となるのである」と認識されているのである<sup>6)</sup>。ここでは、「社会教育を指導する者、社会教育を行なう者を指導する者、あるいは社会人に対して社会教育を行なうよう指導する者」として

の「社会教育指導者」に関して、その中における社会教育関係職員の問題が特にクローズアップされるものとして認識されていると理解することができる<sup>7)</sup>。

その後、この『社会教育事典』の続編と考えられる、1983(昭和58)年に刊行された『新社会教育事典』においては、「社会教育関係職員の課題と展望」と題する章が設けられており、その冒頭には「社会教育関係職員の範囲」について説明がなされている。そこでは、「社会教育行政関係職員といった場合には「社会教育法が規定する行政機関もしくは公民館のような教育機関に所属する職員を指す」と述べられている<sup>8)</sup>。

これに続いて、『行政』にこだわらず社会教育関係職員といった場合には、その範囲はきわめて広いものとなる。「社会『教育』以外の一般行政機関で社会教育と密接な行政を行なっているところがきわめて多い」として、関連する法律が列挙されており、「社会教育関係職員といえ、これらすべての機関の管理系、指導系、庶務系の関係職員を含むこととなる。総合行政の流れや最近の生涯教育に対する関心の広がりからみて、近年特にこの社会教育関係職員の範囲の肥大化が顕著になってきている」と指摘されている。それに加えて、「さらに、関係職員の範囲は、民間団体の事務にたずさわっている人達をも『職員』と称する一般常識によれば、これらをも含むことになり、社会教育関係職員の範囲はきわめて広範なものとなる」ことも挙げられている<sup>9)</sup>。ここでは、社会教育という概念の理解が、社会教育関係職員の範囲に決定的な要素となっており、さらに「職員」という用語をめぐる「一般常識」も視野に含まれている。

さらにその後、1990(平成2)年に刊行された日本生涯教育学会編『生涯学習事典』においては、「生涯学習の指導者とボランティア」という章が設けられ、その中で「生涯学習ボランティア」「施設ボランティア」「人材活用事業」「教育ブローカー」「アニメーター」「ユースワーカー」と並んで、「生涯学習の指導者」の項が最初に設けられているが、そこでは社会教育職員あるいは社会教育関係職員という用語は登場しない。「生涯学習の指導者」は、「市民(ないしは集団)の自由でかつ多様な自発的学習(活動)を、直接的または間接的に援助する立場にある者」と定義付けられ

ており、近年の諸動向において「生涯学習指導者の種類を整然と分類することを至難にしたが、指導者の特性と学習者との関係を考慮するならば、属人的要素(民間と行政)、時間的要素(フルタイムとパートタイム)、援助の形態的要素(直接的と間接的)の観点から整理できよう」と述べられ、それら三要素を座標軸とした計8通りの分類が示されている<sup>10)</sup>。

『生涯学習事典』においては、「社会教育の指導者」という用語も登場していないが、それ以前には、「社会教育の指導者」を同様に分類化している議論も存在する。例えば、坂口順治は、1979(昭和54)年の論文「社会教育の指導者」において、「行政関係の常勤指導者」「行政機関の委嘱を受けている非常勤指導者」「民間の常勤指導者」「民間団体が委嘱する非常勤指導者」という4つのカテゴリーを設けて、青少年を指導の対象とする64種類の指導者を分類している<sup>11)</sup>。また、同年の議論であるが、加藤雅晴は、「社会教育指導者」を分類する基準として、「有給指導者と有志指導者」「行政指導者と民間指導者」「直接指導者と間接指導者」の他、「所属別」「機能別」という類型を提示している<sup>12)</sup>。

「社会教育の指導者」と「生涯学習の指導者」という用語(概念)の相違は、論者にもよるが、そのまま「社会教育」と「生涯学習」という用語(概念)の相違をめぐる認識を反映しているものと理解するのが妥当であり、その上で、分類の「妥当性」あるいは分類そのものの意味を考える必要がある。社会教育職員の「枠組み」を問い直すという点から、「社会教育指導者」あるいは「生涯学習指導者」における社会教育職員の位置を見出すものとして、これまで取り上げてきたような分類は意味を持つものであると考えられる。

## II-C 「生涯学習」「社会教育」概念をめぐる社会教育職員的位置

前項において取り上げた議論(分類)が、単なる分類以上の意味をもち得ることはすでに指摘したが、ここでは、より「生涯学習」「社会教育」概念をめぐる検討との関わりにおいて社会教育職員的位置についてなされている議論を取り上げる。具体的には、池田秀男の議論、上杉孝實の議論である。それぞれ、「生涯



学習」「社会教育」概念の理解、及びそれに関わる状況認識において、多少なりとも相違を見出すことが可能な議論である。

池田は、「社会教育主事とは一体どのような指導者なのかを明らかにしようとする」と、この問題はそんなに簡単には明らかにならないことがわかる」として、「社会教育の中核的指導者としての社会教育主事の職務に留意しながら、社会教育指導者集団の役割体系を明らかにし、そのことを通して各レベルの指導者に必要な専門的技術的な教養の構造を解明しよう」と試みている。その際、議論の前提にある問題意識は、「社会教育の第一線指導者となるのは誰であり、それとの関係で中間ないし上位の指導者は誰と誰であり、社会教育の現実はどうような指導者群の協力関係から成り立ち、その中で社会教育主事の職務や役割などを構造的に位置づけ明らかにする作業」が必要であるにも関わらず、「このような意味での社会教育指導者全体の役割構造を解明した上で、その中におけるそれぞれの位置づけと役割分担を明らかにしようとする研究は、これまででなかったように思われる」というものである<sup>13)</sup>。

この議論において、池田は、まず、「制度的な指導者」が問題となるのは、「自己教育・相互教育の維持・改善・促進への意図的計画的な援助を意味する」「狭義的社会教育においてである」とした上で、「社会教育の地域的な相対的独立性に着目すると、各地域社会における具体的な社会教育事業の計画立案から、展開・実施を経て評価に至るまでの過程における指導者の役割構造を具体的に検討することが可能となる」と述べる<sup>14)</sup>。そこで、「社会教育の事業プログラム・サイクルの過程」には「一般的にいうと、普通、社会教育の専門的指導者と社会教育以外の特定領域ないし内容の専門家と素人ボランティア・リーダーという3層の指導者が関与している」という関係を、Houle、Ilsley及びNiemiの考えを参考にして、上からフルタイム、パートタイム、ボランティアの順のピラミッド型の三層構造の「社会教育指導者の役割体系モデル」として提示している<sup>15)</sup>。

池田は、その「社会教育指導者の役割体系モデル」においては、「フルタイム」のレベルには「社会教育そのものの専門的指導者として中核的役割を果たす

人びと」が位置しており、その中に「社会教育の専門家ないし社会教育行政の専門的職員として、社会教育の計画立案と実施に当たる指導者、すなわち社会教育主事や公民館・図書館・博物館の専門的職員及び民間の社会教育事業の該当者などが含まれる」と述べている。そして、その「フルタイム」のモデルに所属する指導者の特徴として、「第一に社会教育を自己の職業のキャリア発展の中核とし、第二に社会教育専門家としての自己同一視 (self-identity) をもち、かつ第三に社会教育プログラムの実践過程全体にトータルなリーダーシップを発揮する位置にあること」を挙げ、「第三の特徴」は「言いかえると、専門的指導者として他のレベルの指導者に『専門的技術的な助言と指導』を与える立場にあるということ」と指摘している<sup>16)</sup>。

以上の池田の議論の帰結は、「あれやこれやを考えると、結局、社会教育の振興の中心的課題は、専門的指導者の拡充以外にない。そのさい社会教育の専門的指導者として必要な教養の中核は、社会教育そのものに対する理論的実践的な知識と技術である」というものである。一連の議論の各段階において、社会教育という概念の解釈に「ブレ」が生じていることは否めないが、社会教育という概念の内実に拘って議論が展開されているという点において、社会教育職員の位置を捉える「試案」の1つとして理解できると思われる<sup>17)</sup>。

次に、上杉孝實の議論においては、まず「生涯学習」という概念をめぐる認識から議論が進められている。上杉は、一般的には「教育は学習に対する援助ととらえることができる」ものであるが、「その場合でも、学習者の主体性の発揮を支えることに重点が置かれねばならず、とくに生涯学習にあっては、この観点が重要である」「学習者の自発的な生涯学習を援助し、支えるのが生涯学習ということになる」とした上で、「学習者の主体性を尊重しながら、学習が効果あるものになるように援助し、自発的な学習が進むような教育的配慮を行うところに、生涯学習における指導の意義がある」と指摘している<sup>18)</sup>。

上杉は、そのような認識に立った「生涯学習における指導者」の多様性に注目しながらも、「生涯学習を進めるうえで重要な位置を占めるものに社会教育がある」という認識のもとで「生涯学習における指導

者」は「社会教育における指導者が中心となる」と述べている。ただし、そこでは、「生活の範囲は、多面的になされるものであり、あらゆる分野の専門家・行政職員が資料提供者、知識・技術の供給者になり得るのである。生涯学習における指導者については、幅広いとらえ方が必要になるのである」ことも指摘されている。また、「住民の自発的な教育活動を本質とする社会教育は、住民が自らの経験とニーズにもとづいて生活課題にとりくむ学習を進めることによって発展するものであり、社会教育職員は、課題の発見と理解を助け、社会的背景を把握して、問題解決の力が形成されるのを援助するのである。学習主体が教育主体になり、指導者が不要となる状態をつくり出すところに指導者の役割がある」とも述べられている<sup>19)</sup>。

以上の議論を踏まえて、上杉は「生涯学習関係指導者は様ざまに分類し得るが、機能別に、学習活動促進者、学習内容提示者、学習集団運営者に分けることができる。これらはまた、それぞれフルタイム指導者とパートタイム指導者、有給指導者と有志指導者、外部指導者と内部指導者などに分けることができる」として、実際にそれらの分類を行なっているが、その中心は、「学習活動促進者」「学習内容提示者」及び「学習集団運営者」への分類となっている。これらは、それぞれ「人びとが学習をしやすいように条件を整え、その学習活動の効果的な発展を促進する指導者」「学習内容を提示する指導者」「学習集団を組織し、運営にあたる指導者」と定義されているものである<sup>20)</sup>。

その分類においては、「学習活動促進者」として、社会教育主事の他、「公民館主事、図書館司書、博物館学芸員、青年の家や少年自然の家、社会体育施設の専門職員（指導職員）など」の「社会教育施設職員」、及び「その他の指導者」として、「婦人会館、児童センター、青年センターなど」の専門職員や「首長部局所管がふつうの、働く婦人の家、児童館、勤労青少年ホームなど」の「福祉関係職員」、「青少年指導員、社会教育推進員などの「有志指導者（Volunteer leader）」、「社会教育委員や公民館運営審議会委員、図書館協議会委員、博物館協議会委員」、「パートタイムの有給指導者」としての「市町村教育委員会の委嘱を受けた社会教育の特定分野の直接指導、学習指導、

学習相談、団体の育成などにあたる社会教育指導員」が挙げられており、それら「学習活動促進者は、自主的な学習団体からみれば外部指導者であり、個々のメンバーに働きかけるよりも、団体の内部指導者が力量を発揮して、団体の自主活動が発展するよう援助する存在であって、統制を加えるものであってはならないものである」と位置付けられている<sup>21)</sup>。以上の上杉の議論は、「生涯学習における指導者」の中核として「社会教育の指導者」が位置付けられ、その「社会教育の指導者」の中核として社会教育職員が位置付けられているという点において、社会教育職員の位置をめぐると特徴的な議論となっている。

### Ⅲ 社会教育「専門」職員の重要性をめぐると議論の展開

従来の社会教育職員論のみならず、社会教育研究そのものにおいて、「社会教育『専門』職員」の重要性が1つの大きな論点となってきた、ということが出来る<sup>22)</sup>。それは、もう少し具体的には、主に「社会教育『専門』職員」の専門性をめぐると議論として把握することができると思われる。本節で取り上げる議論において、その「専門性」という概念それ自体から捉え返そうとする試みもなされている<sup>23)</sup>。もちろん、それは、前節において言及したように、社会教育という概念についての把握のされ方と深く結び付くことで、「社会教育『専門』職員」のいわゆる専門性あるいは「専門職化」論として具体的に展開されていくことになる。本節においては、そのような「社会教育『専門』職員」の専門性をめぐると議論を焦点としているいくつかの議論に注目して、これまで展開されてきた「社会教育『専門』職員」の重要性をめぐると議論を見ていく。

#### Ⅲ - A 「社会教育主事」と「公民館主事」との関係性をめぐると議論

高倉嗣昌は、それまでの社会教育職員論が「『専門職』的職種（務）を一体化し、統一的把握の下なされてきたのではなく、各職種（務）ごとに個別に取り組まれてきた」ものであること、さらに、「その論稿の大部分は、社会教育主事、公民館主事にスポットをあてたものであり、司書・学芸員に関するものは前者

と比較して大変少数にとどまっている」ことを指摘している<sup>24)</sup>。高倉がその議論の対象としている先行研究は、1980年代前半までのものであり、その後の動向については後述するが、このことは、単に両者がクローズアップされていたということにとどまらず、両者の「関連性」にも大きく注目がなされていたものとして理解することができる。

小川利夫の論文「社会教育職員の『専門職化』問題—その視点と課題—」の内容を一部取においては、「社会教育における専門職化問題が広く自覚されるようになったのは、ここ10数年來のことである」として、「その直接的な契機は、およそ1955(昭和30)年前後からの社会教育職員のいわゆる不当配転問題であり、それと不可分な社会教育法の大改正(1957～59年)問題にあった」とした上で、1950年代前半からの諸動向の文脈を考慮に入れると、「社会教育職員の専門職化問題」の焦点がまず「社会教育主事と公民館主事にしぼられた」ことは当然であったとともに、「今日もなお一般的にはそうであると思われる」と述べている<sup>25)</sup>。

この論文において、小川は、「社会教育職員『専門職化』論の系譜」として、まず「社会教育主事の専門職化論」の系譜を辿っている。そこでは「社会教育主事の戦前的発想」「社会教育法の成立と社会教育主事観の転換」「『社会教育を行う者』から『行う者』の『指導・助言』へ」、そして「社教法の『大改正』と社会教育『専門職化論』の官製化」という系譜が提示されている。その中で、「社会教育職員の『専門職化』問題は、これまで主として行政的な見地からとらえられ」「社会教育行政の立場から社会教育主事の専門職化が最重点とされてきた結果、公民館主事や図書館司書、博物館学芸員や体育館指導員さらに『青年の家その他の社会教育施設』の指導員など、総じて施設職員の専門職化の問題は軽視されるか、無視されてきた」こと、さらにその軽視・無視の別の理由として、「これまで一般的には『社会教育指導者』とよばれ、民間団体のいわゆる社会教育指導者とともに一括して無原則的に、そのあり方が問われてきたこと」を指摘している<sup>26)</sup>。

そのような問題意識の下で、結論として、「施設職

員とりわけ市町村自治体における施設学習文化活動要員を質量ともに拡充すること、そのための条件整備を飛躍的に充実させることこそ、今日および今後における社会教育行政の重点的政策でなければならない」と述べ、施設職員を「サービス労働の性格」「法的な位置づけ」「主たる活動対象」によって分類し、それぞれの実態と問題点を指摘しているが、ここでも具体的な問題提起は社会教育主事と「公民館主事」をめぐるものに集中している<sup>27)</sup>。

ここで特に問題とされていることは、「公民館主事と社会教育主事との性格と役割の分化と系列化」であり、「今日なお依然として公民館主事と社会教育主事とは未分化のままに兼務されているが、それは公民館主事が社会教育主事を兼ねるといういわば正<sup>レ</sup>の方向においてではなく、むしろ、社会教育主事が公民館その他の施設職員をも兼務するという負<sup>レ</sup>の方向において拡大されている」ことが指摘されるとともに、いわゆる「派遣社会教育主事」の制度化(「派遣社会教育主事方式の具体化」との関わりにおいて問題とされている<sup>28)</sup>。

以上の小川の議論においては、社会教育主事と「公民館主事」の両者が、「社会教育『専門』職員」の「理念」と「実態」の双方において深く関連を持つものとして捉えられていることが理解できる。もちろん、このような理解は、小川のような「社会教育職員の『専門職化』問題は、これまで主として行政的な見地からとらえられ」「社会教育行政の立場から社会教育主事の専門職化が最重点とされてきた」という動向と切り離して考えることができないことは明らかである。

### Ⅲ - B 「3P」論・社会教育主事「専門性」論

高倉は、「社会教育主事と公民館主事をとくに意識的に区別せず、一括した社会教育職員論のかたちで展開していく」立場の議論として、日高幸男による「3P」論・今村武俊による社会教育主事「専門性」論と島田修一による「社会教育公務員労働者」論との関連、宮坂広作と島田修一との論争を挙げている<sup>29)</sup>。本節においては、このうちの前二者、すなわち「日高幸男による『3P』論・今村武俊による社会教育主事『専門性』論」と「島田修一による『社会教育公務員

労働者』論』を取り上げることになる。まず、本項においては、「日高幸男による『3P』論・今村武俊による社会教育主事『専門性』論』を取り上げる。なお、ここで用いる論文は、日高については1972（昭和47）年に発表された「社会教育主事の専門性とその職務」、また、今村については1971（昭和46）年に発表された「社会教育主事の専門性に関する一考察」であるが、両論文の発表時期（発表の経緯）を考慮して、今村の議論から取り上げる<sup>30)</sup>。

今村は、「社会教育主事のあり方が、社会教育行政のあり方を支配する、そして社会教育行政のあり方は、社会教育を支配こそしないけれども、これに少なからざる影響を与える—という意味において、社会教育主事の専門性の究明は、社会教育審議会の答申が画期的な社会教育のあり方を求めているこんにち、きわめて緊急な課題である」という認識に立って、「社会教育主事が講演をブツて回ることが、こんにちにおいてもなお『専門的技術的な助言と指導を与える』という法の文言に該当することであるのか否か」と問題を提起して、「その前提を変えて考え直してみることが賢明というものであろう」として議論を進めている<sup>31)</sup>。

そこで、今村は、日高の「社会教育主事3P論』を取り上げ、それにおいて「社会教育主事は布教者ではなく、組織者であると提言されたこと」を評価しつつ、「いかなる条件を具備した『組織者』であるかについてじゅうぶんの説明を欠くならば」その論が「『組織者』一般の通性を説明したにとどまる」「社会教育主事に特有の専門性をじゅうぶんに説明しおえていないという欠陥をもっている」と指摘する。そして、「社会教育主事講習」の「受講前の一定の基礎資格」が「社会教育主事にとって、基本的に重要な資質として強調されなければならない」とした上で、この資質と日高の「3P」論を「組み合わせる社会教育主事の特性を説明すれば妥当な結論が得られるのではないかと提起している<sup>32)</sup>。

今村の「社会教育主事の専門性に関する試論』においては、「社会教育主事の専門性を構成する要素」として、「社会教育行政対象の性質」の熟知、「学習意欲を調査する」ための「教育調査の技術」、「学習を組織化する」技術、「学習意欲の喚起を図る」ための「広

報（PR）に関する知識や技術」、「地方公共団体の予算の積算や執行に関する基礎知識」「レクリエーションに関する最小限の技術」、そして「評価や批評に関する知識や技術」の7点が挙げられている。その上で、「社会教育の教育内容に属すること」に「通暁することは、社会教育主事の余技ではあっても、社会教育主事の専門性を構成する要素とはなりえない」という見解が示されている<sup>33)</sup>。

一方、これに対する日高の見解は、まず、今村の自らの「3P」論に対する批評について自らも「いわゆる3P論は社会教育主事の専門性を求める上でまず押さなければならない基本的な要素であり、社会教育主事としての専門性は、この上にたつてさらに具体的に求められなければならないと考えていた」ことを表明する。その上で、「社会教育を行う者にとって、かなり高度の知識、技術を必要とする仕事の内容およびこれを果たすために必要な能力」を「人々の学習を奨励促進する計画をたてる」「人々が利用する各種の学習の場や機会における学習効果を促進する」「人々の学習プログラムの編成に参画する」の3点に大別し、「社会教育主事は、この『社会教育を行う者』が必要とするこれらの能力について助言指導することをその職務とする者である」として、そのための「社会教育主事の専門性の基底的なものを形成するもの」として、「教育学一般はもちろん、とくに『社会教育とは何か』『社会教育の対象である国民の学習の特質は何か』など社会教育一般（体育レクリエーションを含む）についての本質的な理解、さらには教育社会学、社会心理学社会学一般、心理学一般についての教養を必要とする」と述べている<sup>34)</sup>。

これらの議論については、社会教育という概念理解の内実が明確には示されていない点を指摘できるであろう。もちろん、議論の根底には何らかの概念規定が存在していると思われるが、その概念規定を捉え返した上での議論、そして社会教育主事の専門性の規定がなされる必要があると考えられるが、それが不十分であるという点において、例えば「特高倉が次項で取り上げる島田の議論との「対置」関係において両論を捉えていることへとつながっていると考えられる。

### Ⅲ - C 「教育労働」「公務労働」としての「社会教育労働」をめぐる議論

ここで取り上げるのは、「社会教育『専門』職員」の「専門性」「専門職化」論と不可分のものとして展開されている、島田修一の「社会教育労働論」であり、これは高倉が挙げている「社会教育公務員労働者」論に該当するものである。

まず、島田は、「社会教育職員の教育活動を、学校教育における『教育労働』にならって『社会教育労働』と称するのは、なお一般化されているとはいえない」として、「積極的に『社会教育労働』の概念設定をこころみ、その意義を明らかにすることは急がれているといえよう」と述べている。そこでは、「とりわけ行政主導型の社会教育活動の展開に抗して、国民がみずからの権利として社会教育をとらえなおし、その権利保障のための社会教育労働のあり方をきびしく求めはじめていなかでは、それにこたえうる公務労働としての社会教育労働は、『労働者の自覚に立つ集団的な教育労働』として教育活動の自由と自律性を守る方向で組織されなければならない」という認識が示され、それは「公的社会教育の内部において自覚的な社会教育職員たちが追究してきた社会教育労働概念や社会教育労働者像と結び付き、政府・財界主導の『生涯教育論』の下でシステム化される『管理された労働』としての社会教育事務ならびにその忠実な遂行者たる社会教育職員像と鋭く対立する」ものとして位置付けられているのである<sup>35)</sup>。

自身の展望する「社会教育労働」概念の具体的な内実については、まず、島田は、「社会教育労働における『公務労働性』」に注目する。そこでは、「社会教育労働の特質」が、「第一に、国民の学習権保障という基本的な性格において、第二に、国民の教育・文化要求に根ざして組織されるという『共同事務性』において、第三に、たえず充実した学習を保障し、いっそう学習意欲を高めていくような、教育科学的な意味における指導性において、そして第四には、教育労働の組織と内容のあり方を住民意思が規定していく国民の『民主的統制』 = 『教育の人民統制』の機能において」「公務労働性にあることが明らかになりつつある」と指摘している。その上で、「社会教育労働」の概念を、

「戦後社会教育活動の発展をふまえて、人びとの学習意欲を組織し、教育・学習活動をととして自己の成長・発達可能性に確信をいだかせ、みずから自覚的な自己形成主体になろうとする意思を組織する教育的いとなみ」と規定し、「社会教育労働は、ようやくその概念形成の時期を終え、住民参加を不可欠の要素としてふくみつつ、現実ひろく組織されはじめてい」という状況を指摘している<sup>36)</sup>。

他方、「社会教育労働の内容と社会教育労働者の組織化における分断や差別の進行」が「社会教育労働創造の努力への攻撃にはかならない」として、「社会教育労働における差別と分断の状況を、全教育労働における『差別的構造化』の現実においてとらえなおし、その克服の筋道において全教育労働における社会教育労働の位置をたしかめ、国民教育創造の実践に参加する全教育労働者との連帯のあり方を明らかにする」必要性が指摘され、そのための課題について考察されている。そこでは、「労働対象が教育の内容・方法・制度・組織の全体にわたる意思決定の主体たる国民であるから、教育労働にたいする受容・選択の自由が前提とされていること」「労働内容が国民の自主的な学習活動への専門的・技術的援助に限定されつつも、およそ教育・学習実践にかかわる外的な諸条件の整備から具体的な学習の内容と方法にまでひろくかかわるものであること」「学習者の自主的な学習意欲を高めつつ、その意に即した学習内容の選択と教授 = 学習過程への導入しないしは相互討論・相互学習への参加をはかり、その学習が発展するよう援助するという、特殊な労働の構造をもつ点」が、「社会教育労働に『総合』的性格と『分化』的性格を同時に与えている」ような「社会教育労働の特質」であるとされている。そして、「社会教育労働者の課題」として、「第一は、みずからを国民の教育権・学習権保障という責務にこたえうる専門職として自己形成していく課題であり、第二は教育の権利主体たる国民と教育労働者の結合のもとに地域教育計画の主体を形成していく課題」が挙げられている<sup>37)</sup>。

#### IV 社会教育職員「固有の」職務論の様々な展開

本節においては、「社会教育職員『固有の』職務論」の様々な展開として、主に1980年代以降における「社会教育職員『固有の』職務」をめぐる議論を取り上げる。それらにおいては、社会教育職員という用語・概念が明示されている議論も、そうではない議論も含まれている。また、「社会教育職員『固有の』職務」そのもの、さらには社会教育職員そのものの存在を認めていないと判断できる議論も含まれることになる。また、それらの中には、従来の社会教育職員論において引き取られていた議論もあれば、ほとんど引き取られてはいなかったと思われる議論も含まれている。

##### IV - A 社会教育職員「否定」論をめぐる解釈

1980年代に入り、松下圭一によるいわゆる「社会教育終焉論」が、「社会教育職員『否定』論」として解釈できるものとして登場してきた。この松下の議論に対して、「社会教育職員」の存在を直接的な争点として検討を加えている議論が見られる。

例えば、宮坂は、松下の議論における「各論的な諸問題」の1つに、社会教育職員論を挙げている。そこでは、松下の『社会教育の終焉』が「公民館論から説きおこされて」おり、その『「公民館 vs コミセン」という枠組みでの議論』において、「両者のちがいは、まさに松下の看取したとおり職員の有無である」ことを確認した上で、「公民館職員聖職・万能論というのはいささかオーバーな表現であるが、従来の社会教育行政論が職員の機能を要とする議論を展開してきたことは事実であり、職員なり行政の立場から市民学習者をみていたこともたしかである」という状況認識を示している<sup>38)</sup>。

そこで、宮坂は、自らによる「社会教育専門職員論の系譜」についての検討をふりかえり、「職員に関する現状分析、既存職員論についての批判という点では、筆者は松下に近い見解を持っている。相違点は、政策論として主事廃止論をただちに唱えない点である」と述べている。宮坂は、自身の立場は「松下が言うところの『社会教育行政理論』とは同一ではない」として、「社会教育職員の資質の欠如というより、自

治体における政治的権力構造や行政のありようからみて、社会教育行政に地域社会変革の中心的・先端的機能を期待するのは、理論的にも実践的にも無理というべきである」とも述べており、「社会教育行政」をめぐる「理論」と「実践」(現実)の状況の中で社会教育職員についての見解が示されているのである<sup>39)</sup>。

また、長浜功は、松下が「社会教育は社会教育主事や公民館主事という専門職員によって行われなければならないという従来の社会教育論」に疑問を持っているとした上で、「文化を創造する人とその恩恵にあずかる人という関係が固定され制度化されてよいはずがないという考えが生ずるのはいたって自然で、むしろなぜいまで専門職員でなければ教育ができないのかと考える研究者がでてこなかったのが不思議でならない。わたし自身教育は素人ほどその任に相応しいと思っており、妙な講義を聴かされて、それで免許や資格を取ればいっばしの専門職というのはなんとも悪しき形式・権威主義である」と指摘した上で、「いったん専門職制の枠を外したところから、新しい社会教育論の構築を考えていくべきである」と述べている。また、長浜は、「職員の全面不要論には反対だが、いわゆる市民の教育を担当する専門職員は要らない」「人を導く専門家というものは一切あってはならない」とも述べており、そこでは社会教育職員の中の「専門職員」の位置が問題とされている<sup>40)</sup>。

島田の議論においては、「社会教育活動を、成人の自己教育の組織化としてとらえる立場に立つものにとって、職員=教育者、住民=学習者として前者の優位を説くことがありえようか」と述べられている<sup>41)</sup>が、ここであらためて「社会教育職員『固有の』職務」の点で以上の議論を引き取った場合、主張される「理念」と認識される「実態」の関係において、その点についての議論が大きく異なってくると思われる。

##### IV - B 「社会教育労働の重層構造」論の展開

「社会教育労働」をめぐる山田正市の議論は、山田自身の言う「社会教育労働・労働者の形成過程=重層構造」論として理解することができる。そこでは、「貧困化を住民諸階層の生活状態(生産・労働を含む広義の生活)の構造的把握の枠組みとしてとらえたいえ

で、住民諸階層の学習要求の高まりを貧困化の内実の一環としてとらえることが重要であること、その際に「従前の社会教育職員論にみられるように、学習主体をたんに住民（一般）としてとらえるだけでは不十分であって、住民を階層的視点に立って把握したうえで、地域問題の一環として分析することが必要」であること、そして「このような階層・地域にかたる具体的分析の統合のもとで、はじめて社会教育労働・労働者の形成・展開構造が全体的に明らかにされることになる」という認識が示されている<sup>42)</sup>。

そこでは、「社会教育労働の内実は、単に労働それじたいの有用労働としての特徴（従来いわれてきた職務内容や専門性が深くこれにかかわる）によって一義的に規定されるわけではない。さらに社会教育施設の独自な特徴によってのみ規定されるわけではな」として、それが、「社会教育労働（社会教育諸活動—社会教育関連労働—社会教育（専門労働））」「社会教育施設（地域諸施設—社会教育関連施設—社会教育（専門）施設）そして「社会教育労働者（地域住民諸階層—社会教育関連労働者—社会教育（専門）労働者）」の「それぞれの存立の重層構造の中で、相互規定的な関連のもとで決定されている」とされ、その視点に立つならば「これまで、社会教育職員（労働者）の専門性が、その職務の内容（とくに法制上の規定）をめぐって議論されしかもその域を出なかったことじたいが反省されなければならない」と述べられている<sup>43)</sup>。

これに対して、上田幸夫は、山田の議論について、「社会教育実践過程へのつぶさな解明への努力を経ると、おそらく言われるような『教育労働の重層構造』はいやおうなしに迫ってくることは容易に予想がつく。それゆえその全体構造を視野に入れて社会教育労働をみていくことが必要なことであると確信している。それゆえ、社会教育施設においては、『社会教育専門労働がその主軸ではあるが、すべてこの労働によって埋め尽くされるわけではない』ことを確認しつつ、同時に『社会教育労働の重層構造のなかで社会教育専門労働者はいわば扇の要としての役割を担っているのであり、しかもこの労働が容易に他の労働によって代替しえない労働であるという点で専門性の一つの特徴を示している』以上、その点にかかわって労働の

あり方や固有性を追求することが、どうして問われるべき課題となるのであろうか」と疑問を呈している<sup>44)</sup>。この上田の議論は、上田が「固有性」を否定しているという意味ではなく、それを「自明」なものとして理解していることを示していると考えられるが、山田もまた同様に理解していると思われる。つまり、その議論は、「固有性」を認めるのか認めないのかという議論ではなく、「固有性」が認められる形での「社会教育職員論」の構築を志向しているものであると考えられる。

#### IV-C 生涯学習支援における社会教育職員「固有の」職務論

雑誌『社会教育』1992年12月号においては、「生涯学習コーディネーター」と題する特集が組まれており、その副題が「生涯学習を援助する社会教育職員・指導者」とされている。その中で、坂本登は、「増大する学習需要への対応」「学習観の変化への対応」「学習形態の変化への対応」「学習活動の広域化への対応」が求められるような状況の中で、「学習援助者＝指導者に対する学習者のニーズは、援助者の資質・役割を問う様相を呈しながら変化していること」を指摘している<sup>45)</sup>。

坂本は、そのような状況における「学習者のニーズ」が、「学習を効果的に展開できるように『コーディネート』してくれることへの期待」、すなわち「学習者（学習集団も含む）と学習者、学習者と援助者・機関、援助者・機関と援助者・機関を、関係づけかつ調整してくれる者を求めているのであろう」として、「その役割を果たす者には、だれがふさわしいのかについて考察する」ことを試みている。そこで、まず、「コーディネート」の辞書的意味に触れた後、「生涯学習の推進にかかるコーディネートとは、コーディネーターが、学習者の求めに応じて、学習を効果的に進めるために、学習者と直接的または間接的に関わりながら、(ア) 学習者（学習集団）と学習資源（学習の情報、施設、機会・プログラム、教材、講師等）または援助者・機関を関係づけ、(イ) 学習資源を学習者のニーズやレベルに合致するように総合的に調和させる営み」として定義している<sup>46)</sup>。

その上で、「誰がコーディネーターとなり得るか」という問題について、本章の第1節において取り上げた『生涯学習事典』における「生涯学習の指導者」の8分類を援用し田上で、まず「コーディネーターの活動類型」として、「継続的」か「断続的」か、及び「網羅的」か「限定的」かという座標軸において分類した上で、「コーディネーター役を果たす者が、行政職員であろうが民間人であろうとも、どちらに優劣があるというものではない。ただ、民間にはそれを専業とする企業や団体が成熟しておらず、市民レベルでは本業の間をぬった活動とならざるをえない」ため、その観点から「継続的・網羅的」な活動類型の活動を「展開し得る者」に注目する。そして、その活動を「展開し得る者」として社会教育主事「公民館主事」「司書」などを挙げて、「これらの中で、とりわけ注視すべきは、その機能・役割およびこれまでの成人や青少年を対象とする学習援助の実績などを考慮すると、社会教育主事ということになろう」と述べている<sup>47)</sup>。

「生涯学習支援（推進・振興）」という概念はその定義に困難を要するものであると考えられるが、その中に社会教育職員という概念を位置付けようとする試みは、現在において少なからず必要とされていることであろう。従来の社会教育職員論の文脈において、「生涯学習支援」という概念は肯定的にも否定的にも受け入れられる下地を有していると思われるが、ここで問題となるのは、社会教育職員をめぐる「理念」と「実態」についての認識（「一体的」であれ「乖離的」であれ）である。そのような観点から「社会教育職員『固有の』職務」というときの「固有（性）」をどのように捉えるべきであるのか、それはまた、社会教育職員を包括的な概念として捉えるのかどうかにも左右される問題であろう。

## V おわりに

ここまで、地域学校協働活動を担う人材の職務の固有性を明らかにする道筋を見出すという目的のもとで1990年代までの社会教育職員論の再検討を行ってきたが、その道筋として次の3点を挙げるができる。

1点目は、「社会教育職員」という明確な枠組みを設定しその範疇で地域学校協働活動を担う人材を特定し抽出するという作業は極めて困難であるという前提に立つ必要があるという点である。社会教育職員という枠組みには一定の価値が付与されてきたものの、その価値はあくまで相対的なものであり社会教育職員という枠組みそれ自体の変容性（という以上に曖昧さ）に強く影響を受けてきたと言わざるを得ない。そこで、地域学校協働活動を担う人材の職務の固有性を明らかにするためには、従来の社会教育職員像とは異なる人材像に立脚することが求められるのではないだろうか。

2点目は、地域学校協働活動を担う人材の固有の職務を支える概念としての「専門性」とは、必ずしも特定の知識・スキルの有無に限定されるものではなく、また限定されるべきでもないことを確認しておく必要があるという点である。職務の固有性は、「○だからできる」「○○でなければできない」という要素の強さと言い換えることも可能であろうが、それらに1対1に対応する知識やスキルだけに注目するのではなく、それらの基盤となる資質・能力としてとらえることが適切であると考えられる。このことは、地域学校協働活動を担う人材は「ジェネラリスト」であるべきか「スペシャリスト」であるべきかという論点を浮かび上がらせるものでもある。

3点目は、地域学校協働活動を担う人材の職務の固有性それ自体を不変の性質と捉えるべきなのかという点について慎重な検討が必要であるという点である。とすれば、「固有性」＝「変わらない性質」という等式が成り立つ要素を固有性として抽出するという発想がしばしば見受けられるが、固有性それ自体は（社会の変化の過程における）ある一時点で見出せるものであっても本来は差し支えないはずである。むしろ、地域学校協働活動の非定型（ノンフォーマル）性を踏まえるならば、そのつど職務の固有性を自ら見出しその職務を遂行することのできる人材こそが求められていると言える。

最後に改めて確認しておく、地域学校協働活動はその性格からして特定の肩書の人材のみで担われるべき活動ではなく、多様な人材が担うことでこそ地域学



校協働活動の活性化を実現することができるものである。その意味で、地域学校協働活動を担う人材の職務の固有性は多様な人材に通底する性質として、今後継続的にそのあり方が検討されていくことが必要であろう。

#### 注

1) なお、上田が具体的に挙げている文献は、宮原誠一『社会教育』光文社、1950年、田代元弥『社会教育学』1951年、長田新編『社会教育』御茶ノ水書房、1961年、宇佐川満・福尾武彦編『現代社会教育』誠文堂新光社、1962年、三井為友『現代社会教育の理論』明治図書、1963年、小川利夫・倉内史郎編『社会教育講義』明治図書、1964年、二宮徳馬『社会教育』1967年、永杉喜輔・藤原英夫編『社会教育概説』1967年、千野陽一・室俊司・宮坂広作・藤田秀雄『現代日本の社会教育』法政大学出版社、1967年、碓井正久編『社会教育』であり、このうち、宇佐川満・福尾武彦編、*op.cit.* において「社会教育の専門職員」として論述されているのみであることを指摘している。

2) 上田幸夫「戦後社会教育職員論の系譜(1) —1960年代の不当配転問題とかかわって—」『東洋大学文学部紀要』第31集(教育学科・教職課程篇Ⅲ)1978年、p.64。

3) *Ibid.*, pp.64-65。

4) *Ibid.*, p.66。なお、ここでは、上田は、文部省『わが国の社会教育』1959年、p.134。及び、三井為友『現代社会教育の理論』*op.cit.*, pp.221-223。の記述を引用している。また、この指摘の直後では、三井の別の論文(社会教育職員論『月刊社会教育』1959年4月号、pp.8-16。)について言及されているが、この他に、三井は、「社会教育指導者原理」『社会教育』1955年1月号、pp.12-18.、「社会教育指導者論」『社会教育』1961年6月号、pp.8-13。を執筆している。

5) 林部一二「社会教育関係職員の性格」河野重男・田代元弥・林部一二・藤原英夫・吉田昇編『社会教育事典』第一法規、1971年、pp.427-428。なお、この記述の前半部分は、上田幸夫「戦後社会教育職員論の系譜(1) —1960年代の不当配転問題とかかわって—」*op.cit.*, p.64。においても引用されている。

6) *Ibid.*, p.428。

7) なお、林部一二「社会教育関係職員の性格」*op.cit.* に続いて、佐々木実が執筆している「社会教育関係職員の現状」においては、具体的に社会教育主事「公民館主事」「社会教育施設職員」「社会教育関係委員」「行政関係職員」の項目が挙げられている(佐々木実「社会教育関係職員の現状」河野重男・田代元弥・林部一二・藤原英夫・吉田昇編『社会教育事典』*op.cit.*, pp.430-438.)。

8) 俵谷正樹「社会教育職員の役割」伊藤俊夫・河野重男・辻功編『新社会教育事典』第一法規、1983年、p.481。なお、これに続いて、「もちろん、この場合には、かつて昭和46年4月の社会教育審議会答申『急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について』が「指導者」と位置付けた行政関係職員—社会教育主事、公民館の主事、図書館の司書、博物館の学芸員、青年の家の指導職員、社会体育施設における指導職員だけではなく、課長、館長などの管理系の職員と庶務系の職員のすべてを含むことになる」と述べている。この「1971年答申」においては、「社会教育の指導者」が、「民間指導者」と「行政関係職員」に大別されている。

9) *Ibid.*, pp.481-482。なお、これに続いて、「社会教育関係職員の課題と展望」の章においては、社会教育主事「公民館主事」「青少年教育施設の職員」「図書館の職員」「博物館の職員」「社会教育指導員」「社会教育委員」「体育指導委員」「社会教育施設の審議会等委員」(各項目の執筆者は全て異なる)に加え、「社会の中の人材活用」と題して、「ボランティア」及び「社会教育人材バンク」が取り上げられている(執筆者は平沢茂)。

10) 坂本登「生涯学習の指導者」日本生涯教育学会編『生涯学習事典』東京書籍、1990年、pp.350-353。

11) 坂口順治「社会教育の指導者」塚本哲人・古野有隣編『社会教育の経営』(社会教育講座第3巻)第一法規、1979年、pp.38-61。

12) 加藤雅晴「社会教育指導者の概説」岡本包治・古野有隣編『社会教育指導者入門』第一法規、1979年、pp.24-30。

13) 池田秀男「社会教育指導者の役割体系」『広島大

学教育学部紀要第一部』第34号, 1985年, pp.113-114. なお、そこでの一連の議論の最後には、「議論の中でかなり海外における成人教育や青少年教育の研究や実践事例などを参考にしているが、それは、それらが学校外教育であるという点で、わが国の社会教育とその性格及び教育的役割において近接している限りにおいて、参考にすることができると思ったからである」(p.121.)と付け加えられている。

14) *Ibid.*, pp.115-117.

15) *Ibid.*, pp.117-118. なお、池田は、この「社会教育指導者の役割体系モデル」が「単なる指導者の類型論と異なり、社会教育の実践過程における各指導者類型の位置づけと役割を構造的に明らかにするのに役立つ」と述べている。また、ここで言う「社会教育の事業プログラム・サイクル」とは、「一般的に要約すると」、「①学習者の要求と必要の把握と分析、②関連する教育資源の確認、③達成目標の設定④目標達成のための学習活動の選択と組織化、⑤教育プログラムの評価」の5つの過程から成り立っているとされるものである (p.119.)。

16) *Ibid.*, p.118.

17) *Ibid.*, p.121. なお、池田は、その後、別の論文において、「生涯学習指導者の役割の内部構造の分析」の視点としてこの議論におけるピラミッド型の三層構造を「枠組みモデル」として提示している(池田秀男「生涯学習指導者の役割構造と研修システム」日本生涯教育学会編『生涯学習を支える研修』(日本生涯教育学会年報第19号)1998年, pp.3-24.)。

18) 上杉孝實「生涯学習を支える指導者たち」上杉孝實・岸本幸次郎『生涯学習時代の指導者像』(生涯学習実践講座④)亜紀書房, 1988年, pp.6-7.

19) *Ibid.*, pp.8-15. なお、ここでは、その「社会教育の指導者」として、具体的に社会教育主事「図書館の司書」「博物館の学芸員」が、「社会教育における指導者」以外の「生涯学習における指導者」として、具体的に「学校教育の指導者」「保健婦」「農業改良普及員」「社会福祉主事」「公共職業訓練校」「児童館児童厚生員」「勤労青少年ホーム指導員」などの「社会教育部課以外の職員で社会教育活動をを進める指導者」がそれぞれ挙げられている。

20) *Ibid.*, pp.20-32.

21) *Ibid.*, pp.20-26. なお、「学習集団運営者」においては、「社会教育職員や青少年指導員など」には、集団の「外部指導者であり、集団内部から選ばれたリーダーを助けて、集団と成員の発達をはかる」ものとしての「グループ・ワーカー的な役割も期待される」と述べられている (p.32.)。

22) 宮坂広作は、1970年代後半までの状況として、「社会教育に関してこれまで発表された論稿の中で、社会教育職員の問題を扱ったものの数はすこぶる多い。社会教育職員を主たる顧客とする社会教育関係の雑誌が、この種のテーマを好んでとりあげるのは、営業上当然のことであるが、研究上の関心もまた近年この分野にとみに集中しつつあるような傾向がみられる」ことを指摘している(宮坂広作「社会教育職員専門職化論の批判的再検討—学史的回顾と展望—」『東京大学教育学部紀要』第19巻, 1979年, p.75.)。

23) 例えば、小川利夫「社会教育職員の『専門職化』問題—その視点と課題—」小林文人編『社会教育職員論』(日本の社会教育第18集)東洋館出版社, 1974年, pp.23-43、碓井正久「社会教育職員の専門性」横山宏編『社会教育職員の養成と研修』(日本の社会教育第23集)東洋館出版社, 1979年, pp.37-52. など。なお、碓井の論文においては、欧米における「専門職」概念をめぐる動向を取り上げて、公民館主事の専門性・専門職化について検討なされている。

24) 高倉嗣昌「社会教育職員法制・行政論」日本社会教育学会編『現代社会教育の創造—社会教育研究30年の成果と課題—』東洋館出版社, 1988年, pp.164-165. なお、高倉自身は、1970年代に「社会教育主事の『専門性』」に関する調査研究をいくつか発表している。

25) 小川利夫「社会教育職員の『専門職化』問題—その視点と課題—」*op.cit.*, p.27.

26) *Ibid.*, pp.28-32.

27) *Ibid.*, pp.33-34. なお、この分類は、具体的には、「I 主として学習・文化活動を直接的に援助する要員(施設学習、文化活動要員)」として「A 公民館主事、図書館司書、博物館学芸員、体育館指導員および青年学級主事」「B 青年の家その他社会教育に関

する施設』(社教法第5条)の指導員、「Ⅱ主として施設の運営・管理にあたる要員(施設運営・管理要員)…館長、所長など」、「Ⅲ主として施設の事務を司る要員」、「Ⅳ主として施設の技術的な設備安全にあたる要員(施設技術要員)」、及び「Ⅴ主として施設における一般的・日常的な用務にたずさわる要員(施設用務要員)」というものとなっている。

28) *Ibid.*, p.42.

29) 高倉嗣昌「社会教育職員法制・行政論」*op.cit.*, pp.169-170.

30) 日高の論文は、今村が発表した論文に対する、直接的な批判的検討を意図して発表されたという経緯がある。具体的には、今村の論文に続いて、まず佐藤信一「社会教育主事の専門性—今村論文についての考察—」『社会教育』1972年4月号が出され、続いて日高の論文、さらに二関隆美「社会教育主事論—今村論文に誘発されて—」『社会教育』1972年6月号が発表され、それらの一連の議論を踏まえて、再び今村が「社会教育主事の専門性—三氏の論評の後に—」『社会教育』1972年7月号が発表されている。また、「3P」論は、ここで取り上げる議論以前に、Planner, Programmer, Producer, Promoterの「4P」論として提起されていたものをもととして、今村がProgrammerを除いて「3P」論としている。

31) 今村武俊「社会教育主事の専門性に関する一考察」『社会教育』1971年9月号, pp.31-34. なお、ここで言う「社会教育審議会の答申」は、「1971年答申」のことである。

32) *Ibid.*, pp.34-35. なお、ここで言う「基礎資格」とは、「社会教育法」第9条の4及び5に規定されているものである。

33) *Ibid.*, p.37.

34) 日高幸男「社会教育職員の専門性とその職務」『社会教育』1972年5月号, pp.38-39.

35) 島田修一「社会教育労働論」五十嵐顕編『社会教育』(講座日本の教育第9巻)新日本出版社, 1975年, pp.196-197.

36) *Ibid.*, pp.209-220.

37) *Ibid.*, pp.221-233.

38) 宮坂廣作「社会教育の蘇生のために—松下圭一

「社会教育行政終焉論」との批判的・親和的交信—」『社会教育学・図書館学研究』第11号, 1987年, pp.45-46.

39) *Ibid.*, pp.43-46. なお、ここで宮坂自身が引用しているのは、宮坂広作「社会教育職員の専門性—社会教育の目標・内容の問題とのかかわりを中心として—」『国立社会教育研修所資料』1983年である。また、ここでは、その内容が、「社会教育職員の専門性の内実についてはきわめて不明確であり、とくに社会教育の内容(テーマ)に関する専門知識における見識が問われることなく、しかも社会教育発展の鍵は職員がにぎっているかのごとき職員偏重論がみられ」「社会教育職員は市民学習者よってのりこえられることを求める自己否定のスタンスを持たねばならないと結論した」とまとめられている。

40) 長浜功「社会教育の彷徨と地平」長浜功編『社会教育と自己形成—「終焉」論を超えて—』明石書店, 1987年, pp.238-249.

41) 島田修一「社会教育職員論研究の課題」社会教育推進全国協議会編『社会教育職員像の民主的創造』(社会教育研究 No.1) 1982年, p.7.

42) 山田定市「社会教育労働・労働者論の基本視角—住民諸階層の学習要求・課題を基礎として—」『社会教育研究』第5号, 1984年, pp.47-48. なお、山田は、「従前の社会教育職員論(労働論)」において「実践的には、社会教育職員をめぐる現実の状況が社会教育職員の専門性を否定、制限する方向で進展してきたため(たとえば、不当配転や、職務への行政の介入)、その対抗として社会教育職員の固有の専門性の解明に力点が置かれた、という事情も軽視できない」とも述べている(山田定市「社会教育労働・労働者論の基本視角(2)—社会教育労働編成論に向けて—」『社会教育研究』第7号, 1986年, p.8.)。

43) 山田定市「社会教育労働・労働者論の基本視角(2)—社会教育労働編成論に向けて—」*op.cit.*, p.10.

44) 上田幸夫「社会教育職員の専門性と制度」社会教育推進全国協議会編『社会教育職員の専門的力量形成と制度改善の取り組み』(社会教育研究 No.13) 1995年, p.8.

45) 坂本登「生涯学習を援助するコーディネーターの

役割—社会教育主事への期待を中心に—」『社会教育』

1992年12月号, pp.18-19.

46) *Ibid.*, p.19.

47) *Ibid.*, p.20-22.

## 茨城県地域におけるソーシャルワーカーの勤務実態 — 質問紙調査の結果から —

平塚 謙一 (常磐大学人間科学部)

若林 功 (常磐大学人間科学部)

Working conditions of social workers in the Ibaraki region  
— From the results of a questionnaire survey —

Kenichi HIRATSUKA (*Faculty of Human Sciences, Tokiwa University*)

Isao WAKABAYASHI (*Faculty of Human Sciences, Tokiwa University*)

### 1. はじめに

近年は福祉系の大学の志願者の減少が報告されており、また社会福祉士国家資格の受験者も2013年度<sup>1</sup>をピークにして減少傾向にある。その背景としては、少子化の影響や社会福祉士国家試験の受験料の値上げによる影響も考えられるものの、社会福祉士あるいはソーシャルワーカーに関する待遇や就労環境の悪さなどの印象が社会的に広がっていることも原因となっている可能性も考えられる。また福祉に関する職種や資格の違いが、社会的に必ずしも明確に認識に認識されていないことも関わっていることも考えられる。こうした状況を踏まえ、本研究はソーシャルワーカーの勤務の実態について明らかにし、そのことによってソーシャルワーカーを志す大学生や福祉の仕事に関心をもつ高校生などの進路選択の一助となることを企図している。

### 2. 先行研究の検討と本稿の課題

ソーシャルワーカーのキャリアについての研究として最も規模の大きいものは、公益財団法人社会福祉振

興・試験センター(2021)による全国の社会福祉士を対象とした悉皆調査である。そこでは社会福祉士の待遇・勤務条件、満足度・継続意思、職業上の経歴、資格の保有等を含めてソーシャルワーカーの就労状況に関する多角的な調査が行われている。社会福祉士が行う業務の専門性については、直接的には調査されていないが社会福祉士(ソーシャルワーカー)がその意義や専門性について職場からどのように(どの程度)理解されているかということは、ソーシャルワークが専門職としてどの程度確立しているものであるかを示す一つの指標であると考えられる。そのことは職場に対する満足度・継続意思にもかわり、ソーシャルワークに従事する人たちのキャリア選択、キャリア形成にも影響を及ぼすものであると考えられる。

また、川崎・日田はこのような全国の社会福祉士を対象とした調査は、全国規模のやや大局的な考察にならざるをえないということから、川崎らの地元である宮崎県における社会福祉士の業務実態と専門職としての意識について、調査研究を行っている(川崎・日田2018:38)。その結果、社会福祉士の従事領域が拡大

しており求められる能力も多岐に及んでいること、職場の待遇面で優遇措置に差があることが明らかにされた。

茨城県におけるソーシャルワーカーに関しては同種の調査研究は行われてきていないことから、本研究は茨城県地域におけるソーシャルワーカーの勤務実態に関して、待遇・勤務条件、職業上の経歴、業務の専門性、満足度・継続意思、資格の保有という項目について明らかにすることを目的とする。

### 3. 調査方法

#### 1) 調査対象と方法

本調査対象は、茨城県内の社会福祉機関・施設・病院からランダムサンプリングにより標本抽出を行い、534か所の社会福祉機関・施設・病院を抽出した。それらに勤務するソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士の国家資格は保有していないものの相談援助を業務として行う人も含む）1名に回答を依頼する形としている（質問紙を配付した対象は合計534名）。茨城県内の社会福祉機関・施設に勤務する相談援助職に、機関・施設長を通じて質問紙を配付した。

質問紙の配付数は次のように算出している。厚生労働省の2012年の調査をもとに考えると相談援助業務に就くソーシャルワーカーのうち社会福祉士保有者の割合は、15%程度と想定される。茨城県での社会福祉士取得者数は2021年12月時点で4322人となっており、社会福祉士保有者が相談援助職に占める割合を15%程度と想定すると、茨城県において社会福祉士保有者を含めた相談援助業務に何らかの形で携わっている人は28800人程度と推計される。許容誤差を±5%、信頼レベルを90%と設定すると、必要な標本は267票で、質問紙の回収率を50%と見込み、質問紙の送付数は534とした。

調査期間は2022年3月1日～3月31日であり、2022年3月1日時点の状況について回答をいただいている。

#### 2) 調査内容

質問紙の質問項目の作成には、公益財団法人社会福祉振興・試験センター（2016）、川崎・日田（2018）、

石田・住居・國定（2010）を参考にしている。質問紙は職種・職位・職務等の客観的に把握できる職業上の経歴、および待遇・勤務条件、現在の仕事に対する満足度や継続意思、実際の業務内容の専門性、社会福祉士資格の取得状況や取得までの過程などについて調査する構成としている。

#### 3) 倫理的配慮

本研究は常磐大学倫理審査委員会の承認を経て実施されている（承認日2021年11月18日）。研究の説明と同意を得るための手続きとしては、回答協力者には、まずその所属する機関・施設の長に、施設長あて依頼状により、ソーシャルワーカーへの依頼状・調査票・送付用封筒の配布を依頼する。ソーシャルワーカーへの配布に承諾をいただいた機関・施設からは同意書を記入し、研究担当者へ返信いただく。

機関・施設から承諾いただいた場合、ソーシャルワーカーへの依頼状・調査票・封筒を機関・施設から配布された相談援助職は、依頼状により説明を受ける。調査協力が可能な場合、調査票のチェックボックスにより調査協力への同意を表明する。同意が示された調査票は直接研究担当者へ返信してもらう。回答の際に困惑や困難を感じたときには無理に回答をしないように説明書に明記している。

回収した調査票はIDを付して管理し、研究代表者が研究室のカギのかかるロッカーにて厳重に保管する。また統計的検討のために電子化したデータはパスワードのかかるセキュリティ付きUSBで管理し、USBは研究代表者の研究室のカギのかかるロッカーにて厳重に保管する。保管期間終了後は速やかに、質問紙は裁断機にかけ廃棄し、電子データはデータの消去を行う。調査票及び電子データのデータ保管期間は、研究終了後10年間とする。

#### 4. 調査結果

有効回答数は119票で（白紙提出4票を除く）、有効回答率は22.3%だった。質問項目により回答数が異なるが、調査結果は回答があったものについて記載している。

1) 分析対象者の属性

分析対象者の性別は男性 52.9%、女性 45.4% で (表 1)、年齢は 10 代 0%、20 代 5.0%、30 代 20.2%、40 代 47.1%、50 代 16.8%、60 代 5.9%、70 代 4.2% である。

保有資格についての回答は、社会福祉資格を所有している人の割合は 52.9% であった。また同じくソーシャルワーカーの国家資格である精神保健福祉士の資格を 12.6% の調査協力者が保有していた。その他、介護福祉士資格は 36.1%、介護支援専門員は 32.8% の保有

率であった (表 3)。

本調査の分析対象者の社会人としての通算経験年数は平均 22.6 年間であり、福祉・介護・医療分野の仕事の通算経験年数は平均 18.3 年間であった。また過去、仕事をしたことのある福祉・介護・医療分野の職場の数は、平均 1.9 か所である (表 4)。

調査協力者の勤務先の種別は介護保険施設 16.8%、社会福祉協議会 12.6%、病院・診療所 10.1%、障害者支援施設 7.6%、行政機関 (都道府県庁、市役所等)

表 1 調査協力者の性別

	男性	女性	その他	回答したくない ／無回答
度数	63	54	0	0
構成比	52.9%	45.4%	0.0%	0.0%

表 2 調査協力者の年齢

	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代
度数	0	6	24	56	20	6	5
構成比	0.0%	5.0%	20.2%	47.1%	16.8%	5.0%	4.2%

表 3 保有資格 (複数回答)

項目	度数 (人)	構成比	項目	度数 (人)	構成比
社会福祉士	63	52.9%	医師	0	0%
精神保健福祉士	15	12.6%	理学療法士	0	0%
保育士	6	5.0%	作業療法士	0	0%
介護福祉士	43	36.1%	言語聴覚士	0	0%
臨床心理士	1	0.8%	看護師	1	0.8%
公認心理師	2	1.7%	保健師	1	0.8%
産業カウンセラー	1	0.8%	助産師	0	0%
介護支援専門員	39	32.8%	その他	18	15.1%

表 4 調査協力者の職務経験

社会人としての通算経験年数	平均 22.6 年間
福祉・介護・医療分野の仕事の通算経験年数	平均 18.3 年間
過去、仕事をしたことのある福祉・介護・医療分野の職場の数	平均 1.9 か所

6.7%など13種類以上であった(表5)。

職種は生活相談員8.0%、医療ソーシャルワーカー(MSW)5.0%、サービス管理責任者5.0%、社会福祉士4.2%、施設長4.2%、相談支援専門員4.2%、管理者3.4%、主事3.4%、介護支援専門員3.4%、相談員3.4%など全57職種で多岐にわたる。

調査協力者の雇用形態は正規職員96.6%、非正規職員(常勤)2.5%、非正規職員(パート等)0.8%、派遣職員0%であった。

調査協力者の勤務年数の平均は13年間である。また福祉・介護・医療分野での仕事の通算経験年数は、平均で18.3年となっている。

## 2) 待遇・勤務条件

男女合わせた年収の平均は4,556,877円であり(表

6)、試験センター(2021)による調査で示される男性の平均値にはほぼ相当している。

また社会福祉士資格の資格手当は「ある」が32.8%で「いいえ」が64.1%だが、「ある」と答えた人の資格手当の平均額(月額)は13,800円であった(表7)。

## 3) 業務の専門性

16項目の業務内容について、行う頻度を4件法で複数回答で質問した。その結果、利用者のニーズ把握は74.0%、アセスメントは56.3%、チームのマネジメントは54.6%、権利擁護は45.4%、苦情解決は40.3%、地域との連携は47.9%の人が、「日常的に従事している」と回答している。ソーシャルワーカーとしての業務を日常的に行っている人が多く、介護職など多職種と、実際に日常的に行う業務が区別されていること

表5 調査協力者の勤務する職場の種類別

	度数	構成比
介護保険施設	35	29.4
居宅サービス事業所	12	10.1
地域密着型サービス事業所	9	7.6
居宅介護支援事業所	6	5.0
地域包括支援センター	6	5.0
その他	1	0.8
乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設	3	2.5
児童家庭センター	1	0.8
障害児施設(入所・通所)	6	5.0
障害児相談支援事業所	2	1.7
保育所	2	1.7
その他の児童関係	1	0.8
障害者支援施設	17	14.3
相談支援事業所	6	5.0
就労支援事業所	6	5.0
その他(障害福祉サービス事業所)	8	6.7
その他の生活保護関係	1	0.8
社会福祉協議会	12	10.1
病院・診療所	20	16.8
福祉・介護・医療分野以外の業種	4	3.4



表6 年収

単位：万円	度数
0～100	1
101～200	0
201～300	13
301～400	21
401～500	21
501～600	13
601～700	10

表7 社会福祉士資格保有に対する資格手当の有無と金額

	実数 (人)	構成比	平均金額 (円)
ある	21	32.8%	13,800
ない	41	64.1%	

表8 日常的に行う業務

	日常的に従事している	たまに従事している	あまり従事していない	従事していない
利用者のニーズの把握	88 74.0%	16 13.5%	7 5.9%	1 0.8%
契約	49 41.2%	27 22.7%	10 8.4%	23 19.3%
アセスメント	67 56.3%	30 25.2%	11 9.2%	3 2.5%
ケアプラン	36 30.3%	19 16.0%	17 14.3%	37 31.1%
チームのマネジメント	65 54.6%	37 31.1%	9 7.6%	0 0.0%
職員研修	36 30.3%	38 31.9%	22 18.5%	15 12.6%
スーパービジョン関連	22 18.5%	33 27.7%	40 33.6%	11 9.2%
権利擁護	54 45.4%	30 25.2%	16 13.5%	10 8.4%
苦情解決	48 40.3%	34 28.6%	19 16.0%	9 7.6%
ケアワーク	26 21.9%	28 23.5%	28 23.5%	22 18.5%
利用者の介護予防・QOL向上の支援	31 26.1%	31 26.1%	24 20.2%	19 16.0%
施設運営管理	38 31.9%	18 15.1%	18 15.1%	32 26.9%
地域との連携	57 47.9%	36 30.3%	11 9.2%	7 5.9%
文書作成・管理	77 64.7%	26 21.9%	6 5.0%	3 2.5%
介護保険請求関係等の間接業務	29 24.4%	16 13.5%	13 10.9%	46 38.7%
その他	12 10.1%	2 1.7%	0 0.0%	6 5.0%

が示される。

職場における相談援助職に対する理解「相談援助職の役割が十分に理解されている」が「あてはまる」という回答が37.0%と最も多かったが、他方で「相談支援職として様々な仕事を受けざるを得ない」が34.5%とそれについて多くなっていた。また「ソーシャルワーカーの価値について尊重されている」が「あてはま

る」と答えた人は9.2%と少なくなっている。

#### 4) 満足度・継続意思

職場に関する満足度に関して、12項目について、5件法で質問した。「満足」と「やや満足」を合わせた回答が、賃金は52.1%、雇用の安定性は81.5%、仕事のやりがいは76.5%などとなっている（表10）。

表9 職場における相談援助職に対する理解（複数回答）

	あてはまる	どちらかという あてはまる	どちらとも いえない	どちらかという あてはまらない	あてはまらない
職務が明確に確立されている	44 37.0%	39 32.8%	17 14.3%	12 10.1%	4 3.4%
相談支援職の役割が十分に理解されている	26 21.9%	43 36.1%	28 23.5%	17 14.3%	2 1.7%
ソーシャルワークの価値について尊重されている	11 9.2%	41 34.5%	38 31.9%	22 18.5%	3 2.5%
相談支援職として様々な仕事を受けざるを得ない	41 34.5%	46 38.7%	23 19.3%	5 4.2%	1 0.84%

表10 現在の職場に対する満足度

	満足	やや満足	満足+ やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満
賃金	21 17.7%	41 34.5%	62 52.1%	32 26.9%	11 9.2%	11 9.2%
雇用の安定性	52 43.7%	45 37.8%	97 81.5%	13 10.9%	3 2.5%	3 2.5%
労働時間・休日等の労働条件	50 42.0%	39 32.8%	89 74.8%	19 16.0%	4 3.4%	4 3.4%
勤務体制	38 31.9%	42 35.3%	80 67.2%	20 16.8%	11 9.2%	5 4.2%
人事評価・処遇のあり方	17 14.3%	37 31.1%	54 45.4%	38 31.9%	14 11.8%	10 8.4%
教育訓練・能力開発	16 13.5%	34 28.6%	50 42.0%	45 37.8%	0 0.0%	7 5.9%
キャリアアップの機会	14 11.8%	34 28.6%	48 40.3%	47 39.5%	13 10.9%	8 6.7%
福利厚生	30 25.2%	41 34.5%	71 59.7%	35 29.4%	5 4.2%	5 4.2%
仕事の内容・やりがい	33 27.7%	58 48.7%	91 76.5%	19 16.0%	3 2.5%	3 2.5%
職場の人間関係・コミュニケーション	30 25.2%	44 37.0%	74 62.2%	32 26.9%	5 4.2%	5 4.2%
職場の物理的・地理的環境	39 32.8%	39 32.8%	78 65.6%	25 21.0%	9 7.6%	4 3.4%
職場生活全体	22 18.5%	50 42.0%	72 60.5%	36 30.3%	1 0.9%	6 5.0%

現在の職場の継続意思については、現在よりも勤務条件などが悪くなっても続けたいという人は少なかったが、現在の職場で仕事を続けたいと答えた人が70%以上であった(表11)。

### 5) 職業上の経歴

現在勤務している職場以前に他の職場で勤務してい

た経験がある人に対して、一つ前の福祉・介護・医療分野の職場を辞めた理由について質問した。「法人・事業所の理念や運営の在り方に不満があった」と、「より魅力的な職種が見つかった」が最も多く、同率でそれぞれ28.2%であった。次いで「労働時間・休日・勤務体制が合わなかった」が21.1%で、それに「収入が少なかった」が19.7%で続いている(表12)。また、

表11 現在の職場の継続意思

	度数 (人)	構成比
可能な限り現在の職場で仕事を続けたい	84	70.6%
別の職場に移って現在の仕事を続けたい	7	5.9%
福祉・介護・医療分野から離れたい	4	3.4%
分からない	23	19.3%

表12 一つ前の職場を辞めた理由

	最も大きい理由	当てはまるもの (複数回答)
法人・事業所の理念や運営の在り方に不満があった	0	20
	0%	28.2%
職場の人間関係に問題があった	1	11
	1.4%	15.5%
利用者やその家族とのか関係に問題があった	0	1
	0%	1.4%
収入が少なかった	5	14
	7.0%	19.7%
労働時間・休日・勤務体制が合わなかった	1	15
	1.4%	21.1%
業務に関連する心身の不調	0	4
	0%	5.6%
転居の必要性	1	7
	1.4%	9.9%
出産・育児と両立できない	0	6
	0%	8.5%
家族等の介護・看護	0	1
	0%	1.4%
業務に関連しない心身の不調や体力の衰え	0	2
	0%	2.8%
専門性や能力を十分に発揮できない仕事・職場だった	0	7
	0%	9.9%
より魅力的な職種が見つかった	0	20
	0%	28.2%
友人に転職を誘われた	0	3
	0%	4.2%
将来のキャリアアップが見込めなかった	0	12
	0%	16.9%
同業種で起業・開業	1	1
	1.4%	1.4%
人員整理、退職勧奨、法人解散等	0	0
	0%	0%
その他	0	11
	0%	15.5%

1つ前の福祉・介護・医療分野の職場で働いていた期間は平均64.1ヶ月（平均5.3年）であった。

福祉・介護・医療の職場を離れた後に、再び福祉・介護・医療の職場に復職したきっかけや動機について、複数回答で質問した。「労働日・時間・通勤等の希望にあった職場が見つかった」が最も多く35.2%で、次に「この仕事が好きだと思った」で31.0%、「働きがいのありそうな職場が見つかった」が26.8%で続いている（表13）。

1つ前の福祉・介護・医療分野の職場を辞めてから、今の職場に就職するまでの期間は平均で8.1ヶ月であった。

今の職場を選択した理由について、複数回答で質問した。「やりたい職種・仕事内容である」が63.0%で最多であり、それ以外では「通勤が便利」が47.1%、「能力や資格が活かせる」が42.9%、同じく「労働時間・休日、勤務体制が希望に沿う」が42.9%で多くなっていた（表14）。

表13 福祉・介護・医療の職場を離れた後に、再び福祉・介護・医療の職場に復職したきっかけや動機について（複数回答）

	度数	構成比
子育てや介護等が落ち着いた	5	7.0%
心身の健康状態が良くなった	1	1.4%
新しい生活に慣れた	2	2.8%
この仕事が好きだと思った	22	31.0%
生活費を稼ぐ必要があった	12	16.9%
その前の仕事よりも収入が向上する	11	15.5%
働きがいのありそうな職場が見つかった	19	26.8%
労働日・時間・通勤等の希望にあった職場が見つかった	25	35.2%
友人・知人の誘いがあった	7	9.9%

表14 今の職場を選択した理由（複数回答）

	度数	構成比
やりたい職種・仕事内容である	75	63.0%
能力や資格が活かせる	51	42.9%
教育研修や資格取得支援等が充実している	9	7.6%
法人・事業所の理念や方針に共感した	22	18.5%
賃金の水準が適当	18	15.1%
働きぶりや能力が賃金や配置に反映される	10	8.4%
労働時間・休日、勤務体制が希望に沿う	51	42.9%
通勤が便利	56	47.1%
正規職員として働ける（可能性がある）	57	47.9%
福利厚生が充実している	26	21.9%
子育て支援が充実している	8	6.7%
職場の雰囲気が良い	29	24.4%
法人の安定性、将来性	28	23.5%
その他	7	5.9%

現在の仕事に対する意識に関するいくつかの事項について、5件法で複数回答で質問した。「いつもそう思う」「どちらかといえばそう思う」の回答が多かった項目としては、「今の仕事でキャリアを追求したい」については、「いつもそう思う」が13.5%、「どちらかといえばそう思う」が35.3%であった。また、「今の仕事が好きなので、この先も続けたい」については、「いつもそう思う」が19.3%、「どちらかといえばそう思う」が37.8%で、「私にとって今の仕事は、ライフワークとして理想的な仕事である」については、「い

つもそう思う」が13.5%、「どちらかといえばそう思う」が31.1%、そして「今の仕事に満足している」については「いつもそう思う」が17.7%、「どちらかといえばそう思う」が39.5%であり、「子育てをしながらでも今の仕事を続けていきたい」が「いつもそう思う」が18.5%、「どちらかといえばそう思う」が33.6%となっていた(表15)。

また過去1年間に職場の指示で外部研修に参加の有無については、「参加したことがある」が63.9%、「参加したことがない」が33.6%であった。

表 15 現在の仕事に対する意識 (複数回答)

	いつも そう思う	どちらかとい うとそう思う	どちらとも いえない	どちらかとい うとそう思わない	全然そう 思わない
給料が下がっても今の仕事 がしたい	5 4.2%	29 24.4%	37 31.1%	18 15.1%	28 23.5%
今の仕事でキャリアを追求 したい	16 13.5%	42 35.3%	44 37.0%	11 9.2%	4 3.4%
他の法人や会社に移っても、 今の仕事に就きたい	12 10.1%	41 34.5%	41 34.5%	14 11.8%	8 6.7%
もし働かずにお金が得られ ても、今の仕事を続けるだ らう	13 10.9%	31 26.1%	39 32.8%	13 10.9%	22 18.5%
今の仕事が好きなので、こ の先も続けたい	23 19.3%	45 37.8%	42 35.3%	3 2.5%	5 4.2%
私にとって今の仕事は、ライ フワークとして理想的な 仕事である	16 13.5%	37 31.1%	51 42.9%	5 4.2%	8 6.7%
今の仕事に満足している	21 17.7%	47 39.5%	38 31.9%	3 2.5%	8 6.7%
今の仕事に関わる雑誌や本 を多く読んでいる	17 14.3%	29 24.4%	49 41.2%	12 10.1%	11 9.2%
今の仕事を一生続けたい	21 17.7%	26 21.9%	51 42.9%	9 7.6%	11 9.2%
子育てをしながらでも今の 仕事を続けていきたい	22 18.5%	40 33.6%	37 31.1%	5 4.2%	8 6.7%

表 16 過去1年間に職場の指示で外部研修に参加の有無

	度数 (人)	構成比
参加したことがある	76	63.9%
参加したことがない	40	33.6%

## 6) 国家資格

社会福祉士資格の取得について「福祉系大学等を卒業して国家資格を受験して取得した」が59.4%だったが（表17）、「茨城県内の社会福祉士養成大学で社会福祉士国家試験受験資格を取得しましたか」の質問に対し「はい」は13.5%にとどまり「いいえ」が40.3%となっており（表18）。

社会福祉士資格を取得した動機は、「専門職としての知識・技術を得るため」の選択が圧倒的に多い75%であった。それ以外では、「就職・転職に有利なため」

が29.7%、「卒業したら受験資格がとれたため」が25%と比較的多い回答であった（表19）。

社会福祉士資格を取得したことのメリットについて複数回答で質問した。最も回答が多かったのは「知識・スキルが体系化された」で54.7%であった。それ以外では、「給与・手当に反映された」が31.3%、「他職種との連携がしやすくなった」が31.3%、「正規職員として登用・採用された」が29.7%、「希望していた職種に就くことが出来た」が29.7%と比較的答が多くなっていた（表20）。

表17 社会福祉士資格取得のルート

	度数（人）	構成比
福祉系大学	38	59.4%
短期養成施設（6ヶ月以上）	5	7.8%
一般養成施設（1年以上）	21	32.8%
実務経験5年以上	0	0.0%

表18 社会福祉士資格取得を茨城県内の養成施設で取得したか。

	度数（人）	構成比
はい	16	25%
いいえ	48	48%

表19 社会福祉士の資格を取得した動機

	度数（人）	構成比
卒業したら受験資格が取れたため	16	25.0%
専門職としての知識・技術を得るため	48	75.0%
他の専門職から専門職として認めてもらうため	14	21.9%
職場から資格取得を求められたため	4	6.3%
他の職員を指導する立場になるため	5	7.8%
社会的評価を得るため	11	17.2%
就職・転職に有利なため	19	29.7%
収入の安定のため	13	20.3%
資格手当が欲しいため	2	3.1%
その他	3	4.7%
社会的評価を得るため	11	17.2%

表20 社会福祉士の資格を取得したことのメリット (複数回答)

	度数(人)	構成比
知識・スキルが体系化された	35	54.7%
給与・手当に反映された	20	31.3%
昇格・昇進につながった	8	12.5%
正規職員として登用・採用された	19	29.7%
法人・事務所内の異動・配置転換に役立った	7	10.9%
就職の際に有利だった	17	26.6%
希望していた職種に就くことが出来た	19	29.7%
利用者・家族からの信頼度が上がった	15	23.4%
他職種との連携がしやすくなった	20	31.3%
後輩等の指導に役立った	9	14.1%
その他	1	1.6%
特になし	5	7.8%

## 5. 考察

待遇については男女合わせた年収の平均は4,556,877円であるが、試験センター(2021)の調査では男女合わせた平均が403万円、男性平均が473万円、女性平均が365万円となっており、その男性の平均値に近い値となっている。また資格手当については試験センター(2021)では「ある」が37%、「ない」が61%で平均額が10,827円で、本調査では「ある」が33%、「ない」が64%で、平均額は13,800円である。本調査の結果では、資格手当がある職場がやや少ないものの平均手当はやや多くなっている。本調査において待遇面が比較的高い結果になる背景としてはいくつかのことが考えられる。まず本調査では調査対象施設等の施設長等に、調査にご協力いただく職員を選定していただく形をとっていることがある。結果としては雇用形態では、試験センター(2021)では正職員が81.6%であるのに対して、本調査では97%であり、圧倒的に正規職員が多数となっている。また性別についても、試験センター(2021)では(対象者が社会福祉士に限定されているが)男性32%、女性68%であるのに対して、本調査では(社会福祉士を有しない人も含めて)男性53%、女性47%で男性が多い(平均すると男性の方が年収が高い)。本調査の分析対象者には偏りがあるが、しかし数年の従事年数を経たソーシ

ヤルワーカーの待遇が一定の水準に至っていることが示されているものと考えられる。

給与に関する満足度については、試験センター(2021)では5件法で真中の「普通」が31.2%であるのに対して、本調査では5件法で上から2番目である「やや満足」が最も多い34.5%となっている。給与の満足度が試験センター(2021)の調査結果よりも高い結果であったことは、年収が高い結果であったことと連動しているものと考えられる。

業務の専門性については、「日常的に従事している」が利用者のニーズ把握74.0%、アセスメント56.3%、チームのマネジメント54.6%、権利擁護45.4%、苦情解決40.3%、地域との連携47.9%とソーシャルワーカー(相談援助職)としての業務を日常的に行っている回答者が多く、それと関連して職場における相談援助職に対する理解「相談援助職の役割が十分に理解されている」が「あてはまる」という回答が37.0%と最も多かった。ただし「相談支援職として様々な仕事を受けざるを得ない」も34.5%と多く、専門的な部分以外での業務が一定割合を占めている可能性を示している。実際の業務の割合がどのようになっているのかについては本調査では明らかでなく今後の課題である。また「相談援助職の役割が十分に理解されている」が「あてはまる」と答えた人よりも、「ソーシャルワーカー

の価値について尊重されている」が「あてはまる」と答えた人が少なく、相談援助職が何をやっているかが職場から理解されても、ソーシャルワーカーが何を大切にして支援を行っているかについての職場の理解には繋がっていないと考えている人がいることが示される。

資格の保有については、社会福祉士の国家資格は茨城県外の養成施設で受験資格を取得する傾向が強いことが示される。社会福祉士を目指し資格を取得し、ソーシャルワーカーとして就職している人は、茨城県内の福祉系大学に進学する人よりも多くなっていることが分かる。

#### 付記

本稿は常磐大学課題研究（2020-2021年度）の助成を受けて行われた「茨城県地域におけるソーシャルワーク専門職のキャリア形成に関する研究」の調査結果の一部である。

#### 文献

- 公益財団法人社会福祉振興・試験センター（2016）『平成27年度社会福祉士・介護福祉士就労状況調査結果の実施概要』。
- 公益財団法人社会福祉振興・試験センター（2021）『令和2年度社会福祉士・介護福祉士就労状況調査結果の実施概要』。
- 川崎順子・日田剛（2018）「社会福祉士の業務実態と専門性やキャリア向上の意識に関する研究～宮崎県社会福祉士会会員の調査結果から～」『最新社会福祉学研究』第13号。
- 鈴木真理子（2006）「女性ソーシャルワーカーのキャリアとライフコースに関する調査研究」『文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書』。
- 石田博嗣・住居広士・國定美香（2010）「タイムスタディで捉えるレジデンシャル・ソーシャルワーク・コードの開発と研究 介護老人福祉施設における生活相談員と計画担当介護支援専門員の業務分析から」『厚生指針』57（1）、6-14。

---

<sup>i</sup> 2013年度に実施された第26回試験の受験者は45,578人であったが、その後は減少傾向となっている。



## Popular Rebellions in History Plays

Tamaki Manabe (*Faculty of Human Sciences, Tokiwa University*)

### Abstract

Historical writings such as the Chronicles of Edward Hall and Raphael Holinshed recorded constantly the great achievements of kings and aristocrats and praised their considerable contribution to the founding of England. In contrast, historical drama focuses on the commoners and describes the events and movements led by the latter, although the prestigious chronicles are less interested in them. In historical dramas, the commoners are usually featured in comic scenes, and their knockabout hilarity seems loosely connected to the main historical plot. However, the roles of commoners in historical drama are not only present in the comic scenes. They also unveil the fury and discontent with society which the audience of that time might have understood only too well.

Shakespeare's *2 Henry VI* deals with a popular riot, Jack Cade's rebellion. It presents the commoners' anger and protests more intensely than the Chronicles. Although the rebellion was far from a success, its effect would have been understood by Shakespeare's audiences. In this paper, I would like to survey briefly Jack Cade's grievances recorded in the Chronicles and discuss how Shakespeare represents material from historical sources in his play. In this brief paper I cannot draw any conclusions, but I will endeavor to find the meaning of the popular rebellion in the play, *2 Henry VI*.

### Jack Cade in history

In 1450, popular discontent throughout the southern area of England broke out into open rebellion. In particular, in many places of the south-east area which was comprised of the five counties of Kent, Middlesex, Surrey, Sussex and Essex, people's resistance was persistent and violent. The area in question was adjacent to London and the Continent, and geographically and economically, the counties were closely tied to each other. According to Harvey, such a strong bond among the counties explains why the most famous riot, Jack Cade's rebellion, occurred during the reign of Henry VI (Harvey 1-3).

By the 1430s, manufactured woolen cloth was

a major industry in England, but, in the middle of the century, exports of woolen cloth had gradually declined, and many workers suffered from unemployment and depression (Harvey 17). In addition, Henry VI's government brought about popular unrest and fury because it was unable to find any solution to the financial difficulties of the times. The immense debts incurred by war were a great misfortune that Henry VI had inherited from his warlike father, Henry V, but his lack of political leadership made the economic situation of England worse (Harvey 32-33). This, then, is the reason why people grew more and more discontent.

Some grievances inform us the people's wrath at

Henry VI's government. For example, people were strongly discontent with the heavy taxation that went to supporting the king's war in order to maintain the realm and crown in France.

Item that the kyng is steryd & mevyd to lyve only on his comyms & other men to have the revenues of the crown whyche harth causyd porete in his excellence & grete paiements of the peple nou late to the kyng grauntyd in his parlements

.....

Item the peple of his realme be not payd of dettys owyng for the stuff & purvyance takyn to the use of the kyng to the undoyng of the seyde peple

(British Library Cotton. Roll iv.50, Harvey 187)<sup>1</sup>

The people also complained bitterly about the nobility's unscrupulous behavior and the corrupt court.

Item that the lordys of his ryall blode beyng put from his dayly presence & other mene persones of lower nature exaltyd & made cheyff of privy counsell the whiche stoppyth materys of wronge done in his realme from his excellent audiens & may not be redressyd as lawe wull but yf brybys & gyftys be messenger to the handys of the seide counsell

(British Library Cotton. Roll iv.50, Harvey 187)

Moreover, the grievance states that the sheriffs and their underlings illegally arrested people in Kent.

Item the ministres of the Courte of dovyr in Kent vexe & areste the peple there thorou all the Shyre oute of castelwarde passyng here boundys usede of olde tyme & take gret fees of the peple at here lust extorcionysly to gret hurt of hem

(British Library Cotton. Roll iv.50, Harvey 187)

The primary cause of the widespread unrest and fury, as stated above, lies in Henry VI's lack of leadership and his inability to rule. He lost the English realm in

France, as well as badly damaging both domestically and internationally England's reputation.

Item hit is notyd be the comyne voyse that the kyngis landys in France beyn alyenyd & put a wey from the croune & his lordys & peple there dystroyed be untrewenys of treson of wyche nou hit is desyryd enquiryes to be made thorows all the realme hou & be whom and yf suche traitours may be founde gyilty than to have execution of lawe with oute eny pardon in example

(British Library Cotton. Roll iv.50, Harvey 187)

The rage and disappointment drove the common people to such violent actions that they executed Lord Saye and his son-in-law, William Cromer, sheriff of Kent. In addition to the executions of the nobility, the rebels gained more power and continued their killings and lootings in London. In the end, Cade was captured by Alexander Iden who replaced Cromer as sheriff of Kent and he died from serious injuries (Harvey 93-100). Although Cade's rebellion was not able to end successfully, it was remembered among the people in that it showed that commoners although socially placed far below the aristocracy could speak out about their unrest and discontent through grievances and resist authority. Thus, the theatre audience of the 1590s, that had experienced similar sufferings such as food shortages, the increase in foreign workers as well as unemployment, may well have been interested in the popular revolt of 1450.

### Cade's rebellion in the play

In *2 Henry VI*, Bevis and Holland seek to change society, by referring to Cade's social reform employing a metaphor of manufactured cloth.

BEVIS I tell thee, Jack Cade the clothier means to dres, the commonwealth, and turn it, and set a new nap upon it.

HOLLAND So he had need, for 'tis threadbare.

Well, I say it was never merry world in

England since gentlemen came up.

BEVIS O miserable age: *virtue is not regarded in handicraftsmen.*

HOLLAND *The nobility think scorn to go in leather aprons.*

BEVIS Nay more, *the King's Council are no good workmen.*

HOLLAND True: and yet it is said, 'Labour in thy vocation': which is as much to say as, 'Let the magistrates be laboring men', and therefore should we be magistrates

(4.2.4-13 italics mine)<sup>2</sup>

Bevis and Holland are proud that their labor contributes to the development of the country, but they also know that labor is a marker which indicates the disparity that lies between gentlemen and commoners. Both gentlemen and nobility abhor labor and disdain workers because they believe that labor means subordination to others. Bevis and Holland criticize this kind of discrimination held by gentlemen and nobility toward commoners.

Moreover, Cade and his companions deliver a harsh attack on lawyers because the latter use their knowledge inappropriately and make laws by which people suffer due to heavy taxation and inequality. Lawyers and their laws never protect commoners and therefore, such people should be denounced. Before the rebellions of Sir John Oldcastle<sup>3</sup> and Jack Cade, in England, a prototype for popular rebellion was the Watt Tyler rebellion of 1381. Unlike that of Cade, it was a peasant revolt, but in order to depict Cade's attack on lawyers, Shakespeare would partly borrow the radical ideas and actions from the Watt Tyler uprising. For example, in Holinshed's *Chronicles*, lands were occupied by lawyers and jurists, and peasants could not use the lands for their own purposes.

The number of those vnrule people maruellouslie increased, ∴, and therefore began to shew prooffe of those things which they had before conceiued in their minds, beheading all such

men of law, justices, and iurors, as they might catch, and laie hands vpon, without respect of pitie, or remorse of conscience, alledging that the land could neuer enjoy hir natiue and true libertie, till all those sorts of people were dispatched out of the waie

(Holinshed II 737)

The records and documents continued to bind people to the land not allowing them to start a new life in another place. Watt Tyler and his followers intended to burn such documents and records to set themselves free from the heavy memory of the past in which the old records and writings were transmitted.

They purposed to burne and destroie all records, euidences, court-rolles, and other minuments, that the remembrance of ancient matters being remooued out of mind, their landlords might not haue whereby to hallege anie right at their hands

(Holinshed II 737)

It is noteworthy that in the play, Cade attacks those who vaunt their literacy and knowledge rather than the documents themselves.

Is not this a lamentable thing, that of the skin of an innocent lamb should be made parchment? That parchment, being scribbled o'er, should undo a man? Some say the bee stings, but I say, 'tis the bee's wax: for I did but seal once to a thing and I was never mine own man since.

(4.2.59-61)

With the emergence of the culture of print, literacy became a new indication of a man's social and economic position. According to David Cressy, Sir Thomas Smith's division of four kinds of men (gentlemen, citizens, yeomen, laborers) mostly corresponds to the level of literacy, and literacy alone often revealed a person's social or economic position in the society (Cressy 122). It is not surprising that

the most literate group of people was essentially the skilled professionals because reading and writing skills were indispensable to their professions. Clergy, priests, lawyers, medical doctors and schoolmasters belonged to this group (Cressy 122). In contrast, the majority of laborer were illiterate since they used their bodies to work on their landlord's properties rather than their intellects. Their labor needed neither specialized knowledge nor literacy, and, being so poor, they had no opportunity to acquire literacy (Cressy 127-128). Although Cade's reference to printing ("thou hast caus'd printing to be us'd" 4.7.35-36) is an anachronism, his reference to literacy shows that the ranking based on literacy concurs with the hierarchy of wealth and status. Therefore, Cade ordered that the hierarchy based on literacy, power, and wealth be destroyed and promised to make a new kingdom ruled not by the written words but by verbal communication.

CADE So, sirs: now go some and pull down  
the Savoy: others to the Inns of Court: down  
with them all.

DICK I have a suit unto your lordship.

CADE Be it a lordship, thou shalt have it for  
that word.

DICK *Only that the laws of England may  
come out of your mouth.*

.....

CADE I have thought upon it: it shall be so.  
Away, burn all the records of the realm: *my  
mouth shall be the Parliament of England*

(4.7.1-11 italics mine)

His arrogance can be seen in his claim that his words were to become laws and act as parliament itself. He denies being bound by to the law and refuses to remain in a low position in society. Consequently, Cade's rebellion ends in failure and his dreams never come true. As Annabel Patterson points out, however, what is important in a popular riot rather than being successful is that the riot itself lingers in memory

through its words and actions and establishes a tradition of popular uprisings (Patterson 38-39). Including the tradition of the popular insurrection into representations of Cade's attempt, Shakespeare places Cade's rebellion within the tradition as well. Even if each rebellion ends with few achievements, the tradition continues to convey the popular voice.

### Iden's garden

Historically, Cade's rebellion gained many supporters for a while, but it was soon suppressed by the king's clever tactics. In Holinshed's *Chronicles*, the king proclaimed that a reward would be given to anyone who took Cade:

that who so sure taketh him, and bringeth him  
quicke or dead to the king or to thie councell,  
shall haue a thousand markes for his labour  
trulie paid him, without faile or delaie by the  
prouision of the kings councell

(Holinshed III 635)

By the king's proclamation, Cade's head was worth a thousand marks. Cade was taken in the garden by a gentleman of Kent, Alexander Iden, and beheaded at Dothfield (Holinshed III 635). With his death, the rebellion was put down. It is interesting to note that *2 Henry VI* pays special attention to Iden's garden, although there was no specific mention of it in *Chronicles*. Iden talks about what the garden represented to him.

Lord, who would live turmoiled in the court,  
And may enjoy such quiet walks as these?  
This small inheritance my father left me  
Contenteth me, and worth a monarchy.  
I seek not to wax great by others' waning,  
Or gather wealth I care not with what envy:  
Sufficeth that I have maintains my state  
And sends the poor well pleasèd from my gate.

(4.10.11-18)

Thus, the garden symbolizes his peaceful way of life. There is no power struggle nor jealousy nor hatred

among the aristocrats he has experienced at court, and he is free from the shackles of poverty and discrimination which Cade and his companions have suffered from. In short, his garden is like Eden, and as long as he stays in the garden, he can be indifferent to social injustices. However, in fact, the garden has been handed down to him, inherited from his father, and as such, it represents his status and wealth. He says to himself that he doesn't feel right about being happy at someone else's expense ("I seek not to wax great by others' waning"), but ironically, everything he has is a stark reminder. Of social inequality though he himself is blind to it. It is only when a starving Cade breaks into the garden that Iden encounters a person from the bottom of the hierarchy of that day. It is interesting that Iden refers to the size of Cade's body:

Oppose thy [Cade's] steadfast gazing eyes to mine,  
 See if thou canst outface me with thy looks:  
 Set limb to limb, and thou art far the lesser:  
 Thy hand is but a finger to my fist,  
 Thy leg a stick comparèd with this truncheon:  
 (4.10.36-404)

Though Cade was the leader of a popular rebellion, compared with Iden, he is much smaller in body size and even lesser in status. A shabby Cade contrasts with Iden's greatness in all aspects. When Iden draws his sword to take the thief, his garden is no longer Eden but becomes a bloody battlefield. Moreover, identifying the thief with Cade, he does not hesitate to cut off Cade's head and brings it to the court for the bounty. It is ironic that he is ready to leave his peaceful garden and head for the court where he has ever been reluctant to go. With Cade's head decapitated, he had accomplished a great achievement, thereby losing the peaceful way of life in his garden.

#### After Cade

In *2 Henry VI*, York is more Machiavellian than in Holinshed's *Chronicles*,<sup>4</sup> and he does everything for his ambition. For example, he uses Cade's rebellion to further disrupt Henry VI's government. Cade is his "deputy," and he has interests in neither Cade's leadership nor the effects of the rebellion (3.1.355-383). In other words, Cade's rebellion begins and ends within the ambition of York's desires. The Cade scenes are comedy replete with laughter and slapstick humor, though they present the laborers' fury and discontent. Indeed, they are the most amusing entertainment in the play. However, Cade's last moment is miserable and far from heroic. His rebellion is not completely successful, either. Such treatment of the popular rebellion is not specific only to *2 Henry VI*. There is yet another play which represents popular rebellion similar to Cade's, an anonymous play *The Life and Death of Jack Straw* which deals with the uprising of 1381. The play begins with the people's rage at illegal taxation. Two leaders, Jack Straw and Watt Tyler, along with John Bole who justifies the rebellion logically to encourage people who are complaining about the disparity of being able to take a stand.<sup>5</sup> However, the failure of the rebellion is implied from the beginning of the play, and the rebels are ironically called the "many-headed monster" which threatened to destroy the whole society:

What *barbarous* minds for grievance more than needs,  
 Unnaturally seeks wreak upon their Lord,  
 Their true anointed Prince, their lawful king:  
 So dare this *blind unshamefast multitude*,  
 Lay violent hands they wot not why nor where:  
 (*The Life and Death of Jack Straw*, 231-235  
 italics mine)

Requiring social reform, the barbarous multitude—Jack Straw and his fellows—violently attack foreigners<sup>6</sup> and burn legal documents and books.

Although the play does not adequately depict the rebellion, it emphasizes the Mayor of London's successful suppression of the rebellion and the king's generous pardon of rebellious people. It is not the commoners' bravery in resisting the king but rather the king's suppression of the lawless mob that the play praises. Here we can catch a glimpse of how the plays treat popular rebellions or popular resistance represented on stage; the plays do not glorify the subversive power of the common people lest the people should be influenced. In this way, the play's representation of popular revolt would avoid becoming a trigger for discontent and inciting the people to take violent action.

After Cade's death, the play continues to depict the struggles among the nobility, but there is no other reference to the commoners. On the contrary, in Shakespeare's history plays after the *Henry VI* plays there is no further portrayal of the common people. However, as stated by Patterson above, the popular voice does not disappear from Shakespeare's history plays. Let us consider Falstaff in the *Henry IV* plays. While Falstaff ridicules the aristocrats' values such as honor and chivalry, unlike Cade, he is not a hero who stands up for the common people. An even more bitter critic than Cade, Falstaff laughs at both the ruling class and the common people. For example, let us consider the scene where Falstaff conscripts soldiers in *2 Henry IV*. For the nobility, nothing is more important than honor on the battlefield, and a goodly number of soldiers are necessary to embellish this honor. Indeed, Northumberland lamented that he could not lead an army worthy of his status (*2H4* 4.1.10-17). Falstaff, however, scoffs at this concept. For him, honor is no more than empty words, and in those words, there is nothing but air (*IHA* 5.1.128-136). On the battlefield, there is only life or death, and victory or defeat. However, the nobility glorifies its deeds with their words and only focuses on the number of soldiers. Falstaff's conscription scene,

however, comically states that a soldier is not just a mass of people following orders. His conscripted people are poor, shabby, cowardly, and often cunning enough to resort to bribery in order to avoid military service, for each has a family, a job, and a human life to safeguard. Falstaff mocks the nobility who cling to honor using the common soldiers.

As Cade and Falstaff show, the popular voice in a historical drama reminds us of the fact that commoners as well as aristocrats played important roles in the establishment of the country.

---

<sup>1</sup> According to the studies of Ellen C. Caldwell and I.M.W. Harvey, the commoners' requests are seen in the following manuscripts of the fifteenth century (1 and 2) and of the sixteenth century (4-8) and in two chronicles (9 and 10): (1) British Library Cotton. Roll iv.50, (2) British Library Cotton. Roll ii.23, (3) Magdalen College Library, Oxford, Misc. Doc.306, (4) Bodleian Library MS Eng. Hist. C 272, (5) Lambeth Library MS 306, (6) British Library Harleian MS 543, ff. 165r-66r, (7) British Library Harleian MS 545, ff. 136v-37v, (8) British Library Harleian MS 545 ff. 137v-38r, (9) John Stow, *The Chronicles of England, from Brute unto this present yeare of Christ 1580* (London, 1580), pp. 654-58, (10) Raphael Holinshed, *Chronicles of England, Scotlande, and Irelande* (London, 1587), Vol. III, 633-34. (1), (2) and (3) are attached in Harvey's book, and (6),(7) and (8) are in Caldwell's. For my study, I read and analyzed the six manuscripts in these books.

<sup>2</sup> All the references to Shakespeare's plays are taken from *The RSC Shakespeare: William Shakespeare Complete Works*. Ed. Jonathan Bate and Eric Rasmussen. Macmillan 2007.

<sup>3</sup> According to Harvey, in Kent and Sussex through these workers, religious writings and beliefs were distributed, and these regions, in particular, were early centers of the Lollards. The uprising of 1414

led by John Oldcastle, a Lollard knight, was small and quickly suppressed, but it was well known among the people as the uprising which planned to destroy Henry V's government (Harvey 24).

<sup>4</sup> Holinshed's *Chronicles* point out the commoners' respect for the Duke of York as follows: "Those that faoured the duke of Yorke, and wished the crowne vpon his head, for that (as they judged) he had more right thereto than he that ware it, procured a commotion in Kent on this manner." (Holinshed III 220)

<sup>5</sup> England is growne to such a passe of late,  
That rich men triumph to see the poore beg at their gate.

But I am able by good scripture before you to proue,  
That God doth not this dealing allow nor loue.

But when Adam delued, and Eve span,  
Who was then a Gentlemen.

Brethren, brethren, it were better to haue this communitie,

Then to haue this difference in degrees:  
(*The Life and Death of Jack Straw*, 78-85)

<sup>6</sup> Sirra here it is set downe by our Captaines that as many of you as cannot say bread and cheese, in good and perfect English, ye die for it, & that was the cause so many strangers did die in Smithfield. (*The Life and Death of Jack Straw*, 616-619)

## Bibliography

- Bate, Jonathan and Eric Rasmussen eds. *The RSC Shakespeare: William Shakespeare Complete Works*. Macmillan, 2007.
- Caldwell, Ellen C. "Jack Cade and Shakespeare's *Henry VI, Part 2*." *Studies in Philology* 92 (1995): 18-79.
- Cartelli, Thomas. "Jack Cade in the Garden: Class Consciousness and Class Conflict in *2 Henry VI*." *Enclosure Acts*. Cornell University Press, 1994. 48-67.

Cressy, David. *Literacy & the Social Order: Reading & Writing in Tudor & Stuart England*. Cambridge University Press, 1980.

Fitter, Chris. *Radical Shakespeare: Politics and Stagecraft in the Early Career*. Routledge, 2012

Grant, Teresa and Barbara Ravelhofer eds. *English Historical Drama, 1500-1600: From Outside the Canon*. Macmillan, 2008.

Guy, John. *Tudor England*. Oxford University Press, 1988.

Harvey, I. M. W. *Jack Cade's Rebellion of 1450*. Oxford Clarendon Press. 1991.

Helgerson, Richard. *Forms of Nationhood*. Chicago University Press, 1992.

Hill, Christopher. *Change and Continuity in Seventeenth-Century England*. Yale University Press. Revised version, 1991.

Hobday, C. C. "Clouted Shoon and Leather Aprons: Shakespeare and the Egalitarian Tradition." *Renaissance and Modern Studies* 23(1979): 63-78.

Holinshed, Raphael. *Holinshed's Chronicles of England, Scotland and Ireland*. Vols. II, III. New York: AMS Press Inc., 1965, rpt.1976.

Hunter, G. K. *English Drama 1586-1642: The Age of Shakespeare*. Clarendon Press, 1997.

Levy, F. J. "Hayward, Daniel and the Beginning of Politic History in England." *Huntington Library Quarterly* 50(1987): 1-34.

*The Life and Death of Jack Straw*. 1594. The Tudor facsimile text. AMS Press, 1970.

MacCaffrey, Wallace T. *Elizabeth I: War and Politics 1588-1603*. Princeton University Press, 1992.

McMillinand, Scott and Sally-Beth MacLean. *The Queen's Men and their Plays*. Cambridge University Press, 1998.

Patterson, Annabel. *Shakespeare and the Popular Voice*. Blackwell, 1989.

Pugliatti, Paola. "More than History can Pattern: The Jack Cade Rebellion in Shakespeare's *Henry VI, 2*." *Journal of Medieval and Renaissance Studies*

22 (1992):451-78.

- Rapaport, Steve. *Worlds within Worlds: Structures of Life in Sixteenth-century London*. Cambridge University Press, 1989.
- Ribner, Irving. *The English History Play in the Age of Shakespeare*. Methuen, 1965.
- Rollison, David. *The Local Origins of Modern Society: Gloucestershire, 1500-1800*. Loutledge, 1998.
- Shakespeare, William. *King Henry VI Part I*. Ed. Edward Burns. Thomson Learning, 2000.
- . *King Henry VI Part II*. Ed. Ronald Knowles. Thomson Learning, 1999.
- . *King Henry VI Part III*. Eds. John D. Cox and Eric Rasmussen. Cengage Learning, 2001.
- Slack, Paul. *Rebellion, Popular Protest and the Social Order in Early Modern England*. Cambridge University Press, 1984.
- Stone, Lawrence. *The Crisis of the Aristocracy, 1558-1641*. Oxford: Clarendon Press, 1965.
- Thomas of Woodstock or King Richard the Second, Part One*. Ed. Peter Corbin and Douglas Sedge. Manchester, 2002.
- Walsh, Brian. *Shakespeare, the Queen's Men, and the Elizabethan Performance of History*. Cambridge University Press, 2009.
- Wilson, Richard. "A Mingled Yarn: Shakespeare and the Cloth Workers." *Will Power*. Harvester, 1993. 22-44.
- Wood, Andy. *The Memory of the People: Custom and Popular Senses of the Past in Early Modern England*. Cambridge University Press, 2013.
- Woolf, D. R. "Genre into Artifact: The Decline of the English Chronicle in the Sixteenth Century." *Sixteenth Century Journal* XIX (1989): 321-354.





- 병인양요에 대한 중국 청정부의 대응」二〇〇二年。
- 17 『李鴻章全集』（中国海南出版社影印、一九九七年）訳署函稿四、「照錄朝鮮使臣李裕元來函並答覆函稿」。『清季中日韓關係史料』卷二、二二四—二二五（文書番号、以下同じ）（中央研究院近代史研究所、台北、一九七二年）。
- 18 游智開は李裕元の号「橘山」にちなんで、橘の木を贈った。
- 19 李裕元『嘉梧叢略』（『韓國文集叢刊』三一六輯、景仁出版社、一九九三年）十一、四三二—二頁。
- 20 当時は「判宗正卿府事」、正使をとめる。随える副使は趙寅熙、書状官は鄭元和である。一八七五年一〇月七日に辞陞し、七六年三月二日に復命した。
- 21 『清季中日韓關係史料』卷二、二二四—二二五、『李鴻章全集』訳署函稿四、「覆朝鮮使臣李裕元」、「嘉梧叢略」一一、四三二—三頁。
- 22 『清季中日韓關係史料』卷二、二二四「北洋大臣李鴻章函」、「李鴻章全集」訳署函稿四、「論日本派使入朝鮮」。
- 23 李鴻章は、総理衙門は朝鮮を必ずしも信頼しているものではないと認識している故の発言であろうか。一八七一年二月二四日（同治一〇年十一月二三日）の総理衙門からの上奏文にはこのように記述されている。「略（再査閱美国歴次照会及朝鮮咨復札部文件、大意皆以中国属国為詞。美国思欲借属国二字、令中国勢压朝鮮、以遂其謀。朝鮮亦思借属国二字、請中国力制美国、以資庇護。該二国之隱衷、大率不外乎此。臣等審時度勢、悉心酌核。朝鮮雖為中国属国、然其政教禁令、中国向來聽其自為主持。（中略）况朝鮮於上中国文件、居然自行抄給美国、全不隱蔽。窺其用意、其所謂求中国保護者、并非盡出自真忱、不過欲借中国為卸肩地耳。（下略）」（『清季中日韓關係史料』卷二、一八八）。清朝は朝鮮が本心から清朝を「上国」として尊重しているわけではなく、単に宗属關係を利用し、他国との間に衝突が起きた時に「保護」を求めているという認識であった。

24 李鴻章と森有礼との朝鮮が清の「属邦」であることについての会談を指す。その内容は『日本外交文書』九、四四「朝鮮問題二閱スル清国總理衙門

トノ交渉埒明カサルニ付清国大学士李鴻章ト談話スルニ至リタル事情竝ニ右談話大意報告ノ件」を参照。

- 25 『嘉梧叢略』一一、四三二頁。
- 26 『嘉梧叢略』一一、四三二頁。
- 27 薛福成『庸盦文外編』三頁、「代李伯相答朝鮮国相李裕元書」。
- 28 李容肅（一八一八—没年不詳、字は敬之、号は菊人、本貫は全州）は訳官として頻繁に清に訪れて、清の文人や官員と広く交遊した人物である。一八六六年のシャーマン号事件や第一次、第二次修信使の日本行きに同行するなど、一八六〇年代から八〇年代にわたり長く朝鮮の対外交渉に携わっていた。
- 29 『嘉梧叢略』一一、四三五—六頁。
- 30 『嘉梧叢略』一一、四四〇頁。

Ⅳ. むすび

本稿は、李裕元と李鴻章の往来書簡を整理し、その内容の変遷を検討する目的にしたがって、まずは李裕元が李鴻章とコンタクトを取るようになった経緯を朝鮮の国内政治状況と合わせて検討した。そして、李鴻章と李裕元の全一七通あるとされる往復書簡のうち、七九年以前に交わされた五通を取り上げた。その内容をより明白にするために、書簡を仲介した游智開との手紙を三通併せて紹介した。それによって、李裕元は清の重臣である李鴻章と接触してから、対日政策について意見を求め、「武備増強」に対する協力を求めようとしたことが明になった。

この後の往来書簡には、李鴻章が李裕元に「勸告」するような形で、朝鮮の軍備強化（「武備自強」）、そして「開港」の問題が登場してくる。実際、李鴻章は一八八一年七月に、シユーフエルトを天津に招いて、朝鮮とアメリカの条約締結を斡旋した。その結果、八二年五月に「朝米修好条約」の調印へと至ったのである。朝鮮に欧米諸国に対して「開国」するよう勸告していた李鴻章が、なぜ対象をアメリカに絞るようになったのか。その理由については、本稿の成果を踏まえて、別稿において「情報の交錯」という視点で検討することにした。

1 フランスがインドシナを、イギリスがビルマを、ロシアが中央アジアを侵して朝鮮をうかがい、日本が琉球を廃して沖繩県を設置（琉球処分）したことを指す。

2 茂木敏夫「李鴻章の属国支配観——一八八〇年前後の琉球・朝鮮をめぐる」(『中国——社会と文化』第二号、一九八七年)。

3 糟谷憲一「朝鮮の近代」(山川出版社、一九九六年)、三三三、三七頁。

4 田保橋潔「清韓関係の新段階 李鴻章と李裕元」(近代日韓関係の研究)上巻、朝鮮総督府中枢院、一九四〇年。

5 権錫奉「李鴻章의 对朝鮮列国立約勸導策에 对하여」(『歴史学報』二二、一九六二年)、「洋務官僚의 对朝鮮列国立約勸導策」(『清末对朝鮮政策史研究』二、潮閣、一九八六年)。

6 宋炳基「十九世紀末 聯米論序説—李鴻章의 密函을 中心으로」(『史学誌』九、一九七五年)、「近代韓中關係史研究」(檀国大出版部、一九八五年)。

7 原田環「朝中「兩載体制」成立前史——李裕元と李鴻章の書簡を通じて」(『朝鮮の開国と近代化』淡水社、一九九七年)、初出は飯沼二郎・姜在彦「近代朝鮮の社会と思想」(未來社、一九八一年)。

8 権赫秀「19世紀末 韓中關係史研究—李鴻章의 朝鮮認識과 政策을 中心으로」(白山資料院、二〇〇〇年)、「한중관계의 근대적 전환과정에서 나타난 비밀 외교채널—李鴻章—李裕元의 往復書信을 中心으로」(『근대 한중관계사의 재조명』혜안、二〇〇七年)。

9 『承政院日記』高宗一一年一月二十九日、二月四日、五日、二四日、二七日、二八日条を参照。

10 『承政院日記』、『日省録』の記録によれば、高宗一二年一月七日が世子「定名吉日」、同年二月一八日が「冊礼吉日」となっている。

11 拙稿「清の游智開と朝鮮の朝貢使節—領選使の派遣を中心に—」(『韓国朝鮮文化研究』十六号、二〇一六年)。

12 『同文彙考』補編続、使臣別單「進賀謝恩兼冬至行首訳李閔益聞見事件」同治三年三月二十八日を参照。

13 『日省録』高宗一〇年四月九日条、「書状官閔泳穆、首訳尹夏楨、進聞見別單」。

14 拙稿「清の知識人と燕行使の交流から見る人的ネットワークの構築—董文渙の日記および詩文を手掛かりに」(『韓国朝鮮文化研究』十八号、二〇一八年)。

15 夫馬進「乾淨筆譚 朝鮮燕行使の北京筆談録一・二」(平凡社、二〇一六・二〇一七年)。

16 前掲権赫秀「근대 한중관계사의 재조명」八八頁、初出「一八六六년의

七七年九月六日付の游智開宛の手紙に自分の考えを書いてよこした。その手紙を見た李容肅はまたその内容を李裕元に口頭で伝えたのである。

李容肅の話によると、李鴻章は日本から要求のあった朝鮮に公使を常駐させる件と、陸路で朝鮮を経由して中国に行くことについて、一時帰国して不在の森有礼公使の代理を務める鄭永寧に聞いてくれた。李鴻章はそれを拒否したほうが良いという意見である。

これを見る限り、李裕元の書簡はこれらについて李鴻章の意見を聞くものであったと推定される。また、李容肅の発言になっているが、朝鮮は蒸気船と銃器を作る予定であるということ、それについては天津にある機械局で学ぶつもりなら別途に咨文を送るようにせよという内容であった。こうした軍備についてのことは李裕元が特に重視し、李鴻章に伝えて相談したかったことの一つであろう。

これに対しての李鴻章はすぐに返信したが、李裕元のところに届いたのは七九年のことであった。内容は以下のとおりである。

橋山尊兄太師閣下前。由永平游太守、転送丁丑十月望日惠書、引義過謙、雅誼殷拳、發函伸紙、把玩無已。復荷珍贖十六種、不啻瓊瑤之贈、拜登之餘、媿謝媿謝。祇以郵程乏便、闕然未報、歲月如馳、寒燠忽更、比維助猷雲蔚、餐衛咸宜、撫綏羣黎、愼固四封、盡勤碩畫、至為企念。日本與貴國議約修好、將及三年。萊館設闕、互市貿易、尚未暢旺。商民錯處、能否相安。彼國自平秀吉以來、恃其詐力、囂然不靖。近者西鄉隆盛、弄兵潢池、不戢自焚。彼君臣見國小多難、股鑑不遠、或者漸知守分。往歲中國駐倭公使何侍講前赴東洋、僕以貴國交涉之事、用為耿耿、屬令留意體察、隨時調停。旋接何侍講來書、知日本近以俄人較焉、啓疆貪得無已、頗思戒備、懷然如猛虎在卧榻之旁。其於貴國、不特並無惡意、似欲聯為輔車、引為唇齒、頗疑貴國不肯傾誠相待。僕揆度大勢、泰西英美各邦、相距過遠、志在通商、無利人土地之心。俄跨有三洲邊境、實與我東北各界毗連、又時以蚕食鯨吞為事。貴國與日本、濱臨東海、俄國兵船、游奕

窺伺、而終不能免。當猶虞虢之備晉、韓魏之畏秦也。前聞日本欲在貴國威鏡道之元山津開口通商、俄人陰相勸阻、謂他日設有戰事、恐於日本商務有礙。英人囑日本介紹通商、俄復勸止之。若果屬實、欲使貴國孤立無援、一旦有事、可以靡然無所牽制。是其設謀巨測、似不可不隱為之備。昔蜀先主猱亭之敗、怨吳甚深、而諸葛武侯生平布置、以和吳伐魏為上策。唐德宗有宿憾於回紇、李鄴侯勸以釋怨尋盟、而吐番之勢頓衰。蓋命世英雄、鑄細故而擴遠圖、往往如此。邇聞俄國與土耳其和議已成、西事方戢、將圖東略。執事老於謀國、諒能措注咸宜、撤秦迫陰之謀、其在斯乎。僕以東土屏障中原、又千里神交、氣誼相孚、不得不一據肺腑之談、至近今廟謨何如、隣交何若、固未能知其詳也。僕忝領畿疆、愧無禰補。所幸入夏以來、雨暘時若、此間及晉豫各屬、年穀豐登、億兆生靈、有嘯枯回生之望。附呈菲儀十六種、聊答盛誼。閔山屢阻、延企為勞、惟順時自愛。不宣。

ここで李鴻章はまず、朝鮮と日本との関係についての認識を述べる。すなわち、朝鮮は日本と修好してから互市貿易を再開したが、未だに盛んにはなっていないようである。日本は豊臣秀吉以来詐力に頼り、近年は西郷隆盛が兵を起こしたが、ようやく分を守ることを知るようになり、今はロシアとの争いのなかで、朝鮮と唇齒輔車の関係を築きたがっている、としている。そのうえで、ロシアについて、朝鮮・日本のみならず中国の東北地方を含め領土をうかがっていると強調する。とりわけ朝鮮に対しては、日本との通商拡大やイギリスの通商計画を妨害するなど、「孤立無援」の状態に陥れようとしているのだという。そのためにも備えなければいけないという李鴻章の主張は、李裕元の前便にあった日本との関係についての懸念、さらに軍備強化の意向に込めるような形になっている。

これ以降の書簡の往来では、朝鮮の軍備強化（「武備自強」）、そして「開港」の問題が登場してくることになる。

橋山尊兄太師閣下。

客臘裁復寸箋、稍憶積愆。頃永平游太守軫送五月十五日惠翰、引義謙而見推過當、非所敢任復荷、雅脫段拳、拜登之餘、愧謝愧謝。敬審起居曼福、動靜多豫、內贊密勿、外敦隣好、盡勞可念。

日本與貴國、介在東表、前以邊境小忿、憫然有示武之意。嗣聞、消釋嫌疑、言歸于好、信使往還息事靖民、為之一慰。僕忝領畿輔、與貴國疆宇相望、且思歷朝交誼之厚、解紛排難、乃分之宜。

西洋英俄諸國、專務通商、地球以內、幾無不到。茲日本既導先路、諸國或思步其後塵。彼亦明知、貴國物產非豐、洋貨銷路不暢。而歐洲風氣、每以多開口岸、互相矜耀、或雖得請以去、旋因貿易無益、而遲遲不至者、亦間有之。此中操縱機括、諒老成謀國者、必能措注咸宜也。

僕力小任重、春夏以來、雨澤愆期。頃已曷霽甘霖、農偏慰似可歎為豐。附致菲儀十六種、稍答盛誼。涼風洊至、順時節宜、書不盡意。某頓首。<sup>27</sup>

朝鮮と日本の関係が修復されたことに安堵し、これから西洋諸国が通商を求めてやって来るであろうと、先行きを懸念しながらも、朝鮮がこれに対して適宜に処理するであろうという内容であった。作成日は一八七六年七月二三日となっている。

ところで、この手紙に対する李裕元の七七年一〇月一五日付の返信は詔官の李容肅から游智開を経由して李鴻章に送られたが、現在では所在不明である。従ってそれがどのような内容だったのかは分からないが、以下の李裕元から游智開への書信からその内容の一部を推定することができる。七八年三月に李容肅が復命しているので、作成時期はそれ以降のものであろう。

天愚老兄大人閣下。即者李君容肅回自京師、歷謁明府正堂、感激賜歎、

迺出尋常。至以李中堂伯翁手札転示慰勲、李君瞻来、先及於撥帳、隨後到敝居、盛説老年兄大人匀教。情溢意纏、何異乎昨年此時。步月相尋、

飽德四騰佳、既醉一品紅婦耶。第伏念李伯翁到底庇護於小邦、提誨之周遮之、燭照數計、如金若石。私國生靈、孰不感涕骨髓。見今日本管理官近藤真鋤、随大丞花房義質、出来東萊館所、依前定條件、約日施行云。而姑無變易之説、何莫非李伯翁鎮服警邊之威惠耶。雖然島夷狡譎、有難測量、未知終竟又弄出何事来、甚為悶泄。如有別樣變端、則當冒悚陳達於中堂爵前、而先此略報于老兄尚義之下。幸須另暴微悃以先後之、以垂終始之惠、切望切望。弟依舊碌碌、而眼昏日深、臂痛交加、不能作恒人事、惟求退養間之思、乞靡已也已。謝恩別使回便、書封開付之後輒、見在柵處。而路遠阻雪、尚未接拜、不勝紆菟。而其不浮沈、已驗之矣、早晏間可當人手、方恭而埃之耳。今逢賁使駐忙、寄函總不能叙情、悵悵悵悚不備、惟希尊照。

李容肅書曰。到永平府、見游知府。商議歷往天津之事。則無公文、不可造次。我游智開筆者、當為橋山相公代達錄來倭人新定約條各件及你所口陳、決不致誤云。故又以咨官雖不能強行、若得明府書角、使通事往呈受答、似為兩便云。則我自代達、此外無他議也。故不得已留置錄件、申托速傳而去。回路入見、則出示李中堂九月初六日告知府書、而云李容肅錄來各件。並悉適日本署使鄭永齡(鄭永寧の誤まりか)過津、詢及此事、擬稱日本理事宮本小一回國後、謂朝鮮約書雖定、因其不諳各國通商事例、意願拘謹、弟告以兩國交際、不必勉強、該使唯唯。東洋人極狡變、未知究竟何如。公使駐京及由陸路通中國兩款、能始終堅拒尤妙。現奉旨派日本正副使、不久東去。某當屬其便中、相機開導。前在烟台会晤英俄諸使、似尚無窺伺高麗之意。而李容肅既云擬造火輪船及自來火藥利器、防患未然、足徵遠謀。查輪船、惟閩廠較精、每隻須二三十萬金。津局只能造洋火藥及自來火銅帽藥、頃歲需亦三十萬。欲求取法、似須咨札部行知、望酌量密示。<sup>29</sup>

李容肅には李裕元の手紙のほか、「口陳」、つまり口頭で伝える大事なことがあった。游智開が李容肅から聞いた話を李鴻章に伝えたところ、李鴻章は

対応を懸念し、総理衙門から朝鮮政府に書信を送り、「礼を以て接待」し、さらに日本に「報聘」の使節を派遣して「息事寧人」を図るように助言することを提案した。朝鮮は清に「恭順」であるために、きつと「命を奉じて」聞き入れるであろうと述べて、執政の大臣が礼と義を知っているので、拒むことをしないでであろうと李裕元からの書信を提示した。李裕元への書信には敢えてそのことを言及しなかったのである。

こうした李裕元からのコンタクトに応える形の李鴻章からの一通目の書信が李裕元のもとに届いたのは七六年の春であった。しかし李裕元はこれを受けて、五月一日に李鴻章に再度手紙を送った。その内容は下記のとおりである。

李中堂爵前。上年入都、蒙皇恩竣使事、回到永平府、因游太守、敢呈一函、粗伸慕德之忱、幸荷厚眷、特有下答之盛、兼賜三品之珍、未知海外鯁生、有何所取而得此不遐棄之曲念乎。感旆之極、無以形達。仲夏天氣早滂無常、勻体候對時万康、不以按撫軍民担拳重務、致有所損。遙望攢頌、不任区区。顧今東西之洋、阿羅之界、祿氛頻擾、艱虞侵軼。此時生靈、孰不欽望於爵前握樞管轄、震讐邊西之鴻功大烈、而小邦偏被岳鎮海包之盛德、再馳飛咨、先示戒嚴之方、繼有解紛之舉、嚴正快豁、節節辨析、字字委曲。而以問答日子、較量於下覆之時、尤認盛意懇摯、靡不用極、拳國感激依仰滋大、迺者會沁。接見遣使修信、其好如舊、而向後周全、專靠於爵前終始之地。至於外他不虞之事、小邦無以預度、亦惟望於另垂顧恤之惠矣。小生無輔於國、徒貽縉紳之譏、而庇護之下、罄陳所蘊、不勝惶愧之至。不備。<sup>25</sup>

李裕元はここで、まず朝鮮のために尽力した李鴻章に感謝の意を述べたうえで、日本との間は「信」を修め、両国の「好み」は昔のようになったと報告した。そして李鴻章に引き続き「顧恤」し「庇護」してくれるように求めたのである。

また、李裕元は書信を仲介してくれた游智開への御礼も忘れていなかった。李鴻章への返信とともに、游智開にも下記の書信を送ったのである。

天愚先生大人閣下。一別芝範、屢閱冀茲、黯然馳神、曷以為懷。際茲瓊函遠辱、悅接清儀、蕭寺奇緣、如可復統。且審台体對時珍旺、尤庸攢賀、盛意曲摯、另加周章、遂致小邦受眷於李中堂、到底顧恤、再有飛咨。邊響稍息、復修舊好、拳國生靈、孰不感頌、此非但中堂之六德至惠、實賴老兄閣下左右之力。銘旃心髓、何以形論。恭修謝儀、又煩勸慮、不勝主臣。藏園詩鈔、擊在椽頭、常目珍玩、有若玄圃積玉光氣炯晃。欽誦無斁、妄摘文字、弁于卷頁、非不愧露盡荒醜、賣出於播厥芬芳、使僻方謬眼、洞然知之。膳出一紙、仰塵清鑑。又有二冊、此是覆瓿之資也、幸望一晒而斤教焉。弟蒲質漸臻向類之景、樗材只懷竊祿之歎、而今此難忘報國之句、過加獎許、何敢承當也。只欲退伏田廬、優閒多暇、長對盆橋而盤桓、稍慰雲樹之遐翹、非汝為美、故人之貽也。得一詩曰、去年一樹尚今年、孤竹城高太守賢、何必袖中東海石、洞庭秋色在堂前。貴詩草中、有天津謁李節相詩、故甚景仰次韻曰、無不服仁政、自西而自東、偏邦一瘴黑、舒日四方紅、覆燾神功運、包容造化公、明良際會盛、万国車書同。此何異於布鼓之於雷門、塵缶之於鳴玉也。許爽聞得小官、長在昵近、見面絕罕、然為見老兄書幅、招到弊廬、渠自感惶而願書奉夏之函、其意亦嘉尚、幸諒之。金石震近辟閩北都巡營、往來無常、今適因公入國、想當有上答也。不腆數種、表情也、勿却是望。真品小橋餅一器、或可更惠否、夜半痰咳之時、足為治療。妄自仰請、慙愧慚愧。不載。<sup>26</sup>

游智開に御礼の言葉を述べて、贈り物して感謝するとともに、以前にももらった「小橋餅」をねだっていた。それによって親密な関係を築こうとした李裕元の気持ちがかこにうかがえる。

李裕元が五月一日に李鴻章へ送った書信への返信は、幕僚の薛福成が代筆したものであった。その内容は以下のとおりである。

◇李裕元の往復書簡は游智開、そして燕行使を介して始まったのである。  
李鴻章の返信は以下の内容である。

橘山尊兄大人閣下。兩地睽違、未由晤叙。頃由永平府游太守軫呈惠翰、  
獎藉逾分、並荷雅贖參葉三種、何誼之隆而意之拳拳若是。遙聞閣下佐理  
宣化、膏澤生民、比已奉使歸國、馳馭皇路、雨雪載塗、(遂)、蓋勞可念。  
東方為中華屏蔽、方今海濱多故、尚冀努力加飯、益據忠謀、宏濟時難、  
實所厚望。日本與貴國、疆宇相望、邇來交際如何。中土幅員過廣、三面  
環海、揆厥形勢、既未能閉關自治、不得不時加防備。僕蒙朝廷倚畀之重、  
昕夕焦悚、思弗勝任。頻年駐節天津、每遣水陸弁兵、往通溝海面巡哨、  
拋報貴境安堵如常、人民同享太平之福、曷任慰頌。附致湖穎十管、徽墨  
二匣、杭縐二匹、聊答盛意。書不盡懷。冬寒惟珍衛、不次。合肥李再  
拜<sup>21</sup>

日付は「乙亥二月一四日」となっており、これは李鴻章が李裕元の書信  
を入手した翌日である。ここには助言らしい助言がなく、傍点部で示してい  
るように、沿海において「多故」の時期にあたって、中国にとつて守りの要  
となる塙壁のような朝鮮にはますます努力してもらいたいと期待を寄せてい  
る。日本との「交際」について、近年はどのような状況であるかを尋ねる程  
度にとどめている。また、中国は時勢に迫られて「閉關自治」することがで  
きなかったが、「防備」に努めている。聞くところによると朝鮮は変わらず「安  
堵」できる状況であり、人民が「太平の福」を享受していると、敢えて江華  
島事件をめぐるの日報間の緊張状態に言及せずに、朝鮮の近況を賞賛して  
いる。

しかしこの後に総理衙門宛に送った手紙を見ると、李鴻章は次のように述  
べていた。

敬覆者。連奉二月一八、二、三等日公函、以日本森使要求保定謁見、難

以阻止、竝抄示往復議論、朝鮮節畧等因。仰見防微杜漸、義正詞嚴、曷  
任欽佩。該使如必遠道來晤、自應以礼接見、斷無拒絕之理。

惟因朝鮮事、瀆求鈞署發給護照、派人前往、又欲代遞文信、業然迭次堅拒、  
敝處亦斷無稍有鬆勁之理。第閱各處新聞紙、與森使節略、大致相同。本  
派使臣、帶兵船前往問罪、而朝鮮新受攻毀礮台之辱、不肯平和接待、均  
在意料之中。兩相怨怒、衅端已肇、則兵端易開。度朝鮮貧弱、其勢不足  
以敵日本、將來該國或援前明故事、求救大邦、我將何以心之。雖執條規、  
責問日本、不啻侵越屬國、而彼以閔說在先、中國推諉不管、亦難怪其侵越、  
又將何以制之。即仍永遠兩不過問、而使朝鮮失望、日本生心、似已薄待  
屬國隣交、顯示天下以不廣。更恐朝鮮為日本陵逼、或加以侵佔、東三省  
根本重地、遂失藩蔽、有盾亡齒寒之憂、後患尤不勝言。此皆不可不預為  
籌及者也。竊窺日本來意既明、言欲求和、而不輕用武。無論虛實、尚是  
好機會、正可將計就計、雖明拒以未便給照遞信、似宜由鈞署迅速設法、  
密致朝鮮政府一書、勸其忍耐小忿、以礼接待、或更遣使赴日本報聘、辨  
明開礮擊船原委、以釋疑怨、為息事寧人之計、至該國願與日本通商往來  
與否、聽其自主、本非中國所能干預。如此立言、似亦不為失体。倘朝鮮  
允從、固可暫弭兵衅。如必不從、而我所以字小國、待與國之心、亦交盡  
矣。倘異時朝鮮或再乞援、日本或議膜視、我亦得有詞以自解。至朝鮮於  
中土恭順、突出至誠。若鈞署肯屈尊先施、諒無不奉命惟謹者。日前永平  
府游守智開軒寄朝鮮使臣李裕元來函、當即答復。拋游查詢、李裕元即係  
該國執政之列、鴻章故於復書中略及外交之意。茲將來往信稿抄呈鈞鑑、  
亦以見彼國陪臣尚知礼義、並非拒人太甚也。鯉鯉愚慮、是否有當、伏候  
鈞裁。除俟森使來見時、遵示設法開邊外、專肅密布。祈敏中堂王爺大人  
鈞祺。李鴻章謹上。

再、森使如未啓程、仍候尊處回信、似宜令其元旦后由京啓行、免致時逼  
歲除、公事擾攘、無暇接庇。並乞鈞酌<sup>22</sup>

ここで李鴻章は、日朝の間に戦争が起きて朝鮮から援軍要請があった時の

二人が書信往来させることになる発端の大筋はこの通りであるが、しかし李裕元はなぜこれほどまでに李鴻章を見込んだのであろうか。清から帰国した燕行使の報告書に、清の実力者である李鴻章についての情報が記されていることは一八六四年より確認できる。直近のものとしては、一八七三年「直隸総督李鴻章、盡心民事、宣力彌勤」<sup>13</sup>と書かれており、李裕元が参加していた朝議の話題であることから、彼は当然、知っていたはずである。

この頃は、燕行使たちが北京に使用した際に清の知識人と積極的に交流し、帰国後も文通などによって人脈を継続させて、活発な交流を行っていた。<sup>14</sup> また、夫馬進氏によって一八世紀の朝鮮と清の知識人の交流の詳細も生き生きと紹介されている。<sup>15</sup> 但し、これらの交流は「人臣無外交」という建前があつて、禁止されているものであった。実際に、一八六六（高宗三、同治五）年に、冬至使の李興敏が当時の礼部尚書である万青黎宛に、朝鮮沿岸に対するフランス軍艦とアメリカ商船の侵犯（丙寅洋擾）についてのことが書かれた書信を送つたことを「僭越」と咎められ、李興敏が官職罷免になつた前例がある。<sup>16</sup> これはそれほど遠い過去のことではないので、李裕元が知らなかつたとは考えにくい。それでもこの時に取って李鴻章にコンタクトを取つて、つながりを持ちたかつた理由があつたのであろう。それは、朝鮮国内の激しい権力闘争の中にあつて、李裕元は清との強いパイプを必要としていたためであらうし、さらに対日「開国」問題に直面していることもその背景にあつたと推察される。このパイプは永平府使の游智開、そしてその後、清に赴いた燕行使やそれに随行する訳官らを通して維持され、李裕元と李鴻章の書信往来が始まつたのである。

### Ⅲ. 李裕元と李鴻章の書信——「開国」勸告に至るまで

前述したように、一八七五年一月七日李裕元は游智開に李鴻章との間を取り持つてほしいと依頼した。游智開の同意を得た時に、すでに李裕元は帰途に就いていたが、その途中で李鴻章宛ての書信を游智開に送つた。

中堂伯爺爵前。東方雖偏、伏聞忠義貫日、声聞遍天下、常所景仰。今秋奉使人皇城、回到永平府、逢游知府憑探鈞体万安、有若拜於沐下、不勝仰喜。小生於海隅見無異坐井、焉有管窺乎、一游大方、平生足矣。天津遙隔未由晋候以聽鈞教、含恨歸国、妄因游兒數字仰累清聽、罪悚之極、僭越莫甚。若下答教、与榮無比、不任惶悚之至、不備謹呈、橘山李裕元再拜。白參一斤、清心元二十九、蘇合丸一百丸、三種微物、敢此表忱、悚甚悚甚。<sup>17</sup>

と、贈り物を添えて李鴻章への敬慕の念を述べて、「僭越」であるとしながら答書求めた。

游智開が書信を託された後のことは、以下に引用する李裕元宛の返信に記されている。

橘山先生大人閣下。永平為貴国入京都、孔道四牡駢駢、惠而好我篇章互答、固不僭投縉贈紆之常儀已也。蕭寺之会、觴詠欽然、邦人称為盛事。是夜月明如晝、貴從事金寅浩來署、具述雅意、欲納交於我中堂伯爺、旋於翌晨、送到一篋。弟臘月有保定之役、當即面呈、我中堂隨具復書、囑弟軫寄。我中堂勳業夙著、偉略遠猷、不分畛域、常拳拳然以東国為念。釜山鎮密邇日本、慎固封守、宜加意焉。弟思執事世受国恩、寵榮優渥、際茲君德賢明、主器早定、正宜保邦致治、翊贊隆平。弟有詩一聯、願獻左右。儲君已受中朝命、元老難忘報国心。伏乞覽省無急急乞休為也。小黑山所寄一函、已經收到。欣悉征途安穩、過返国都為慰。侍史許輿年少善書、極有風格、日後當益精進。益樹載歸、當此春和景明、四香館中、想已欣欣向榮矣。念念茲。謹將我中堂復書、托李君秉文寄上、伏乞鑑收。外有弟寄各知好數函、並希飭紀分送、為感泐此。敬請助安、不盡縷縷。<sup>19</sup>

このように、游智開は李裕元の書信を李鴻章に手渡ししてから、次いで李鴻章から預かつた返書を陳慰進香兼謝恩使の李秉文<sup>20</sup>に託した。こうして李鴻章



伴って、その内容にどのような変遷があったのか、それについての分析が未だ課題として残されている。

本稿は李鴻章が李裕元に送った書簡を中心に、朝鮮にどのような「勧告」を行ったのか、その経緯と経過について改めて整理することにした。李鴻章からの書簡は李裕元への「答書」がほとんどであることから、李裕元の書簡内容も朝鮮の国内状況と合わせて検討する必要がある。また、書簡の一部は幕僚による代筆と推定されているが、発信者が李鴻章となっているため、これも分析の対象に含めることとする。

なお、便宜上、本稿では年を陽曆にし、月、日は史料の記載通りに陰曆を用いる。

## II. 書信往来のはじまり

李裕元と李鴻章の書信往来は、清と朝鮮の間にある宗属関係から生まれたものである。朝鮮国王から清朝皇帝に対して、毎年冬至使(年貢使)のほか、必要に応じて臨時の謝恩使、奏請使、進賀使、問安使、齋咨行(咨文をもたすことが目的の使節)や皇歴齋咨行(清の曆を受け取る目的の使節)など総称して「燕行使」とも呼ばれる使節が派遣されていた。

李裕元(一八一四～一八八八年、字は京春、号は橘山、嘉梧室、林下盧、黙農)は一八七三(高宗一〇)年に最高の官職である領議政に任命され、同年に親政した高宗政権の中心人物となり、それまでに政権を掌握していた国王の生父である大院君一派との権力闘争を主導していた。李裕元自身も辞職、復職を繰り返したことから見ても、高宗親政初期の政権運営は平穩なものではなかったであろう。たとえば、李裕元は一八七四(高宗一)年一月二十九日に前掌令(司憲府正三品)の孫永老(大院君派)の上疏で「遭有人言」として、都の外(城外)に遷出する。国王から「還第」するよう命令を受けて戻ってくるが、一二月四日に領議政罷職となる。しかし翌日には「復拜相職」して領議政の職に復帰する。また、同月二十四日に前正言(司諫院正六品)の鄭勉洙の上疏を受けて辞職するが、またも国王から「還第」するよう諭旨を

受ける。その後、自分を弾劾した鄭勉洙が流刑に処せられたにもかかわらず、二七日に領議政を罷職して楊州に遷出する。国王から数回にわたり「召還」されて、朝議に復帰する。といったように、最高官職についていても、李裕元は弾劾を受けては辞職、復職を繰り返していた。

一八七四年二月に王妃閔氏が出産すると、それより前に側室が生んだ子とどちらを王世子にすべきかをめぐって、王妃の生んだ子に賛成する李裕元派と、側室の生んだ子であろうと、年齢が上の子にすべきと主張する大院君派が対立する。結果的に李裕元派の思惑通りになったが、決着がついたのは世子が出生して一年近く経った一八七五年一月のことであった<sup>10</sup>。但し、正式に王位継承者の世子となるには清の皇帝による「冊封」を受けなければならず、李裕元はそのために派遣される「王世子冊封陳奏使兼奏請使」に任命された。これで収まることはなく、李裕元は一月七日に使節に任命されたから七月三〇日に辞降するまでの間、またさらに二回弾劾を受けて辞職、復職を繰り返す経験をしていた。こうした激しい権力闘争の渦中に、齡六〇を過ぎた李裕元が王世子の冊封を実現すべく、自ら清に赴いたのである。

李裕元と李鴻章が書信を往来させるようになった経緯については、筆者がかつて検討した別稿があるため<sup>11</sup>、以下にその概要を述べるにとどめる。すなわち、李裕元は一八七五年一月七日に永平府城に泊まり、この日の夜に永平府知府の游智開と痛飲し、この機をとらえて李鴻章との関係の取り結びを頼み込んだ。

游智開は一八五一年に三五歳で科挙に及第して、一八六一年に初めて官途につき、一八七二年に永平知府に就任した。永平府は北京まで三日程度の行程で、燕行使の通る道にあるため、一八八〇年に李鴻章の推薦で永定河道に昇任するまで、八年にわたりこの永平にて朝鮮の人々と盛んに交流をしていた。

李裕元は李鴻章との関係構築を非常に重視したからか、翌日には彼の部下を游智開のもとへ派遣しその意を二度まで伝えさせた。游智開はこの時に李裕元の手紙を託され、これを李鴻章と会ったときに自ら手渡した。

## 李鴻章の朝鮮に対する「開国」勧告（一）

### — 李裕元への書簡を中心に —

崔 蘭英 （常磐大学人間科学部）

A Study on Li Hong-Zhang's Recommendation to Korea's "Opening of the Country" (1)  
— Focusing on letters to Lee Yu-won —

Lanying CUI (*Faculty of Human Sciences, Tokiwa University*)

#### I. はじめに

近年において、一九世紀末期の日本、清、朝鮮の關係についての研究は、国家の境界を越えて東アジアの国際舞台の中で捉える動向を見せている。一八九五年の下関条約の締結により、日本は朝鮮に清への朝貢・献上・典札等を廃止させ、清国には朝鮮が自主独立国であることを認めさせることで、事実上「中華世界」を「終焉」させることとなった。東アジア地域における「伝統的な外交体制」の解体である。しかし清朝中国は、一八七〇年代に入ってから周辺の「属国」の多くが西洋諸国によって徐々に蚕食されていく状況<sup>1</sup>に対応して、伝統的な宗属關係の再編・強化を図り、積極的な属国支配に乗り出していった。朝鮮についても、一八八〇年代に入ってから清によって強化されたと言われている。だがそれは、従来の宗属關係を維持しつつも近代的な國際關係、すなわち条約により對外關係を規定するという手法を取り入れたものである。とりわけ清の北洋大臣である李鴻章が朝鮮の領議政李裕元と書簡を往来させることを通じて對外政策について助言し、日本との条約締結や対歐米開国、軍備強化を勧めたことが注目され、これまでにその重要性については多くの研究によって指摘されてきた。

李鴻章と李裕元の書簡については、戦前に田保橋潔氏の研究<sup>4</sup>によって言及されてから、以後代表的なものとして、権錫奉<sup>5</sup>、宋炳基<sup>6</sup>、原田環<sup>7</sup>、権赫秀<sup>8</sup>氏等による研究が挙げられる。このうち権錫奉と宋炳基両氏の研究は、主に一八八二年に締結された「朝米修好条約」の背景という視点から、李鴻章が朝鮮に対して西洋諸国への開国を勧告したことのみ注目しており、書簡そのものについての本格的な研究は、一九世紀末期の朝清關係の「近代的」な転換という巨視的な視点に立った原田環氏によるものをもって嚆矢とする。これは清の朝鮮政策と朝鮮の開国政策への転換に及ぼした影響、とりわけ対米開国の実現を中心に詳しく分析したものである。権赫秀氏はこれらの書簡について再検討し、書信往來の成立背景を中心に先行研究を補完した形となっているが、一八七五年二月から始まり、一八八一年二月に確認できる最後の一七通目の書信までのおよそ六年の間に、東アジアの國際情勢の変化に





(京都大学図書館「デジタルアーカイブより」)

しろいとて西瓜に科はなかりけり 瓜坊

『万家人名録』 文化十年 長斎編

釈氏。号五葉道人北越人。在于播州池田口谷放谷寺。

木の芽まで出して見せけり不蔵亭 糸瓜坊 (短冊)

「茂りゆく」付廻し百韻 『東貝』寛政十二年 玉屑編)の七十九句目に「木

曾の水二児の操たくましく 安房 瓜坊」と付けている(『俳人藤森素葉全

集』矢羽勝幸・二村博編著 信濃毎日新聞社 P232)

山茶花の終にかはかめひとへかな 池田 瓜坊

『湯のはな集』 文化十四年 (池田)

### 結語

今回紹介した瓜坊関係新資料31点の調査によって判明した動向をまとめると以下の通りである。

天明八年(一七八八)の暮れから寛政元年(一七八九)八月まで、播磨国鹿見川の松岡青羅のもとに滞在していた瓜坊は、寛政二年春には江戸に出た。寛政三年春には陸奥に入り、夏には出羽国の立石寺を訪れ、「蟬塚」に加持水を注いでいる。同年冬には会津柳津円蔵寺裏に五葉庵を結んで、会津柳津の柳本蕉夢、瓜英、儲香和尚、鷲橋、文杏、有之らと交流した。柳津

で越年した瓜坊は、翌寛政四年の七月までだった滞在予定を腹痛になったため延長している。その間に同じ行脚俳僧の境遇にあった遅月とは、書簡で連絡を取り合っていた(遅月は寛政三年まで塩竈、寛政四年頃には岩城、平潟地方、寛政五年以降は水戸を拠点とした)。瓜坊はその後那須に滞在、寛政四年九月二十九日、江戸に到着した。江戸日本橋に移った瓜坊は『小菴(さむしろ)集』(寛政四、五年)を刊行したが、管見では同書の伝本は確認できない。寛政五年冬から寛政六年には安房国清澄寺に五葉庵を結んで滞在中である。この頃会津高田の田中草蘿は、伊賀上野の未塵から芭蕉が愛用していたと伝わる「俳諧袖」を貰い受け、「袖塚」を伊佐須美神社脇に建立する計画があった。瓜坊は同じ關東門の未塵と、会津の草蘿の仲介役を担っていた。袖が未塵から草蘿に送られたのは、寛政六年十月十一日である。瓜坊が安房を出て、京都・摂津に戻ったのは寛政七年のことであった。

化政期には杜多瓜坊、遅月庵空阿、遅月の門人の阿部永志、柳津の儲香といった多くの行脚俳僧が俳諧文化の交流を促進する役割を担っていた。一茶が交流した俳僧としては、日暮里の一瓢、守谷の鶴老らが知られている。一瓢は一茶が文化七年(十四年頃)に世話になった日暮里本行寺の住職である。文化十四年二月に伊豆玉沢の妙法華寺に移り、京都の本満寺、妙顕寺の住職を経て、天保十年頃に日暮里の本行寺に戻っている。守谷西林寺の住職として同じく文化七年(十四年頃)に一茶をもてなした鶴老は、信濃国飯田の出身であるが、文化六年三月に守谷の西林寺の住職となり、晩年は取手野々井の長福寺に移って隠居した。

化政期の俳諧文化を広く検証していくためには、今後こうした様々な俳僧たちの動向について、調査を進展させていく必要がある。

### 〔付記〕

本稿を執筆するにあたり、会津美里町在住の天野セイ子氏には、瓜坊関係の資料調査、翻刻及び写真の掲載につきましてご快諾いただき、格別のご支援を賜りました。ここに記して深謝申し上げます。

刈萱の深くもかくす閑路かな

夏衣都のたねの人しろし 寛政八年夏一枚摺

鶯に主させふぞ柴のいほ 撰津 瓜坊

『続埋木』 寛政十一年 恒丸編

白木槿静に見ればしづかなり 瓜坊

『浅草はつご』 寛政十一年 成美編

花の手向酢賣も袴着せ申さん 寛政十一年 『花供養』 (池田)

春風 飛く／＼に草履でゆげや春の風 イケダ 瓜坊

『花見次郎』 寛政十二年 升六編

けしきある小雨の中や蛭うり 瓜坊 『新蛙合』 寛政十二年 奇淵編

若もちは和らぐ水の香ならずや

寛政十二年 『俳諧発句題葉集』 (池田)

仏の座めでたき人にうつりけり

全 蛤の命しづかに賣れけり

全 露むすぶ水引草の小庭かな

全 大谷

人を見て啼けり秋の山からす 全 及び吳江奇覽

全 秋の野やおのれを責る影ほうし

全 たね瓢にぶき人にも似ざりけり

全 しら露をつまみては菜を問引きけり

全 山土の色を黄菊の誇りけり

全 野の末の花やら実やら吾亦紅

大三十日はいつも、ここともとの人と年わすれにうち寄りして

鐘の声水りて跡はなかりけり 全 及び『俳諧四季文集下』(池田)

全 山茶花の終に乾かぬひと重かな

全 日は南菊はかれ葉となりにけり

全 冬の草実のありたけをこぼれけり

五月雨や草に倦ねば人つよし 寛政十二年 『はぎあそび』

藪かげや茗荷の花に蝶も来す 享和元年 『雀芝』

魂祭あらしに水を手向けり 全

蜘蛛の巣のたくみはかなし秋の風 享和元年

喚起鳥にあるじさせふぞ柴の案 池田 瓜坊

『粟時集』 享和元年 冥々編

世に住めば灰吹青し梅の花

瓜坊 『せき屋でう』 享和二年 巢兆編

鐘の聲水で跡はなかりけり 池田 瓜坊

『続雪まろげ』 文化四年 素葉編

おさがりに門田のながめ心かな 文化四年 『二葉集』

全 ともし見えて宿は小寒き旅寝かな

口谷 瓜坊 『石蒜露』 文化六年 遅春編

今朝の雪きはずば人にあかるべし 池田 瓜坊

『物の名』 文化七年 武日編編

春の至らぬところいづくにかある

瓜坊 『物見塚記』 文化八年 一瓢編

野の梅の家にそはぬハなかりけり

瓜坊 『玉笹集』 文化九年 太瑛編

三つよつも静かにはなし春の雁 瓜坊

三ツ四ツも静にはなし春の鴈 撰池田 瓜坊 『俳諧新深川』 文化期 升六編

この掛軸は田中文庫の壁面に掛けられている。五葉菴は杜多瓜坊、月歩は田中草蘿のことである。瓜坊と草蘿の合作は、寛政期に認められた可能性が考えられるが、草蘿が後号の月歩を名乗っている点が気になる。両者は文化期以降にも再会していたのか、今後調査していきたいところである。

拙稿「関本如髮集成来翰集（第三巻 巨石宛）」『人間科学』第39巻2号（2022年）には、喜多方の関本家が旧蔵していた瓜坊の句稿二点が掲載した。年次未詳だった以下二点の資料は、本稿により寛政四年のものと推定することができる。

**第三巻10 杜多瓜坊句稿** 播州池田住于放光寺 北越之産 寛政四年夏

市中にかくれて風雅に遊ぶのくせもの有りと其名を聞事としありけるが、けふや時を得てこしかたを語るにかのむかし道に深き人を我友にせむものをと古翁の言葉もかゝる人をやしたひ玉ひけむと。儲香和尚に嘯て涼しさのはじめや懐ふ人に逢ふて 瓜坊

①儲香・会津柳津の人。僧侶。陸奥常葉村の今泉恒丸が寛政十年に柳津に来た際の「春興」下書にその名がみえる（『鶯鶯俳人恒丸と素月』〔矢羽勝幸・二村博共編著 歴史春秋社 P27〕。巨石七回忌追善集『しのぶやま』〔文化七年 如髮編〕には、「三人で丸くしたがるをどり哉 積 儲香」が入集する。

『河上集』（文化十三年 如髮編 会津柳津の只見川のほとりに芭蕉句碑を建立した記念集）には、叢竹庵月歩（草蘿の後号）が、次のような文を認めている。

天龍禪師は此御哥を下して軒に名所を興じ、我友如髮は祖翁の吟に感ありていしづミを営む。かれといふこれといふ一時に不朽の錫を得たる事、偏に以柳津に瓜坊の遺風再慶天舞、以達筆なるべしと叢竹の月歩筆を添ぬ。

この月歩の記述から、瓜坊の会津来訪時期は文化期であろうとこれまで筆者は考えていたが、寛政三、四年来訪時の遺風を指していることが本稿により判明した。月歩の記述が『河上集』に掲載されたのは、瓜坊が柳津を去つ

て二十五年後のことだったのである。会津は瓜坊にとっては数多くの留錫地の一つであったかもしれないが、喜多方の如髮、高田の月歩（草蘿）らは瓜坊の遺風を尊重していたのである。『河上集』には、瓜坊の筆跡を板下にした次の句文も掲載されている。

むかし心敬僧都此地に杖を曳給て、  
小舟漕ぐこよひ八星の会津川  
木の端の炭の折れよと言れても焚にたかれめ  
身ひとつを此みちのくにかつきありきけふしも菊光堂の定番とやら

むの真似するもいと笑しくぞあり（か）たけれ。  
春の雪明日もしらずにいろ白し  
右 行脚 瓜坊

**第三巻63 五葉庵句稿** 寛政四年春

別楮  
春雨や梢けぶりて霽かゝる  
瀧の薦つたれながらに芽ばりけり  
春風やもの狂はしき妹が髪  
蠢きて世界造る歟春の蟻 五葉庵  
などおくれた事申捨候。

五葉道人の別号を持つ瓜坊の句稿である。句の末尾に記した「などおくれた事申捨候。」も、よく瓜坊が使った表現である。

東日本行脚前後の瓜坊は、寛政七年以降から文化期までは撰津池田を中心として活動していた。以下、俳書入集状況（記されている所書）を挙げておくことにする。『池田人物誌』（下 吉田鋭雄・稲東猛共編著 大正十三年 太陽日報社）の「瓜坊」の項によって確認できた入集については、（池田）と付記した。

梅の花黄むまで花の萼かな 越前 瓜坊

『冬至の日』（寛政元年）（池田）

きざらぎ日

- ② 士朗・井上氏。尾張を代表する俳人。文化九年五月十六日没、七十一歳。
- ③ 月居・江森氏。文政七年九月十五日没、六十九歳。
- ④ 瓜坊・瓜坊は寛政十一年の時点で池田を拠点にしていた。だが、放浪癖のある瓜坊には会えなかったようである。恒丸は瓜坊の動きを「よほど後れ候やうす」と述べているが、瓜坊が柳津を去るのも二か月ほど遅れているし、その途中で那須に長めに逗留するなど、後ろ倒しの行脚が見受けられる。

本書簡は瓜坊書簡が保存された袋に交じっていたものである。宛名、署名はないが、発句作品から今泉恒丸の書簡であることが判明する。具体的には、『俳諧発句題叢』（文政三年 太筈編）に入集するもの、『金蘭帖』（長斎自筆句日記 寛政十年の箇所）に書き留められたものがある。発句の詠まれた年代と行程から判断して、寛政十一年の西国紀行時のものと特定できた。寛政十年には甲斐の山中（南都留郡山中湖村）で菊の節句を迎え、伊勢の国阿漕の浦（三重県津市阿漕町の海岸、歌枕）を経て浪花で越年するまでの行程がわかる。

『統埋木』（寛政十一年 恒丸編）には、「鶯に主させふぞ柴のいほ 撰津瓜坊」が入集する。

恒丸は寛政九年（一七九七）冬、陸奥常葉村（現福島県田村市常葉町）を旅立って、会津、江戸、甲斐、尾張、大坂、須磨、伊予、安芸、下関、熊本、長崎へと巡り歩き、寛政十二年（一八〇〇）に大坂から金沢へと向かい、北越から会津若松を通過して帰郷している。寛政十年（一七九八）一月五日付の草薙宛恒丸書簡には、「円蔵寺へ引越加年仕候。旧冬より詩選講釈相始申候処」とあり、瓜坊が去った後の円蔵寺において、寛政九年（一七九七）の年末から、翌十円の一月二十日頃まで、恒丸が旅の途中で『唐詩選』の講釈をしていたのである（『鴛鴦俳人恒丸と素月』矢羽勝幸・二村博編著 歴史春秋社）。

30 瓜坊書簡田中草薙、杜中宛 年次未詳 文化期か（田中文庫）

肇歳之嘉瑞千里同風至祝不盡先以貴家様御揃被成益御平安被為添壽舞雀躍無量奉存候。野子無異□長馬齢七十二被□□情被下間布候。御大人始為誰様へも宜布中御伝上可被下候。此段ハ柳津辺認メ事おふく草々呈一楮尚期永春候。誠心一憚。

正月十三日 瓜坊

草薙様

御社中様

陽炎や野間の鏡うつ曇る

春風にむかふて軽き蹄かな

媚て啼け梅の鴉の朝ほらけ

などゝ申捨候。

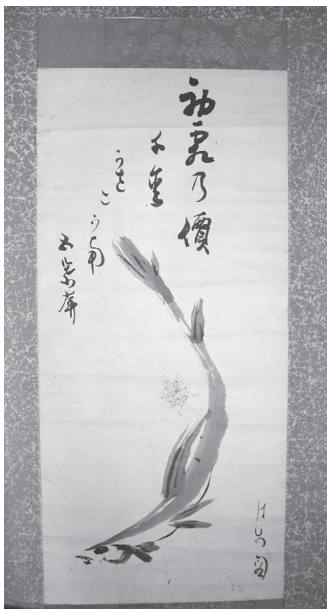
① 馬齢・自分の年齢を謙遜して言う表現。

瓜坊が七十歳の頃の書簡であるが、年代は文化期であろうか。

31 月歩画瓜坊賛掛軸（田中文庫）

月歩図

初霜の價千金かさごかな 五葉葺



細く音を啼鳥の片町

土器に明し油を買かねて

ほどけぬ髪をほどく暑ハ

毛虫ワく櫛の蔭の降もせず

鳥居に白く見ゆる濡鷲

おもひ入七里が濱に舟つけて

富士のけしきを墨色にかく

露寒き亥中の月に隅もなく

萩の下葉に猪や眠る（おん）

鈴虫のなく時風の吹絶て

流にそよぐ石取に行

化人のあと吊ふ迄の齋に

泊瀬の童子が浮名仕にけり

つゝめども花に八色の香を持て

其香をしたふ白鯉のむれ

右房州二而の哥仙貴覧入候間宜御一笑可被下候。

ヲカミ

艸羅様

瓜坊師宜敷申上候様申越候。以上。

房州において巻かれた歌仙であるから、寛政五年の冬か寛政六年の冬の興行である。播磨の玉屑、柳津の儲香が参加している。

28 瓜坊句稿 年次未詳 秋（田中文庫）

途中

両袖に結ぶやかゝる露の露

時人を不待

身に降るやことしも旅に秋の霜

右 瓜坊

秋の句稿であるが、年次は特定できない。「ことしも旅に」とある二句目が瓜坊の生活を象徴している。

29 今泉恒丸書簡田中草羅宛 寛政十二年二月（田中文庫）

愚句

甲斐の国山中てふ處にて

ひや／＼と霧降かゝる木葉哉（ふは／＼と霧降りかゝる若葉かな）発句題叢

句題叢

山中九日

夜の残る霧に匂ふやきくの花（発句題叢 政三 太筈）

いせの国阿漕の浦にて

暮／＼や浦一ぱいに鳴ちどり（金蘭帖 寛十 長斎）

おなじく阿野のわたりにて

行かたに松もつゞきてけさの雪（金蘭帖 寛十 長斎）

なにハにて

うめが香に我は旅寝の師走かな（新出）

春興

鶯の雪のひまよりはツ音哉（新出）

うめが香や藪をまハれば梅一木（金蘭帖 寛十 長斎）

伐株の桃ついでと咲にけり（下五「苔みけり」発句題叢 政三 太筈）

花ざくら鶏も鳴ずに夜明たり（新出）

此外いくらかも御座候得共どれ／＼も拙く候へども少し斗入貴覧候。扱尾はり信農此辺り当時至而古く句作をいたし其内二少しあたらしミを案じ申候。句は平話二ひきて心を高く風韻をこめ候やうにいたし、連句も其通り也。扱々出来兼候。別書二諸子之ほ句したゝめ入貴覧候。①土朗、②月居などの句は旧作も御座候へ共評判のせし句どもゆへ懸御目候。③瓜坊子も池田申處二被居候よしいまだ尋不申候。よほど後れ候やうす、当時は浪花などへ風交も無御座候。



代官寺西封元の善政を賛美した句を残している(拙稿「遅月上人と水戸俳壇」

『人間科学』第32巻2号 2015年)。

寛政七年版『花供養』に、瓜坊は「房州」の人として入集しており、江戸の二夜庵貞松や菊明、行脚俳人の五芳らと交流している。

初桜桑待里に咲にけり

江戸 貞松

『花供養』(寛政七年 關更編)

旅の放下の霞過行

菊明

飯蛸に酔のきく暮を肌ぬぎて

瓜坊

襖たゝかば下りよ鶏

五芳

乗鞍に月の四方手を結び添

雲和

(以下略 五吟半歌仙)

隠家や命の上に初ざくら

房州 瓜坊

以下、可茹・菊二・宇剋・平磯の宗拱・川戸の松隣の句が並ぶ。

寛政七年には瓜坊は京都の關更に面会し、百韻の第三を詠んでいる。そして撰津池田に移った。翌年発行の『花供養』(寛政八年)の所書によってそれが判明する。その後は関西を中心に活動していたようで、寛政十年版にも池田の俳人として入集している。

百韻一巡

笠ぬぎて遠方の桜を捧ばや

兔仙

『花供養』(寛政八年 關更編)

戸帳を揚る袖の陽炎

關更

じがくくと鳴つゝ蜂の巢に込て

瓜坊

(以下略 京都芭蕉堂に訪問)

花の手向酔売も袴着せ申さん

撰州池田

憐兒不覚醒

瓜坊

とらへたり花盗人に菓子くれん

播州小野 君中

『花供養』(寛政八年 關更編)

柴垣一重陽炎を踏み

瓜坊

夕桜きのふもけふも照ばこそ

池田 瓜坊

(以下略 両吟半歌仙)

『花供養』(寛政十年 關更編)

以下、田中文庫に現存するその他の瓜坊関係資料を紹介しておこう。

27 雲裡・瓜坊・玉屑・儲香・都無住・青岐・雲和歌仙 寛政五・六年冬 (田

中文庫)

月や花帰ぬ雪のけしき哉

雲裡

冬を七重の峰の曙

瓜坊

ますら男八射留し鹿を脊に負て

玉屑

螢火うちの石とばしけり

儲香

橋はしら春行舟のつきあたり

都無住

陽炎みたる窓の朝風

青岐

宇治拾遺書つく老の暖に

雲和

美酒酒たしむ硝子の中

裡

槇の尾のまきの栗のとくくと

坊

かんこどり啼昼かての月

屑

粟まかぬ女兄弟あツまりて

香

色よき晒風に吹るゝ

住

高土手を右に見て行旅の空

岐

笛しらべやむ夕陽の陰

和

折もはや人のまことゝなる頃や

裡

ちれく門の不断桜も

坊

ほとゝぎす巢を立声に雪消て

屑

やよひのそらの明あき星

香

とほくと山の根際に藁火焚

住

平家の旗をかくす岩陰

岐

金佛を夜さら落して立戻

和

大慶仕候。先由要事ありて鳥渡出二付圓藏寺和尚二も懸御目鳥渡御噂申出し候。事にふれてハ御床しき事のミ。されど心二まかせず。翁の袖も行衛有ながら手二かへらず未塵子方へ申てこそ返事のミニて袖は来らず。さてく残念二存くらし候。さて御使あらば鳥類之御句四季ニて

よろし。前之御作不覺社中二集之催有之候ゆへ御しらせ申上候。御社中様へも御沙汰可被下候。日本橋之田中や卯兵衛より八度く通書有之候。若又此辺へ通行之行脚あらば、江戸江戸橋より乗舟、上総きさらず十三里渡舟、翌朝きさらず着舟也。夫より上総之久留里といふ城下へ四里、久留里より清澄山へ六里ト御知らせ可被下候。日光より之海道八別二有之候。余ハ期再鴻候条草く如斯御坐候。肅陳。

三月十六日 五葉庵 瓜坊(花押)

草蘿様

御社中様

春の月ある夜夢見し海と山  
春風や乳を呑猿の夢に入る  
陽炎や和布株喰ふ児の磯にたつ  
春の山親子秋刈うたつとふ  
鶯や月に啼ならものくれん  
初霞有明の月と見るまゝに

途中

七里川(江)らば花にそら寝せむ

東雲や薄花さくら風に降

など申捨候。日暮後出され候ども遠境不能筆頭心緩不通心外之失礼御用捨可被下候。末書なれど御家内様へよろしく被仰上可被下候。

①去冬以来房州・瓜坊が安房に来たのが寛政五年冬であったことがわかる。

②清澄山・千光山清澄寺(千葉県鴨川市)。承和三年(八三二)、天台宗比叡山延暦寺中興の祖慈覚大師円仁が訪れ、天台宗寺院となる。昭和二十四年、日蓮宗大本山となる。天津は現在鴨川市天津小湊町。

③翁の袖・草蘿が瓜坊を介して未塵に所望していた「俳諧袖」は、寛政六年三月十六日の時点で届いておらず、同年十月十一日に未塵から草蘿のもとに送られている。

寛政五年冬以来、安房の清澄山に移り、五葉庵(柳津でも五葉庵号であった)を結んだことを報告している。また、遠方の草蘿に江戸から清澄山への来訪経路を教えている点は興味深い。江戸橋から乗舟、木更津までは十三里で翌朝に木更津着。そこから久留里へ四里、久留里から清澄山へ六里というルートである。

寛政五年冬に房州に来た瓜坊は、いつまで滞在していたのだろうか。『花供養』の入集状況から確認してみよう。寛政五年冬から清澄山に五葉庵を結んだことにより、寛政六年版に安房の俳人の句が入集している。

月つすく桜に曇る夕かな

安房磯村 倭風

『花供養』(寛政六年 關更編)

以下、路翠・柳水・此君・楚流・前原の梅岐・貴深の作品がみえる。

散さくら我玉の緒のながき哉

天津町 路求

『花供養』(寛政六年 關更編)

以下、省吾・斗十・露仙・思成・阿丈・椀楽が入集。

散はなにとけぬ心を思ふかな

清澄山 丁々坊

『花供養』(寛政六年 關更編)

東雲や薄花さくら峰に降

(行脚) 瓜坊

『花供養』(寛政六年 關更編)

丁々坊が清澄寺の当主の俳号であろう。鴨川市郷土資料館高橋氏のご教示によれば、当時の住職は十四世明範(杉苗の植林で地域振興した。『安房国清澄寺縁起』ではないかとのことである。あるいは十五世運仙(寛政十二年没)の可能性もある。清澄寺当主の明範が杉苗植樹で地元貢献したという伝承は、磐城湯本で遅月門人の阿部永志が行った杉苗植樹と同じ行動である。瓜坊がこれに関わったかどうかは不明だが、俳僧とその周辺にはこうした救済活動を貴ぶ思想があった。水戸の指導者として欽待された遅月は、稿

③瓜坊此節房州ニ罷在候由、瓜坊の安房滞在は、寛政五年冬から寛政六年で、寛政七年には京都、摂津に戻っている。

④遅月・遅月は寛政五年から水戸を中心に活動していたが、寛政六年夏には一度浪花に帰り、すぐに水戸に戻ったことが判明する。

⑤二夜庵・江戸の宗匠二夜庵貞松。

「上無月」は「神無月」のことであろう。十一月十一日の書簡とみてよさそうである。「袖塚集」に掲載された本書簡の執筆日が判明したことにより、草羅のもとに「俳諧袖」が送付されたのは、寛政六年十一月十一日であることがわかった。

「別書に傳來も認、并袖塚の一句も御送り申候間、」とあり、未塵による別書もまた「袖塚集」に掲載されているので以下に紹介しよう。

小川風麦むすめ友田良品妻風麦良品共二翁の集物ニ毎々有之梢風なり。

翁最初に松風と被呼其後梢風と改。皆翁の信弟ニして古郷のかりニハ此両子之方ニ逗留多し。其故ニ梢風をして夏冬のもの縫せ着用梢至而秘蔵の門人のよし。剃髪して小子隣る。もとより間柄にて誹諧も毎度承り申候。翁より傳へ候品共不浅、小子に譲り此故ニ此居士衣の切も傳來申候。梢風翁に称美の二句よく申候。

重箱に入れて戻るや山櫻

村雲を五尺蹴落す雲雀かな

毎度咄にて御座候翁落命を告来りし時追悼の句

手向ばや霜の小菊のしたしミの

此外木の葉と申集を書残し置申候。珍敷老尼ニ而御座候。此尼を傳來ニ而御座候。奥なる会津に袖塚を建立し玉ふよし、居士衣の古キ切を送りて、

袖塚や百しほ濡るゝはつ時雨 落月亭末塵

未塵によれば、芭蕉に称賛された梢風の句は、「重箱に入れて戻るや山櫻」、

「村雲を五尺蹴落す雲雀かな」であり、梢風の芭蕉追善句は、「手向ばや霜の小菊のしたしミの」であったという。寛政五、六年の時点で草羅は袖塚を

建立しようと考えていた。未塵の句「袖塚や百しほ濡るゝはつ時雨」をみれば、草羅は寛政五年の芭蕉百回忌に袖塚を建てたのであろう。だから仲介人の瓜坊にも催促していたのであろうが、次の書簡26の時点でも袖が届いていなかったことがわかる。

「芭蕉翁袖塚」は会津美里町文殊院清龍寺境内に現存するが、建立年月日は刻まれている。



26 瓜坊書簡田中草羅、社中宛 寛政六年三月十六日 (田中文庫)

厥后絶音間候得ども貴家増御清安御風流御樂しミ被成大賀不斜奉存候。

不似<sup>①</sup>去冬以来房州<sup>②</sup>清澄山に卜居いたし候。御安意可被下候。面白き行脚此辺通行之沙汰あらばかならず房州天津清澄山にして五葉庵と為御尋可被下候。隠者之真似ハいたし候得ども旅人床布もとより布金之徳なけれハ軒端に通小車もなし。且暮厥御作など存出され候。頃日菊明方合通行、貴君之華書全来方金一ツ遠路御惠投辱早速龐集之口とりトいたし

そのかみつかた遊歴の折にや、伊賀の未塵老としたし厚く、別れ二望ミてかの梢風尼がものして祖翁にまゐらせし衣の祖を贈りてうまのはなむけとすとなむ。かの実盛が直垂にはあらねば古郷のにしきとひるがへし、且あがほとけとも崇めまつれるあまり一堆の塚にこめてながく世にくだすまじき心がまへもあるよしながら、そも文名聞くるしとやおもはれけん。終にはたさずして爰にいたりぬ。されば花落ちて実をむすぶ同奥のともがら雄々しくも力を合せそがこゝろざしを継であらたに塚をきづき、ついで手向草の一集を作りて先小祥忌の孝養に供ふる事とは成ぬ。そおなじくぬち本邑伊佐須美の神社の傍ら薄墨桜の下蔭にこれをたて、祖翁袖塚と号く。されば末の世のすゑの松山波はこすとも祖翁の徳化はさらに再児の芳名ともに朽る時ハあらじかしことゝに一言をくハふる事しかり。

天保己亥秋（十年 一八三九） 梅室識 印 門人春侍書 印

この序文の内容から、高木蒼梧氏は『俳諧人名辞典』（高木蒼梧著 昭和35年 巖南堂書店の『月歩』袖塚集）の項に次のようにまとめている。「伊賀の梢風尼が、俳諧袖といって右の袖を短くし、文台捌きにより利なものを芭蕉に贈ったといわれる。月歩は遊歴中に梢風の息未塵からその片袖を貰い、これを高田町伊佐須美神社境内に埋めて、袖塚を築いた。その記念に門人らが一集を出そうとしたが、名聞がましいことを嫌うのでそのままになっていたのを、小祥忌に出したものだといひ、各地到来の百余句を収めている。」

だが、「俳諧袖」が月歩（草蘿）に渡った経緯は、彼の遊歴時ではなく、瓜坊の仲介によって送付されたものであることが本書簡により判明した。序文の傍線部（便宜的に付した）をみても「にや」とあり、「草蘿の遊歴時であらうか」と推量する表現になっている。

伊賀上野の未塵は『花供養』に入集がみられる。關更系のつながりで未塵と瓜坊は知友であったのだろう。未塵の入集を以下に挙げる。

おしまれて散る世のさまや初桜 伊賀上野 未塵

『花供養』（寛政三年 關更編）

散花や紙屑ひろふ橋の先

伊賀上野 未塵

雲と咲雪に似て散桜哉

『花供養』（寛政六年 關更編）

雲と咲雪に似て散桜哉

伊賀上野 未塵

雲と咲雪に似て散桜哉

『花供養』（寛政九年 關更編）

「俳諧袖」が未塵から草蘿に渡った経緯を知るには、『袖塚集』梅室序文の次に掲載されている草蘿宛未塵書簡（未塵の書簡を板下にして『袖塚集』に掲載したもの）を解読する必要がある。

○堀未塵書簡田中草蘿宛 寛政六年十一月十一日

袖塚集（この題名のみ土由の筆跡 以下は未塵書簡）

毎々御訪書被下候。是よりハ御無音多罪御宥恕可被下候。先以此節御安靜被成御座御出府も被成候由奉賀候。小子義無事ニは罷有候得共、<sup>①</sup>古稀ニ隣り齡一兩年ニハ御賀草も申請度存念ニ御座候。不相替御風流越吟仕候。且祖翁居士ノ切之義則此度宜し候。御落手可被下候。別書ニ傳來も認并袖塚の一句も御送り申候間、御笑吟被下候。<sup>②</sup>五明も無難ニ罷在候。御噂毎事申出候。<sup>③</sup>瓜坊此節房州ニ罷在候旨、御参会御座候ハ宜御心得可被下候。<sup>④</sup>遅月も当夏ハ浪華へ罷歸り候處、又々水戸江戻り候趣承及候。当仲秋ハ

名月や湖にうつるも山に照るも

十夜

相傘に浮名のたぬ十夜哉

など申捨候。御風聞可申風流無御座候。当年ハ此方邸ニは勢州々理玉と申好人参居申候二付、此度實言も此者<sup>⑤</sup>二夜庵江頼、御達し申候様申遣候。追日冷気相増仕候事、御自愛御勤被成、又々御風流承度存候。右貴酬迄如此ニ御座候。謹言頓首。

上無月中一 未塵（花押）

草蘿大雅主人 旅下

①古稀に隣り、未塵は寛政六年に六十九歳だったようである。

②五明・伊賀上野の人か。

山院主に招かれたのであろう。翌寛政六年には安房に行くことになる。

24 瓜坊書簡田中草蘿社中宛 寛政五年四月八日 (田中文庫)

当地八雨中相続候。貴地如何御暮被成候哉。御風流頻ニ御床しく先使柳

津迄<sup>①</sup>『さむしろ集』懸御目候。御手紙被下候哉。雷天など御出府之思

召有も出来不申候哉。且別紙之表社中存意ニ候。御慰ニも相なり可申哉

卜御鳥渡御知らせ申候。拜白。

卯月八日 瓜坊

草蘿様

御社中様

木のはしや身八行春をかこち草

拾着て琴に雲井のしらべかな

郭公胸の曇のさかいより

月華にかたちもよくす蝸牛

虫のわく木の間卯月の曇かな

など申捨候。

①『さむしろ集』、伝本未詳。瓜坊が江戸の日本橋に移った記念集であろう。

瓜坊が江戸から柳津の草蘿とその社中宛に出した書簡である。『さむしろ

集』が発見されれば、詳細がわかりそうである。江戸の菊明と親しかったこ

とは、『花供養』(寛政五年版)から推察される。

25 瓜坊書簡田中草蘿宛 寛政五年 四月二十七日 (田中文庫)

御社中様へ宜布奉頼候。

花書拝讀先八御家内様始弥御全奉賀候。然は<sup>①</sup>被仰下候品どもわすれ八

不仕候へども人二とられ<sup>②</sup>未塵子方へ申遣し候。厥返事を此方二も待

居申候。さて御作面白覚申候。『さむしろ集』先曲上申候。御落掌可被

下候哉。春風の御作加入いたし候。追々摺ものもいたし候間懸御目可申

候。塵高眸のミ御文いそぎ候故草々下略拜白。

卯月廿七日 瓜坊

草蘿様

山張や月夜の闇に啼水鶏

人を吸ふ口齧ふとし蚊のちから

月華にかたちもよくす蝸牛

など申捨候。猶追く御風流承度候。以上。

①被仰下候品、俳諧袖のこと。

②未塵・伊賀上野の武士。堀伊織。

「月華にかたちもよくす蝸牛」の句は23の書簡にも見られ、『さむしろ集』

送付のことが述べられているので、寛政五年の書簡である。この頃草蘿が伊

賀上野の未塵に「俳諧袖」を所望していたことが判明する。瓜坊はその仲介

役であった。「俳諧袖」については、江戸の夏目成美が『随齋諧話』坤(文

政二年 成美著)に、次のように記録している。

或人いふ、俳諧袖といふ製は、伊賀上野の梢風尼といふ人の芭蕉におく

りたる衣にて、物かくに便よきやうにとて、右の袖を左より一寸みじか

くしたる服なり。彼尼の姪たる未塵老人のもの語りとぞ。「名月や持

れてまはる椽柱」といふ句は梢風の作なり。生涯の句集、木の葉と号す。

世に流布せず。未塵老人は俗称堀伊織、伊賀の家士にて秩禄六百石。

「俳諧袖」は、物を書くのに便利なように右の袖を一寸短くした服だった

という。梢風が芭蕉に「俳諧袖」を贈ったのは、貞享五年一月のことであつ

たと富山奏氏は推定している(『伊賀蕉門の研究と資料』富山奏 風間書房

P552)。当時芭蕉は四十五歳、梢風はまだ「松風」と号する二十歳の若妻、

夫の良品は二十三歳であった。

この「俳諧袖」が、未塵から草蘿に渡った経緯については、草蘿の没した

翌年に刊行された『袖塚集』(天保十年 土由編)の桜井梅室序文に記され

ている。

陸奥会津の再児老人(草蘿のちに月歩と改号)は此道に志深き人なり。

ことし皐月のつかふる人の数に入ぬと門人茶三が消息にいう由。老人

集であるう。

②『華供養』・寛政四年発行の柳津連掲載のもので、無事届いたかどうかを確認している。

寛政五年の春には江戸日本橋辺りにいたことがわかる。『花供養』（寛政五年 関更編）にも江戸俳人との歌仙「江戸 瓜坊」として発句が入集する。

夜桜に鐘撞坊が噓かな

武州江戸 菊明

臍に月の石ばしる水

瓜坊

（以下略 歌仙連衆は眉山・百柿・百静・左鶴・青奴・正蓮・栖霞・千崖・秀川・秀孝・観寿・荷菊・花弟・笠蘭）

桜咲てわた入重くなりけり

江戸 瓜坊

『花供養』（寛政五年 関更編）

### 23 瓜坊書簡柳津連中宛 寛政五年春（田中文庫）

猶く□内所八御拜見村中ノ御集り両方之よろしく。夢八見るまで呉ノも是書候。

寒退兼候得ども貴地各様方増御清安御風流御嬉し可被成。さて此冬は珍しく<sup>①</sup>儲香先翁御来錫海山御咄申候而二積生いたし候。こゝろばへいたく不尽筆、ことしハ此濱辺ニ御越年とも存候へども、まッ寒中も御清安ニ御凌殊ニ此節<sup>②</sup>清澄山之院主出府ニて東武迄御同伴武の御代にて東陵の元日の姿も御感光酷布有さま国恩のおもふにハ珍しき都の春ニ御逢被成候もよからんとむりニ御とゞめも不申其地御大老への御案事も存知はかられかれこれ御帰錫ニ御坐候。よくぞや人々様より御通書忝、こまかくしき御返事何も跡申入べく思召の筆も無く御六ヶしとして申分いたし候得ども是非文通せよと御老人の御すゝめゆへ鳥渡申入候。殊ニ儲香老よりよき性有る人形雲和といふ人贈り被下、此方ニて天窗を丸葉二いたし尸棄教卜名を易へて薪水の労を納られ甚かこひ申候。尸棄教よりもよく申上候様申聞候。さてよき人仰ニてよろこび申候。此辺の中も甚御床しがり申候。余ハ何も跡御文通可申上候。以上。

柳津

村中様

御文通被下候御方ハ

蕉夢様

瓜英様

為杏様

松岑様

飯立村

有立様

草蘿様

御社中様

節分や鬼も風雅の種俵

初雪ハさくら散かゝる朝かな

榎相焼手もとへうツれみそさゝる

埋火や我に倦夜の枕もと

千鳥飛ぶやどの関守が夢の跡

世や閑かとしの三十日のゆふ柳

正月や菜賣八人の有のまゝ

正月や佛を造る護摩の灰

東風吹や世話にハうとき竹格子

鶯やとも案じ候

春興の案じ置もおかしく入用なれば世につれておかしく候。

されもの庫中ニ無レバ引裂く

①儲香・会津柳津の僧侶。

②清澄山・安房国千光山清澄寺（現在千葉県鴨川市）。承和三年（八三六）、

天台宗比叡山延暦寺中興の祖慈覚大師円仁が訪れ、天台宗寺院となる。

寛政四年冬に柳津の儲香が江戸を訪ねていたことがわかる。また、清澄山

院主が安房から江戸に来て瓜坊と会っていたことがわかる。瓜坊はこの清澄

では牛込渡部氏が便所びんしょになっていた。

21 瓜坊書簡岡本、柳本蕉夢、瓜英苑 寛政四年十月八日 (田中文庫)

此度八何事も書残候。京都の摺ものなど御とゞけ申斗二御坐候。高田草蘿子かたへもあらく申遣し候。よきに御通し可被下候。

朝夕二寒催候へども弥御清寧御風流可然御樂しミ被成候而奉珍重候。御本坊小方丈奉始御坊中御侍人中そと厥外一村御盛二御暮被成候半御事遠察仕致鶴望候。道すがら無事にて九月廿九日武昌着仕あれこれとうかれ申候。さてく長々御慈愛をかふむりども御礼ハ申つくしがたく都より

①『花供養』参り有之候間御とゞけ申候半ため此度ハ為誰へも書状上不申候。此次之便二方丈様はじめ奉一山中報礼之書状指上たく奉存候。

江戸之事二候へバきのふハけふもつり安く今日も薬師参詣二出かゝり候故あらく申上候。御山はじめ月本様□本様塔之坊様杉本様へも此度御不礼申上候。御事よき二御申分可被下候。見合候へハ都の便御しらせ申候事ほけなはりしまゝ草く如斯二御坐候。敬白。

十月八日 瓜坊 (花押)

岡本様

柳本様

瓜英様

途中の吟

死なで帰る露しら川や閑の空

秋風にうたれて細し瀧の波

下毛に出て

秋の空富士に逢ふ日の三とせぶり

初霜の價ひ色よきかさごかな

かさごハ金魚の如き海魚にて上品なる江戸の名物二御ざ候。

こゝろあてにおらばや菊に霜の華

などゝ申捨候。御礼あとし二申上只御床しさのあまり此度八御礼申上候

の三。

①『花供養』・寛政四年の花供養には瓜坊の幹旋で柳津連の句が掲載されている。

※「さてく長々御慈愛をかふむり御礼ハ申つくしがたく」と述べており、瓜坊は柳津を離れ、寛政四年九月二十九日に江戸に着いていた。19の草蘿宛書簡と同日に執筆された書簡で、会津柳津の人々宛である。「下野に出て」と前書のある「秋の空富士に逢ふ日の三とせぶり」の句は、寛政二年に江戸にいた頃から足掛け三年が経った寛政四年の関東再来を詠んでいる。

22 瓜坊書簡田中草蘿宛 寛政五年三月十七日 (田中文庫)

春暖漸催候。辰下弥御安清御風流御案可被成御家内様御老人方はじめす

くやかに御つたり候半御事目出度此方無事瓜坊不佞はからず日本橋辺二入庵①『小菴』之一集入御覽候。御作かれこれと存候所春風之御作加入。残念ハ御社中御句ども先達二ひかへ失候而句く不覚礼をうしなひ申候。よき二御達追々集ノ改も是あり候間、重而御聞セ被下句を加入可申候。②『華供養』ノ集先曲御とゞけ申候。御覽候哉。使むツかしくかく

御無音二成過候。頃日柳津々一兩人見え申候而当秋開帳之事も承り候間盆中二八近年ノ御礼参などゝいふ迄くちにて曳杖可申存候。とくと又々拜顔ノ事も有べく希候。雷鳴のはじまらぬ内二御出府ハ如何候哉。御大人ノ御手前御便中思召ニも叶ひかたからぬ。とかく重便ハ草々拜白。

三月十七日 瓜坊

草蘿様

木のはしや身は行春のかこち草

雨七夜染て八しほの芽さしかな

なし散や花の浮瀬の飛鳥山

などゝ申捨候。御社中様ノ御作重便二御聞セ可被下候。又重便二可申上候。

①『小菴』・伝本未見。寛政五年春に瓜坊が江戸日本橋辺りに入庵した記念

魂棚のこたへも露ぞ後夜の経

おなじく

など申捨候。病中の独吟□せて晝事ながく傍二<sup>①</sup>瓜英有て書採候間懸御目候。眼病のまぎらかしなりし所八申見捨可被下候。末書二なり候へども御大人へ宜被仰上可被下候。

① 瓜英・柳津の人。

寛政四年六月に会津高田の草蘿が柳津に来訪しており、その後七月には瓜坊が腹痛となっていたことが文面よりわかる。本書簡は病後に草蘿に宛てたものである。陸奥出立を延期したのは腹痛になってしまったためだった。

17 瓜坊書簡包紙田中草蘿宛 寛政三・四年 (田中文庫)

柳津 圓蔵寺裡

高田二竹庵

五葉菴

草蘿様

瓜坊

案下

どの書簡の包紙かは不明だが、瓜坊が柳津円蔵寺裡にいた頃に会津高田の二竹庵草蘿に出したものである。

18 瓜坊句文 寛政四年秋 (田中文庫)

印

千をひく根引の松の佛を墨に写してうたゝ寝の仮の枕を紙もて造り、こゝろの駒を休ひせよと大方ならぬ賜ものに月雪花の夢を結ぶも唯其人の情にし、まことの水の中に染てきのふ八けふとおもなれ安く猶信病を重ぬるにこそ。

瓜坊 印 (陽刻印「五」) 印 (陽刻印「葉」)

君ゆるせ萩に添ひよきぬれころも

会津高田の田中草蘿のもとで、世話になったお礼として認められたものであろう。

19 瓜坊句文 寛政四年九月 (田中文庫)

枕とていつれの草をむすぶべき、行をかぎりの野辺の夕ぐれさだめ無き身の杖をよせて、二竹庵のふたツの竹のふし／＼こめてまめやかなるに面なれ安き八師のいましめなるにと約を転じける。けふも林宗が簪さえ揺／＼て

秋行ば跡は草／＼あとの塵 五葉庵 (花押)

17の句文同様、瓜坊をまめやかにもてなしてくれた二竹庵草蘿への感謝をこめ、留別の折に認めたものであろう。「秋行ば」の上五により、晩秋の九月に揮毫したものであることがわかる。

20 瓜坊書簡田中草蘿、社中宛 寛政四年十月八日 (田中文庫)

益御清福御風流御楽しミ可被成奉賀候。先曲八不覚長逗留御慈愛とも御厚情難尽筆頭奉存候。拙無変漸菊月廿九日二武昌へ着いたし候。はからず那須野辺二長逗留おかしき事どもおおく御噂など申くらし久しぶり之出会日／＼いそがしく今日も併席へさそはれ某師参詣かた／＼出かゝり候ゆへ草々申上候。とかく追便牛込渡部氏迄萬事相認指し出可申候。京師之風流御しらせ申度<sup>①</sup>『華供養集』も参り居申候ゆへ御電覽二候半ため。拜白。

十月八日

瓜坊 (花押)

草蘿様

社中様

御家内様方へもよく御申上可被下候。此度八御文通申さぬばかり只京師の摺もの御とゞけ申のミ。①『華供養』八柳津へ直二遣し候。御とりうけ御覽候へかすと。草々。拜白。

①『華供養』・寛政四年版『花供養』(関更編)には、柳津連の歌仙表六句と柳津に行脚していた瓜坊の句が入集する(書簡2 P110参照)。会津から江戸へ出た瓜坊が、会津高田の草蘿宛に送ったお礼の書簡である。那須野に長逗留し、九月二十九日に江戸に着いたことが判明する。江戸



り遣し候間備電覽候。此方へ曳杖之事ハ無心許ト不似ニも披無く七夕頃迄ハ留錫之存ニ山主へ応諾仕候間遅月坊ニも夫迄ニ当地へ飛錫いたし候様ニトハ申遣候得ども遠路之事如何可有之候哉。柳本蕉夢坊も歸錫ニて御ざ候間可相成御事ならば可然風客御同道ニて御來駕奉待候。若平馬を催給ひ候て与一衛門方八岩井ニ御ざ候間、柳本江向テ御着奉待候。兼而其趣御噂申合置候。されども当月廿日頃迄八山中さはがしく厥後ハ閑寂之よし山中ノ物語ニ御ざ候。為其早々呈寸楮候。餘期再使候。承陳。

五月九日

瓜坊(花押)

草蘿様

①蝶夢無事・蝶夢が亡くなったという誤報(書簡10)について、遅月から無事であるという報告を受け、尚々書で草蘿に告げている。

岩城・平潟辺りにいた遅月に会津柳津来訪を促していたが、遠路のため来訪がなさそうであることを述べている。瓜坊はこの書簡執筆時の寛政四年五月九日には、七月七日の七夕の頃に会津を出立することを予定していた。そして、岩城辺り(平潟)にいた遅月に来訪を促していたことがこの書簡からわかる。

14 瓜坊書簡田中草蘿宛 寛政四年五月十一日(田中文庫)

きのふ認め落し候。此節之御佳作ちとほしき事御ざ候間急ニ為御見可被下候。為其又呈寸楮候。拜白。

五 十一日

坊押

二竹庵雅主

「きのふ認め落し候。」とあり、正確には一昨日だが、「書簡13」の追記であろう。発句が必要となり、草蘿に急ぎ催促している。

15 瓜坊句稿 寛政四年夏(田中文庫)

頃日の草詠

夏の月關伽汲むうへにしらミけり

何事も露となる間そ昔の花

塔組や爰にも蟻の一世界

分別も無きしら罌粟や朝の月

岡見庵月次

しら罌粟や訪ひ来る人を庵の塵

雪闇の間を蝙蝠の驕けり

午節

手すさミやよしあしならぬ笹粽

など>申捨候。

瓜坊

岡見庵の月次に夏の句を寄せている。岡見は柳津の人。書簡14で瓜坊が草蘿に催促したのは、岡見庵月次句会のための夏の句であろう。

16 瓜坊書簡田中草蘿宛 寛政四年七月十四日(田中文庫)

青簡至來辱拜誦。誠ニ先曲は残暑酷布折からよくぞや御光駕殊ニ御土産別而珍客なるは久々ニて珍らしき風談何も余歎娛無此上今ニ御噂申くらし候。不似厥后腹痛病于今相臥居申候而盆法中之取紛を与所ニながめ申候。こなたより呈寸楮御帰後之御様子御尋可申上致居候ニ失礼仕候。一両日好雨金風相催し大慶仕候。御両客へ別楮上可申候間好ニ御通書可被下候。此度御作いつもながら面白別而七夕御出来、翁も句ハ正面ニ案じて作者無キ様トやら、いま之事ニもかなひ發句ハ好も御案じ被成候而社中ども呼申候。御六ヶ布ながら追々御風流為御聞可被下候。右之地ニて病床の蕪書御推覽可被下候。拜白。

七月十四日

瓜坊(花押)

草蘿様

算たる水にちかきの夜寒かな

七夕

吾願ひ星のわかれの雨となれ

天の川末瀬の測のつもらむ

蕉夢

⑤ 關吏・京都の人。瓜坊の師。

※寛政四年の閏月は二月である。遅月が岩城辺りに居た頃で、瓜坊が柳津にいた時期であるから、本書簡が寛政四年の書簡であることが推定できる。蝶夢が没したという誤報について關吏社中に確認したことを草蘿に報告している。瓜坊は会津柳津滞在中の時期にも京都俳壇と連絡を取り合っていた。

11 瓜坊書簡田中草蘿宛 寛政四年三月十九日(田中文庫)

両度之華書一時二相逢辱薰誦。如命些子暖氣相催候へども益御安寧御暮被成候段大賀不斜奉存候。不似依然消二光候。御作どもいつもながら面白所を御案じ被成候と熟覽仕候。且京師之集永く御留被成候様二被存指上候二被入御念御返却慥二手握仕候。当所茂此節檀回之留主二至而不風流薩埵随侍のミ日を重ね候。依而拙義も近内之発足二て日光之祭礼を心懸杖仕存二御坐候。不人之折から二て山主も不機嫌に候へども春氣二おかされ漂泊疾難凌無理二脚絆之紐をしめ申様二相きはめ申候。をしへ八鳥渡拜顔を得ざるも生涯之結慮殊二日光之道宿二も候へ八十日前二ハ御見廻可申上、若御在候宿之折からなれハ相清話候事ハ欽喜雀踊仕候。①那須ノ雲巖寺二も寄杖仕度存念も有之いまだ決定不仕候。今しはらく日合も御坐候間又々奉待再鴻候。将重寶之使面御贈患辱殊二好時節二て入辱不捨鑑に枕仕候。先回は開扉の折から御発延引心外失礼仕候。楮餘重便可申上候条草々拜白。

三月十九日 瓜坊(花押)

草蘿様

いたづらに暮行春や尾根の麦  
木の芽山やもの数言ぬ人のさま  
興有りや李咲家の夕けぶり  
など、申捨候。

① 那須ノ雲巖寺、栃木県大田原市。臨濟宗妙心寺派。芭蕉が奥の細道で立ち寄っている。

寛政四年三月十九日、柳津にいた瓜坊が、草蘿から返却された京都の撰集を確かに受け取たと報告している。三月は檀家周りの留守で、俳諧もできずに「不風流」だったようだ。山主の機嫌を窺いながら、自身の「漂泊疾」<sup>②</sup>を断ち切れない思いを草蘿に打ち明けている。遅月にも漏らしていたが、柳津で風流三昧の生活を送れないことを瓜坊は不満に思っていたようである。そして、日光の祭礼、那須方面に行きたいという計画を草蘿に語っている。瓜坊が陸奥を去り、那須から江戸へと向かうのはこの年の九月である。

12 瓜坊書簡田中艸羅宛 寛政四年春か(田中文庫)

再白

① 盧橋罷越候趣二て本書艸々相認申候所、其文間違申候故復寸楮申上候。旧冬御不勝之由御噂承候。春來如何被為在候哉。御左右承度御社中へも毎く御噂申暮候。何とぞ道ながらも能相なり申候ハ、柳本へ向テ御杖奉侍候。且此義之助御地二しばらく逗留之由風雅之情ハ薄候得とも夜陰御伽二も相なる飲物二て御ざ候間、(以下欠)

① 盧橋・会津柳津の人。寛政十年、柳津連が発行した一枚摺にその名がみえる(「駕爲俳人恒丸と素月」所収)

② 柳本・会津柳津の人。柳本蕉夢。

書簡によれば、「旧冬」にあたる寛政三年冬、草蘿は病気になるというのである。この頃義之助なる男が柳津から高田に逗留していた。後半が欠損しているが、瓜坊が柳津で春を過ごした寛政四年春の書簡であろう。

13 瓜坊書簡田中草蘿宛 寛政四年五月九日(田中文庫)

① 蝶夢無事、暁台八間大分難卜遅月庵へ申遣し候。

厥后絶音間疎御深甚二罷過候得ども益御清盛消穢御楽しミ被成候旨、頃日義之助帰宿二て御噂呉々承一入御床布存念指起し木翁子二も先曲得見し候而一向序俳諧も有之候得ども写して入御覽候程ノ事も無く、且岩城遅月庵も通書尤冬撰集之為メ二鳥渡武昌へ罷越候様後御聞候。則集送

一。遅月素善クスニ俳諧ヲ。乃チ教導シ之ヲ且語リテ曰ハク「事フル佛ニ功德、莫シレ如クハ興スニ廢寺ヲ。其勝ルニ於禮禮ニ也遠シ矣。」永志感悟シマ 披刺シ為リ僧ト師事ス遅月ニ。遅月為ニ製シテ名字ヲ「更ニ號ニ營心ト」。遂ニ從ヒレ師ニ履ニ往テ來ス水戸平湯等ヲ。寛政十年結ヒニ庵ヲ湯本邑ニ居トス焉。發シテ願ヲ再ニ造ス釋迦堂ヲ。而ルニ無シニ檀越助成者。幻如日(夕)出テ二人家ニ、托鉢シテ乞フコトニ米錢ヲ。者十有九年。未ダ嘗テ避ケテ雨雪ヲ。又未ダ嘗テ費サニ緇鉢ヲ。積累至ルニ數十萬錢ニ。於テ是ニトヒレ地ヲ再ニ造ス其堂ヲ。衆生感喜各弁テ捨シテ米穀ヲ助ク之ヲ。堂既ニ成。幻如間又以テ念誦之暇ヲ擇ヒテ地ヲ下ニ杉種ヲ。苗從テ息セリ焉。乃チ分ケテ数千株ヲ樹スニ之ヲ堂側ニ。至リテ今ニ繁茂成スレ林。其他ノ旁、近間地悉ク皆樹シレ之ヲ、以テ利スレ民。有ラバ下人請フニ其苗ヲ一者上、不ニ敢テ少シモ吝マ、必ス往ニ其地ニ、樹植ヲ授クニ其方ニ。往返雖モ涉ルト遠キニ不ニ敢テ辭セニ其勞ヲ。是ヲ以テ前後樹植アル者至ルニ八萬餘株ニ。既ニ而遅月寂ス。親ヲ負ヒニ其遺骨ヲ、蔵スニ之ヲ高野山ニ。幻如嘗テ多ク貯メ名家詩章ヲ。至リテ此ニ便道、詣テ大宰府ニ納ムニ之ヲ天満宮ニ。是レ其ノ宿志也。遂ニ出ツニ大村ニ。郷親皆没シ、唯ダ有ニ一孫ニ耳。大村侯欽ヒニ其道徳ヲ欲スレ留メテ之ヲ。幻如潛ニ去テ還ニ湯本邑ニ。自ヲ執リテ未耜ヲ辟キニ廢地ヲ、得タリニ水田若干ノ頃毎年所獲スル粟七斛餘。永ク入ルニ釋迦堂ニ。自リ幻如入リテニ佛門ニ持律堅固、不ニ毫モ犯サニ其戒ヲ。終身托鉢頭陀、不シテ過ニ水菽入ルルニレ口ニ而飢者ニ食セメレ之ヲ、寒者ニ衣シテ之ニ、甚ダ為ニ衆ノ所ト崇敬スル。以テ文化十二丙子十二月十九日ヲ「無病示寂」。享年六十有三歳。其勤行過キテ人ニ而功德無量、如下其ノ再ニ造ス廢堂ヲ、教ニルガ中樹藝ヲ於民ニ最モ甚大ナル者也ト云。撰齋寺西君嘉シレ之ヲ、親ノ状ヲシテ「其行事」令ムルコトト。秀ヲ記サニ其塔ニ「如シレ此ク。君在リニ陸奥代官ニ、為ストレ政ヲ三十有餘年。其意ニ慈悲ヲ為レ本ト。人苟シクモ有ラバ「善行」雖モ「微事」ナド「必ス録スレ之ヲ焉。秀雖モ「未ニ知ラト」幻ヲ為リテ人ト、久シキ辱フスレバ「君之交誼」則チ其ノ命不レ得レ辭也。嗚呼君ハ目シテ「幻如」為ニ「功德無量」ト。安シク知ラシレ不レ出テニ於君之功德無量中ニ哉。幻如臨終ノ有ニ俳句、不レ可クヲ、以テ不レ傳ヘ。乃チ系スルニ「其辞」ヲ。辞ニ曰ハク、

ぬぎすててきみよしゆきのふるわらじ  
 奴岐須底底積彌與之悠基迺不留和羅館  
 文政七年丙申秋閏八月廿五日 水戸小宮山昌秀撰文  
 石川清秋書丹(右面)

10 瓜坊書簡草蘿宛 寛政四年閏二月一日(田中文庫)

采雲辱拜誦。増御風流御盛御樂シミ被為大賈不過之候。殊ニ春興御作ども何とも能御出来別而御作ハ御作程之御事ト社中頻ニ御床しがり申候。

①遅月僧事被仰下秋不図岩城より文通。厥后無音酷床敷存候。折から好御便大慶仕候。何とぞ程無御同伴有之様ニ仕度候。御存之通当地坊中も春之内ハ檀近ニ何も曳杖之趣、何卒坊中之留主中江向はねばよいがと先刻より②柳本など御噂申くらし候。去冬京師より遣し候集入御覧候ニいまだ届不申候よし、貞伸子ノ御件は違有之事ト存候。何とぞ幸便之節御採誦御覧可被下候。比日当地之③盧橋も御地へ罷越申候由初心ながら得人ニ御ざ候。尚此辺之御噂聞可被下候。楮外期再鴻候条早々拜白。

閏月朔日 瓜坊

草蘿様  
 御添書拜見、④蝶夢事珍事如仰ニ御坐候哉。御文通之様子京師より訃音ト申御事ども不存候。何トぞ可有養度存候。老人之事酷被案候。去秋關更社中々之文通ニハ聞へ不申候。冬中之事ト存候。萬々面上ならでハと艸々申上候。

- ①遅月僧・備中出身の行脚俳僧。寛政四年頃には岩城・平湯辺りにいて、寛政五年から水戸俳壇における庶民層の指導者として多くの門人を得た。
- ②柳本・会津柳津の人。俳号は蕉夢。
- ③盧橋・会津柳津の人。この頃会津高田の草蘿の世話になっていたことが本書簡によつてわかる。
- ④蝶夢・京都から蝶夢が亡くなったという誤報があつたようだが、寛政三年秋の關更社中からの文通には蝶夢が没したという報告はなかつたと伝えられている。

御輿を催し玉ひ候様二と奉待候。②永志子不変随侍ト奉察候。宜布御通声可被下候。とかく筆頭二八不尽御事とも必く其地御逗留なくまつ当城へ御曳杖可被下候。又其辺へも此地御逗留之内二御同伴可申候。為其寸楮呈し置候。不備拜白。

如月廿日 瓜坊

上

遅月法老

案下

庵の雪解て八漏となりにけり  
火燈しの翁もの言はず臙月

瀧の鳶うたれながれにまはりけり

山里や梅の初華初ざくら

など、我俣之事ども申捨候。委々隨之地二消二光候。他之恥秀才耳。

①岡本坊・会津柳津における瓜坊の寄宿先である。この書簡を収めて送ろうとしたと思われる包紙（書簡も包紙も常陸に滞在していた遅月には届けられず、会津高田の田中文庫に残された）が現存するのでここに翻刻する。

9 瓜坊書簡遅月宛包紙（田中文庫）

柳津岡本坊発

五葉庵

遅月庵虚阿上人 瓜坊

侍史下

②永志・肥前大村の人。通称阿部市兵衛。法名は幻如、字は照禪。別号笠心。寛政二年春、陸奥塩釜に至り、遅月上人に会い教導を受けた。寛政三年五月二十五日、遅月に伴って塩釜を出立し、仙台、福島、郡山を経て磐城に訪れる。水戸、日立太田での歌仙に多く参加しており、遅月によく伴った。寛政十年湯本に定住。托鉢を積み重ねて湯本成田山の釈迦堂を再興した。杉苗植樹による産業開発にも貢献した。遅月は文化九年九月十五日に六十三歳で没したが、永志は遅月の遺骨を自ら背負い、高野山に蔵した

という（『釈迦堂幻如照塔記』。文化十三年十二月十九日没、六十三歳。

③遅月法老・書簡4の注釈④参照。

本書簡によれば、瓜坊と遅月は遅月が関西にいた頃（天明期以前）から、同じ境遇の俳僧として交流があったようである。遅月が平潟にいたことを把握し、瓜坊は遅月に会いに行きたがつていた。だが、柳津円蔵寺の山主が江戸湯島の峨山和尚の門人であるという縁（柵）があり、気ままに外出できないことを歎いている。そして、遅月に柳津の岡本坊まで来るように促しているが、この書簡は遅月には届かなかった。遅月が瓜坊をどう思っていたのかは管見では確認できないが、瓜坊が遅月に対して親近感を持っていたことが本書簡によつて判明する。

文中には「永志子不変随侍ト奉察候。」とあり、遅月に師事した阿部永志の動向まで瓜坊は把握している。永志（笠心）については、遅月の『松島紀行』の帰錫日記に次の記述がみえる（拙稿「遅月上人の松島紀行」『人間科学』第34巻1号 2016年）。

去年の春（寛政二年春）より机前を離れず薪水の労にかはりて馴つかへし長崎の産なるものにさいつ比髪おろさせ忌こと授けなどしておしへたてし僧名は照禪と言ひ風流の呼名は笠心（永志）といへるを剛力とたのみて唯二人ひそかにとせし程に、（以下略）

永志は現在忘れ去られた存在であるが、遅月の門人としていわき湯本の成田山釈迦堂を再興して同地に住み、杉苗の植樹をして地域振興を図り、地元民衆に慕われた清貧の僧であったことが、「釈迦堂幻如照塔記」（いわき湯本勝行院）に刻まれた碑文によつて伝わる。この碑文は、小名浜、塙、桑折の名代官として知られた寺西封元が述べた内容を、水戸の民政家小宮山楓軒が撰文したものである。以下、「釈迦堂幻如照塔記」の全文を紹介しておくことにする（返り点、送り仮名は私注）。

釋迦堂在<sub>リ</sub>陸奥磐前郡湯本邑<sub>ニ</sub>。嘗<sub>テ</sub>罹<sub>ヒ</sub>テ災<sub>ニ</sub>而荒廢<sub>スル</sub>也久<sub>シ</sub>矣。僧幻如字<sub>ハ</sub>昭禪、肥前大村<sub>ノ</sub>人<sub>ナリ</sub>。俗姓<sub>ハ</sub>阿部氏、稱<sub>ス</sub>ニ市兵衛<sub>ト</sub>。自<sub>リ</sub>少<sub>キ</sub>好<sub>ミ</sub>ニ俳諧<sub>ヲ</sub>。自<sub>ラ</sub>號<sub>ス</sub>ニ永志<sub>ト</sub>。出<sub>テ</sub>郷<sub>ヲ</sub>巡<sub>リ</sub>禮<sub>シ</sub>名利<sub>ヲ</sub>。到<sub>リ</sub>テ陸奥鹽竈<sub>ニ</sub>。遊<sub>ビ</sub>返<sub>シ</sub>遅月<sub>ニ</sub>

陽復十八日 瓜坊(花押)

艸羅様

木食の冬木をつたふ小坂かな

埋火や軒の松風夢に入る (4の書簡と重複)

初雪や眼にまよふものあればこそ

遠里やみだれ降雪うち霞む (4の書簡と重複)

山寺旅泊

髮刺の鋼鉄氷るや雪あらし

ぬくめ鳥身も世も一夜氷るべし

などとおくれた事を申捨候。

① 暁台・尾張名古屋の人。加藤氏。中興五傑の一人。寛政四年一月二十日没、

六十一歳。

② 關更・加賀金沢出身。天明期以降は京に定住。芭蕉堂を営む。寛政十年五

月三日没、七十三歳。

③ 瓜英・会津柳津の瓜坊門人。

※陽復は一陽来復(十二月)のことで、この書簡は十二月十八日に認められたものである。柳津連の瓜英から草蘿に、「云捨之卷(連句)」が送られているので、瓜坊が会津の冬を過ごした寛政三年ということになる。4の書簡の六日後に出されたもので、十一月七日の草蘿書簡の返信である。4の書簡は十一月二十八日付の草蘿書簡(木翁が持参)返信であるが、本書簡はそれとは別ルートで依頼したのである。来春(寛政四年)に帰杖する予定(実際に江戸に出たのは九月二十九日)を告げ、その前に草蘿と面会したいと願っている。「埋火や軒の松風夢に居る」、「遠里やみだれ降雪うち霞む」の二句が4の書簡と重複している。4の書簡は自身の近況、關更、遅月の動向等の報告を目的にした書簡であるが、本書簡は草蘿との対面を願う内容になっている。この書簡を認める直前(十二月十七日頃)に、瓜坊は翌年会津を去ることを決めたのであろうか。

6 瓜坊句文 寛政三年冬(田中文庫)

飯豊山詣ふの帰るさ登るところ無き瘦骨をふ

としも二竹庵に投じけるが、あるじの人のい

とむツミなるに身も吾ものこちぞすれ

ゆたかさや二百廿日の雪の宿

瓜坊(花押)

飯豊山は福島県、山形県、新潟県の三県にまたがる山で、飯豊山神社は喜多方市山都町にある。二百十日は立春から二百九日後のことをいうが、発句にある「二百廿日」はその十日後である。二竹庵草蘿の手厚い歓待に行脚俳僧の瓜坊が感謝を込めて揮毫したものである。

7 瓜坊書簡田中草蘿宛 寛政四年二月十九日(田中文庫)

御徒然之折から八御乍呼候而も不苦人脚二御ざ候。乍憚被添御心被遣可

被下候。猶御風流も如何近内此者申もより便も御ざ候半但御作為御聞可

被下候。楮外期再鳴候条早々拜白。

如月十九日

草蘿様 瓜坊

要用

二月十九日付であるから、寛政四年に柳津から出した書簡であろう。所在なさを感じる折、「御風流も如何」と草蘿に尋ねている。

8 瓜坊書簡遅月法老宛 寛政四年二月二十日(田中文庫)

平湯合不圖華書至来之后八絶音問候得ども増御清盛御遊行可被成歎喜踊躍不過之候。旧臘は直様雪中をのがれた折清話度奉存候處、社中不赦其上圓蔵之山主八兼而御咄申上候東武湯島、峨山和尚之清徒二而拙子不遁因縁有之気儘も難申候。終二春を向申候。然ルニ草蘿子今通書之刻又々不寄存御曳杖之趣為知来枯草之露を得たるごとく日をかぞへて奉待候。此節八当地社中もおおく檀近二罷出候得共、いづれ。岡本坊へ向テ早速

く御樂しミ之御事ゆへ此集御手握ならんと八存候得ども御作も不得見候  
 ゆへ御慰にもと進上いたし候。永く御留御覽可被成候。兼而御聞かよひ  
 二も候哉。近年千賀浦二留錫之浪華之<sup>⑥</sup>遅月坊も此冬ハ岩城之ほとり二  
 卜居いたし候よし、不斗此程鴻書至來名こそその霜葉遣し候間いさゝか入  
 御覽候。何トやら岩城辺も寒気も和らかなるよし。直二陽も向度程二存  
 くらし候。木翁子之許<sup>（木）</sup>より春興を乞れるが、  
 蠢きて世界造るか春の蟪<sup>（蟪）</sup>

春の気や老に角組思ひあり  
 駒鳥のみちのくちや朝ほらけ

水筋や去年の水の流出<sup>（行）</sup>

畔川や清むもすまずも芹の花

などゝ申捨候を遣し候。当時之作ハ

人既に巨達に崩すかたちかな

遅しき雪の素足ぞ鵜鷄

月雪の魂や氷りて雪女

遠里やみだれ降雪うち霞む

埋火や軒の松風夢に入る

などゝおくれた事申捨候。京師東都辺比日之通書句く有之候へども重

而拜□之折から相清話候半のミ不備爾陳。

極月十二日

瓜坊（花押）

草蘿様

尚く。哥仙感吟不斜。尚御作ども追く承度奉存候。

①木翁・会津地方の人であるが未詳。

②坂下・現在の会津坂下町。柳津の北東に隣接する。

③半化翁・高桑蘭更。瓜坊の師。

④遅月坊も此冬ハ岩城之ほとり二卜居いたし候よし、遅月は備中小田郡笠岡  
 村の出身。丸山幸之介。法名を如日、別号に空阿、照雲、利清庵がある。

俳諧は大坂の勝見二柳に学び、三十代の頃までは大坂、京都を中心に活動

していた。天明八年（一七八八）、江戸に下り、夏目成美と親交する。寛  
 政元年（一七八九）四月十五日、松島を目指して江戸を立立し、水戸を通  
 過して陸前浜街道を北上し、陸奥塩竈で槻陰舎を結ぶ。塩竈には寛政元年  
 十一月二十六日から寛政三年（一七九二）五月二十五日まで滞在し、六月  
 一日には飯坂、二本松、本宮へと向かっている（拙稿「遅月上人の松島紀  
 行」『人間科学』第34巻1号 2016年）。その後遅月は岩城、平潟な  
 どに足跡を残しており、寛政五年（一七九三）四月六日、水戸の神崎寺に  
 移る。以後、十九年は水戸を中心に活動をし、文化九年（一八一二）九月  
 十五日、江戸に出た際に六十三歳で没した。

本書簡が寛政三年のものと推定できるのは、瓜坊と同じ立場の行脚俳僧遅  
 月の動向が記されているからである。「近年千賀浦に留錫していた浪花の遅  
 月坊が、今年の冬は岩城のほとりに卜居していたこと」が、草蘿から瓜坊に  
 報告されたのである。会津高田の草蘿が十一月二十八日に出した書簡が、  
 十二月十一日に木翁から届けられたことがわかる。雪深い会津の冬を初めて  
 経験した瓜坊が、「二度ハたのしみ一度ハおそれ、」柳津社中の人々に助けら  
 れながら過ごしていることを草蘿に報告している。

## 5 瓜坊書簡田中草蘿宛 寛政三年十二月十八日（田中文庫）

先月七日之花書相達薫誦増御安清御風流御樂しミ被成候段大慶無他奉存  
 候。愈御曳杖之事もやと社中毎事御噂申くらし候。不似無異変依然消二  
 光候。白芥子事之御両吟珍布拜吟仕候。其外御作ども誠二流行之場なら  
 んと御噂申上候。酷御床布奉存候。野子も来陽ハ早春二帰杖仕候へは何  
 とぞ一度之拜□を奉折事二御ざ候。①暁台・②蘭更よりも武昌マデハ折々  
 之文通も有之候。扱々当所ハ便遠ふき所二て彼辺之事も酷床布奉存候。  
 当地春興之催しも社中咄申候間若其儀も有之候ハ先曲之春風之御作加  
 入可仕与奉存居候。猶且思召も御坐候ハ被仰下候。社中。瓜英方云  
 捨之巻入御覽候よし御笑覽可被下候。あたらしめ事多からんと奉存候。楮  
 外期重便候条早々承陳。

桜の句が詠まれているので、前年の寛政三年春に会津に来ており、書簡の「当春以来此奥與二とまり」と一致する。その後夏には山寺まで行ったことが、「一瓜坊・春鳥一枚摺」からわかる。

3 瓜坊・柳津芭蕉忌歌仙 寛政三年十月十二日(田中文庫)

皆人の夢そゞげとや小夜しぐれ  
粟津のむかし柳津の冬  
瓜坊  
瓜英 (柳津の冬)

古艸紙綴かねつも虫はミテ  
車の通ひ絶て久しや  
遊夕  
野笛  
路秀  
文杏 (一才)

月末の月の入はのきえぐくに  
鯛よせ来る沖の汐いろ  
英  
民水  
夕  
坊  
笛  
杏 (二ウ)

碁を囲む露の翁八岩のうへ  
木の葉のかほる茶にたぎる也  
独寝をかこつ燈び疎くくと  
雷にやならむ軒の光りハ  
此山は十とせ馴てもきミわるく  
悟もやらで白もいたゞく  
相団子の春知り顔す時を得て  
錆が雛のすがたやさしき  
かぞいろを右と左に月と花  
宇治の田畑の夕栄もがな  
細りたつ煙此世の外ならめ  
蓮の上の契とも見よ  
きぬぐの雨ならばよし濡るゝとも  
足ふミだして躡鞋しめさず  
誂し刀の磨は見て行む  
秀  
笛  
英  
坊  
廬橋

鴨の一番も師走めく比  
榎(ゆき)の深山の雫凍るべし  
權音さゆる月の海ばら  
三井の鐘ふれか寝覚を撞捨て  
心残と歸去来  
岡見  
作兵衛の隣島に歎の請  
瓜坊  
杏 (二ウ)

入梅の終もしれぬことしぞ  
左迂八之はずそ河のながれけり  
袂をしほる御制なりけり  
樺笠にたてる陽炎うち消て  
蝶まだ若き庭の此ころ  
移る世は栄ふか花の末の友  
かの如月を言の葉の魂  
後述するが、瓜坊は寛政四年九月二十九日に江戸に到着したことを報告している。冬を会津で過ごしたのは寛政三年のみであるから、この歌仙も寛政三年に巻かれたものということになる。瓜坊の発句(季語が時雨)により時雨忌(芭蕉忌)にあたる十月十二日、瓜英の脇(柳津の冬)により柳津において柳津連の瓜英、廬橋、岡見と巻かれた四吟歌仙であることがわかる。

4 瓜坊書簡田中草薙宛 寛政三年十二月十二日(田中文庫)

先月廿八日之朶雲昨十一日<sup>①</sup>木翁子々相達辱燈下二清話之思召をなして  
薫誂くいつもながら御作ども面白感吟不少候。<sup>②</sup>坂下より之書中二  
君御不勝之よし如何鶴望不安。去ながら御書面にて八何分寒邪之御ざハ  
りならんと遠察仕候。相つゞき珍布深雪冥天之曙もこれ二八まさらじも  
のをと一度ハたのしみ一度ハおそれ、口御社中二助けられて消二光。「訪  
ふ人も雪に埋もる翁かな」などゞ明くれ櫓をちから二くらし申候。  
一、比日京師より通書<sup>③</sup>半化翁も春以来小地行脚之由、社中之苦涯方よ  
り委布申遣し集摺ものなども送りかへし二て彼地之風流も承り申候。廣

(一七九一) 春の可能性が高い。『花供養』(寛政三年 關更編)に瓜坊が江戸の菊明らと巻いた歌仙が入集しており、寛政二年春には江戸にいたことが確認される。

冒頭に「未得拝顔候へども」とあるので、この書簡は瓜坊が草羅と対面する前に出されたものである。日付にある「玄冬」は冬のことだが、「初霜」「初しぐれ」の季語の句がみえるので、十月四日に認められた書簡である。会津柳津の円蔵寺に逗留することになった瓜坊に、草羅は地元俳人の短冊を送って交流を申し出たようで、本書簡はその返事である。

宛名の田中草羅は会津高田の人。通称昌之進。字は東昌。『袖塚集』の土由の跋によれば、「翁名は慎、字は久和、はじめ叢竹庵草羅と号し、後月歩と改む。」とある。弱冠にして郷学の師となったが、文化三年辞して四方に遊学すること二十年、足跡三十余国に及んだ。博覧強記で見聞広く、書画・医方・作動・瓶花・鉄筆などに精通した。老後は遼東山人、また再児とも号した。その著に『訓蒙科条』、『聖学適要』、『兵法秘訣』があり、小祥忌に門人らが『袖塚集』を刊行した。天保九年(一八三六)五月二十日没、七十六歳。高田の竜興寺に葬る(『俳諧人名辞典』高木蒼梧著 昭和35 巖南堂書店)。

瓜坊の寛政期における動向を知る資料に、『花供養』(翻刻集成I・關更の時代 天明六年〜寛政十年)(竹内千代子編著 2021年 昭英社)がある。同書は京都の芭蕉堂關更が毎年のように編集した芭蕉追善の撰集である。瓜坊の入集を拾ってみると、その所書によって刊行前年にどこにいたのかが判明する。『花供養』から瓜坊の入集を以下に挙げてみよう。

人なみや我等も花の握めし 雲水 瓜坊 『花供養』(天明七年 關更編)  
よし野にて  
日最中は花より起る曇哉 在 he 邦 瓜坊 『花供養』(寛政元年 關更編)  
此頃の小雨薫りてはつ桜 瓜坊 『花供養』(寛政二年 關更編)  
葉広になりぬ春の山櫻 駒山 (両吟半歌仙以下略)  
駒山は『花供養』(寛政元年)に、播磨明石の人として駒山の号で入集する。そして『花供養』(寛政二年)では、「鷺山改 駒山」と改号している。つま

り、天明期の瓜坊は雲水の僧として遊歴しており、寛政元年には須磨明石にいたということになる。『はりまあんこ』(寛政元年)の序文を草した頃の八月には、瓜坊は播磨加古川におり、隣接する明石で駒山と両吟半歌仙を巻いた時期と一致する。『俳文学大辞典』に、「師系は未詳ながら關更門との説がある」とあったが、瓜坊が關更門であったことは、『花供養』の入集状況によって確定し、両吟半歌仙が入集しているから、一門においても重きをおかれていたことがわかる。

関西にいた瓜坊が寛政二年春に江戸に来たことがわかるのは、『花供養』(寛政三年)に、瓜坊発句に始まる歌仙が入集しているからである。

奉納歌仙

しのばずや桜吹こす池のうへ 在江戸 瓜坊

南は東風に雨気つく空 『花供養』(寛政三年 關更編)  
菊明(以下略)

瓜坊の発句、江戸の菊明の脇以降の歌仙連衆は百静・左鶴・百稀・青奴・百機・百鯨・一葦・黒郎・砂上・古龍・青瓠・蓮止女・花弟・荷菊・千鶴である。

そして、『花供養』(寛政四年)には、会津柳津連の人々の歌仙表六句と並んで、「行脚 瓜坊」の句が見える。

歌仙表

散りてこそ供養もあらん花も人も 柳津 蕉夢坊

春は名のみの山ほととぎす 『花供養』(寛政四年 關更編)  
いなみ野や霞の裾に水戸守て 瓜友

三ツ輪くみつゝ、梳くしする 儲香  
月の比旅に瘦たる駒ならむ 有之  
すだれを捲し白萩の雪 鷺橋

山ざくら蝦夷を去事一百里 文杏  
行脚 瓜坊

『花供養』(寛政四年 關更編)



六月十七日没、五十二歳。青蘿の没後、門人の玉屑は栗の本二世となり、二条家俳諧の宗匠を務めた。

『はりまあんこ』の瓜坊自序を以下に紹介しよう（以下、資料翻刻はゴチック体で表記）。

○『はりまあんこ』（寛政元年 瓜坊編）自序

移レ風易レ俗莫レ善レ於樂。とぞ。誠に唐哥のしらべにおける、大和哥のながめにやはらげる中につきて、俳諧ぶりの楽に近きは、貴賤の雅俗をもらさず、是に酔てこれに遊ぶものは、かならず思ひよこしまなかるべし。爰に鹿兒のわたし守の中にかくれ、はい諧の祖意をさぐらむと腸をたち、禪に趙州の茶味をあぢはひ、三寸の舌頭に天外を動し、或は金鱗を得むと正風の釣ばりをたれ、栗のもとに淵をなして雲水の往来をとゞむ。そのきこえ遠近にかくれなく、此栗の本と一たび訪ふものは、一たびの功あらむ。予も此風雅の道をつとひ、去年の臘八の雪降る夕、鹿古のわたりの扉をたゞき、師とかれを論じこれをたゞかはしめて、夜の梅のひらくをまつ折しも、傍なる机上に門人の句く堆くあつまり有ける中に、おかしげなる一くさ二くさを拾ひて、四時をわかちて櫻木の塵となさむひまを、はりま養居と 南越の杜多瓜坊題す。

寛政巴西端月 播 鹿見川栗之本 行脚瓜坊撰

この序文により、瓜坊が天明八年（一七八八）暮れから播磨国の青蘿のもとに滞在して、翌寛政元年（一七八九）八月まで青蘿の栗の本に居たこと、瓜坊が南越の出身であること、姓が杜多であることがわかる。その後青蘿は、寛政三年（一七九二）六月十七日に五十二歳で没したが、その頃瓜坊は既に陸奥にいたことが、「1春鳥・瓜坊一枚摺」によって判明する。以下、田中文庫の newly 出資料には便宜的に通し番号（1〜31）を付して、推定年次順に紹介する。

1 春鳥・瓜坊一枚摺 寛政三年夏（田中文庫）

出羽最上山寺

明石の瓜坊が此山にして再建せる翁塚に加持水をそゞぎて、

苺の花散も手向のひとツかな 春鳥

山寺や軒にもかゝる夏の雲 瓜坊

吾智恵に迷ふたぐひか火とり虫

辛亥夏

「辛亥夏」は、寛政三年（一七九二）の夏である。この頃瓜坊は出羽国の山寺（立石寺）の蟬塚に加持水を注いでいた。

2 瓜坊書簡田中草蘿宛 寛政三年十月四日（田中文庫）

未得拝顔候へども弥御安清寒冷御凌可被成大賀此御事と奉存候。先曲は当地へ御公用之御曳杖有之候由松峯御噂にて承、短尺ども相達候。御風流さてく面白おぼえ申候。不似当春以来此奥羽二とゞまり他所の風流もとほくしく京師中國之風客どもいかゞ床布存候。先日之御作を見候二当所切之御楽しミトハ不被存候。若御文通之御事も有之候而御改二も候ハゞ上辺之義も承度候。いつれ御床布候俣呈寸楮候。此節之御作ども為御聞可被下候。為其早々不備。肅陳。

玄冬四日 瓜坊（花押）

艸羅様

初霜の木草きのふにかはりけり

霜の花罌粟の二葉におきにけり

我にふれ紅葉がおくの初しぐれ

など申捨候。只萬事おくれがち二世ををくり申候。其内御参庵奉待候。

尚山。

①御公用之御曳杖・草蘿は弱冠にして郷学の師となったことが、安積良斎撰の墓碑銘（『袖塚集』所収）にある。近世の郷学は儒者の郷校に倣って漢学等の学びの場となっていた。

②不似・自身をへりくだる一人称表現。瓜坊がよく用いる。

③当春以来此奥羽二とゞまり、瓜坊が陸奥に来訪したのは、寛政三年



執筆者一覧 (掲載順)

長谷川 幸一	人間科学部	教授
二村 博	人間科学部	准教授
北根 精美	人間科学部	教授
松橋 義樹	人間科学部	助教
崔 蘭英	人間科学部	准教授
平塚 謙一	人間科学部	助教
若林 功	人間科学部	准教授
眞部 多眞記	人間科学部	准教授

編集委員

矢口 明子      中里 南子      眞部多眞記

---

常磐大学人間科学部紀要      人間科学      第40巻 第2号

2023年3月30日 発行  
非売品

編集兼発行人      常磐大学人間科学部      〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1  
代表者 水嶋 陽子      電話 029-232-2511 (代)

---

印刷・製本      山三印刷株式会社

# HUMAN SCIENCES

(Faculty of Human Sciences, Tokiwa University)

---

Vol. 40, No. 2

March 2023

---

## CONTENTS

### Articles

- The Ambiguity of Human Sciences in Post-war Japan  
 — Inquiry on literatures and organizations —  
 ..... K.Hasegawa 1
- Toda Uribo's trip to eastern Japan-  
 — A travelling monk and haiku poet during the Bunk-Bunsei period  
 ..... H.Nimura 112 (—)
- Vulnerabilities of a Society Dependent on Foreign Worker due to the Labor  
 Shortage Exposed by the Covid-19  
 ..... A. Kitane 23
- The Characteristic Properties on Duties of Human Resources in the  
 Collaboration between Community and School  
 — Based on the Review of Studies on Staffs in Adult and Community  
 Education until the 1990s —  
 ..... Y. Matsushashi 43

### Research Notes

- A Study on Li Hong-Zhang's Recommendation to Korea's "Opening of the  
 Country" (1)  
 — Focusing on letters to Lee Yu-won —  
 ..... Lanying,Cui 88 (二十五)
- Working conditions of social workers in the Ibaraki region  
 — From the results of a questionnaire survey —  
 ..... K. Hiratsuka, I. Wakabayashi 59
- Popular Rebellions in History Plays  
 ..... T. Manabe 71
-